

第2期和泉市こども・子育て応援プラン (素案)

和泉市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	2
3 計画の対象.....	3
4 計画の期間.....	3
5 計画の策定体制.....	3
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現況と課題.....	4
1 人口・子ども人口	4
2 家庭の状況.....	10
3 子育て関連施策・事業の状況.....	16
4 子ども・子育てに関する実態と意向（ニーズ調査結果から）	25
5 子ども子育て支援の課題.....	45
第3章 計画の基本的な考え方.....	47
1 子ども・子育てビジョン（基本理念）	47
2 計画の視点.....	48
3 計画の基本目標.....	49
4 施策の体系.....	51
5 重点施策.....	52
第4章 総合的な施策の展開	53
基本目標1 豊かな心と生きる力を育む人づくり	53
基本目標2 配慮が必要な子どもと家庭に対するきめ細かな支援.....	61
基本目標3 子どもを生き育てることが楽しく感じられる地域づくり	71
基本目標4 健やかに安心して暮らすことができる親と子の健康づくり	77
基本目標5 子育てと就労・地域活動がいきいきとできる環境づくり	83
基本目標6 子育て家庭を支える環境づくり.....	87
第5章 量の見込みと確保方策.....	94
1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定.....	94
2 将来の子ども人口	95
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	97
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	102
5 地域型保育事業の認可に関する需給調整の考え方	109
6 教育・保育の一体的提供及び供給体制の確保方策	109
7 質の向上のための取組	109
第6章 計画の推進.....	110
1 計画の推進体制.....	110
2 計画の進行管理.....	111

計画の前提

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では平成24年8月に待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもへの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を柱とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されることになり、この新制度施行に伴い、市町村においては、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図ることとなっています。

本市においては、子どもの幸せを第一に考え、妊娠・出産から子育てを見守って保護者にとって切れ目のない子育て・親育て支援となるよう取組の充実を図り、また、地域が一緒になって子育てや子どもの育ちを応援できるまちづくりをめざし、平成27年3月に「和泉市こども・子育て応援プラン」（平成27年度～令和元年度）を策定しました。

現在、我が国ではますます少子高齢化が進み、働き方改革の推進や令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が始まるなど、子ども・子育てを取り巻く環境は変化しています。

本市においても人口減少が進んでおり、子どもの人口も減少しています。しかし、女性の就労ニーズの高まりの中で、保育所等の利用ニーズは高く、待機児童が出ている状況です。

このような状況を踏まえ、女性の社会進出や教育・保育の無償化に伴う低年齢時からの保育需要の高まりによる待機児童対策、世帯規模の縮小や地域のつながりの希薄化による子育てに不安を持つ保護者の増加、子どもの減少や施設の老朽化等を踏まえた施設の統廃合や定員の見直しなど、子育てをめぐる環境の変化に対応していくとともに、教育・保育事業の量と質及び子育て支援施策の充実を目的とし、「第2期和泉市こども・子育て応援プラン」を策定します。

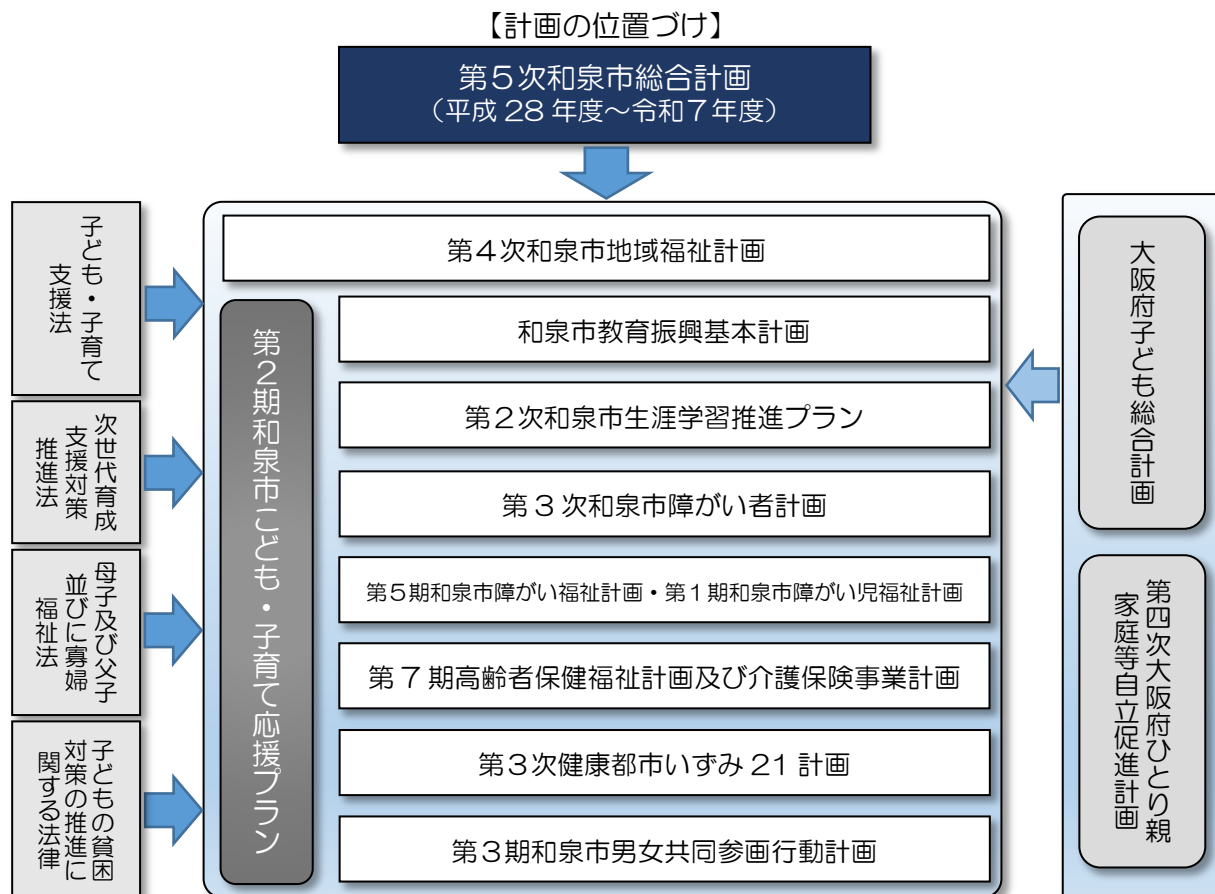
2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、次世代育成支援行動計画については、義務策定から任意策定に変更されていますが、すべての子どもと子育て世帯を対象として、本市が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。

また、本計画は、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、就学前の子ども教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の具体的な取組を示すものであり、市民をはじめ、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちや子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたり、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要であるため、本計画は、上位計画である「第5次和泉市総合計画」や関連する個別計画と整合・調和を図りながら策定しています。

また、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第 12 条に基づく「自立促進計画」とともに、「改正次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画策定指針に記載する国の「第2次健やか親子21」の趣旨を踏まえ、「母子保健計画」を包含します。



3 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね 18 歳までの子どもとその家庭とします。

子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体等も対象になります。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。ただし、子ども人口の推移や事業の進捗状況等により、計画期間内に一部事業を見直すこともあります。

計画の最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し、新たに次期5年間の計画を策定します。

【計画期間】

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
和泉市こども・子育て応援プラン					第2期和泉市こども・子育て応援プラン				

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき設置している「和泉市こども・子育て会議」で計画関連事項について審議を行いました。

また、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を、就学前子どもの保護者及び小学生の保護者を対象にそれぞれ実施し、その結果について事業量算出の基礎とするなど、計画策定に反映しました。

さらに、本計画に対する市民の意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施します。

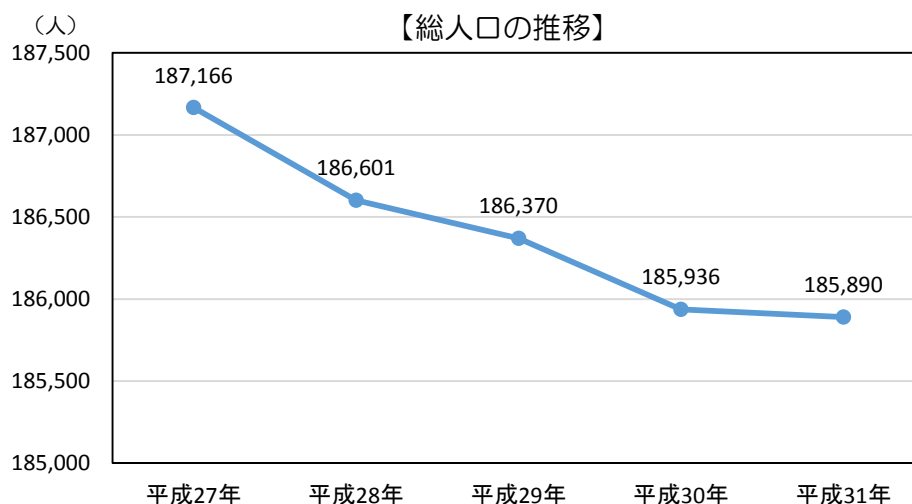
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現況と課題

1 人口・子ども人口

(1) 人口の推移

① 総人口の推移

本市の平成 27 年以降の人口の推移をみると、減少傾向で推移しており、平成 27 年の 187,166 人が平成 31 年には 185,890 人となり、5 年間で 1,276 人減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

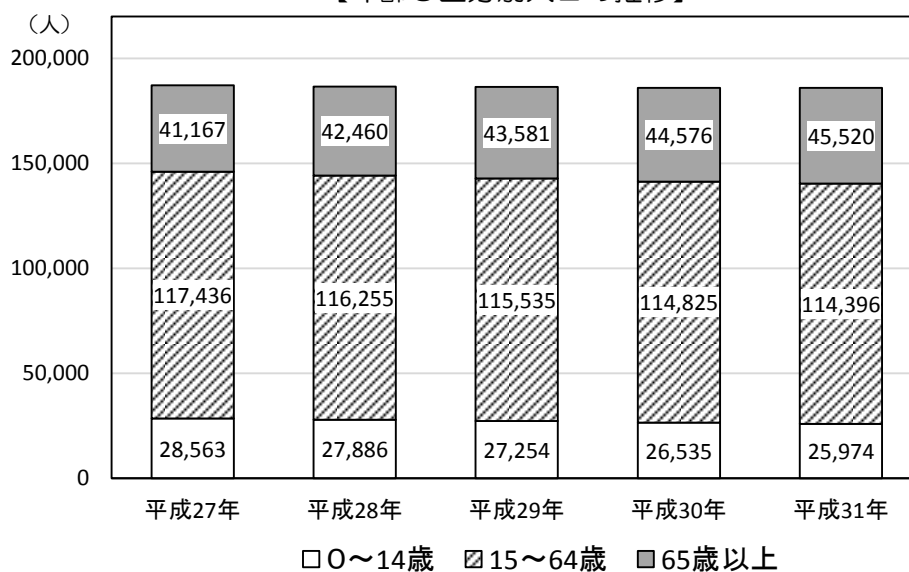
② 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口構成のうち、0～14歳の年少人口は、減少傾向で推移し、平成31年は25,974人となっています。総人口に占める割合は低下を続け、平成31年には14.0%となっています。

15～64歳の生産年齢人口は、年少人口と同様に減少傾向を示し、平成31年には114,396人となっています。総人口に占める割合は低下を続け、平成31年には61.5%となっています。

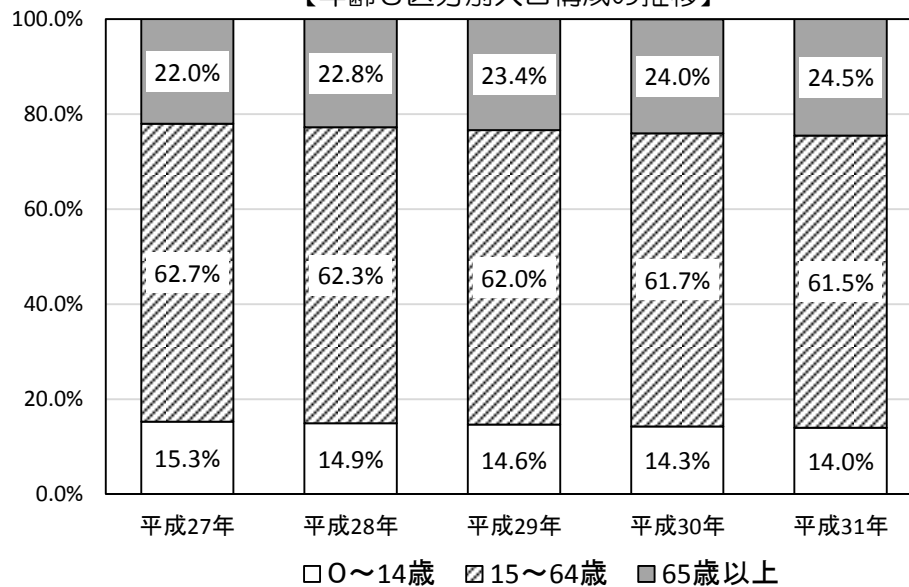
65歳以上の老年人口は、増加傾向で推移しており、平成31年には45,520人となっています。総人口に占める割合（高齢化率）は、平成31年には24.5%となっており、本市では少子高齢化が進んでいます。

【年齢3区分別人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

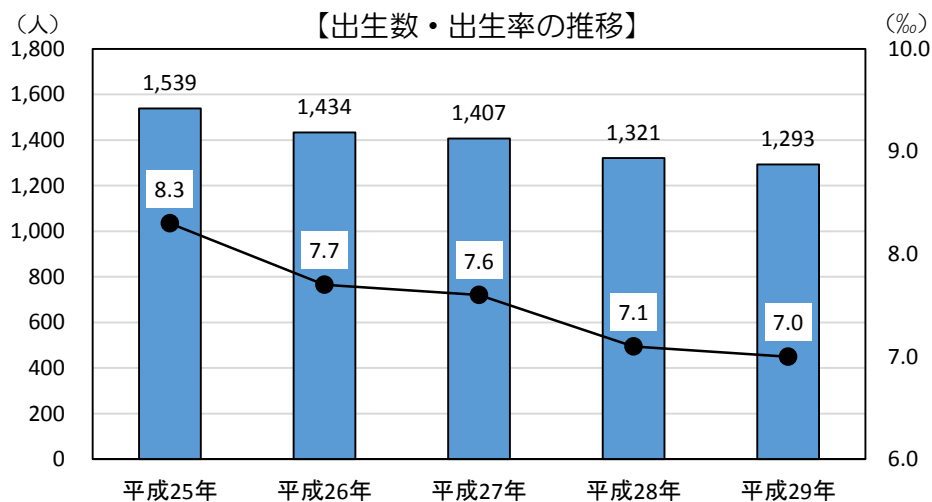
【年齢3区分別人口構成の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

③出生数・出生率の推移

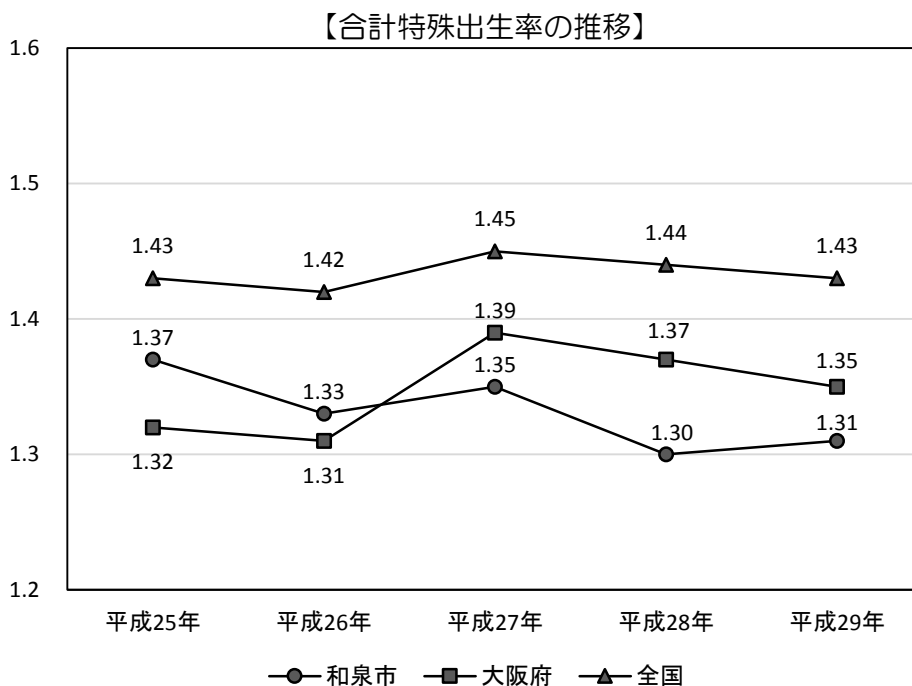
出生数の推移は減少傾向となっており、平成 25 年の 1,539 人が、平成 29 年には 1,293 人と減少しました。また、人口千人対出生率も減少傾向となっており、平成 25 年の 8.3 から平成 29 年の 7.0 まで低下しています。



資料：各年人口動態統計

④合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成 26 年までは大阪府水準より高く推移していましたが、平成 27 年以降は、大阪府水準と全国水準を下回るようになり、平成 29 年には 1.31 となっています。



資料：各年人口動態統計 人権・男女参画室調べ

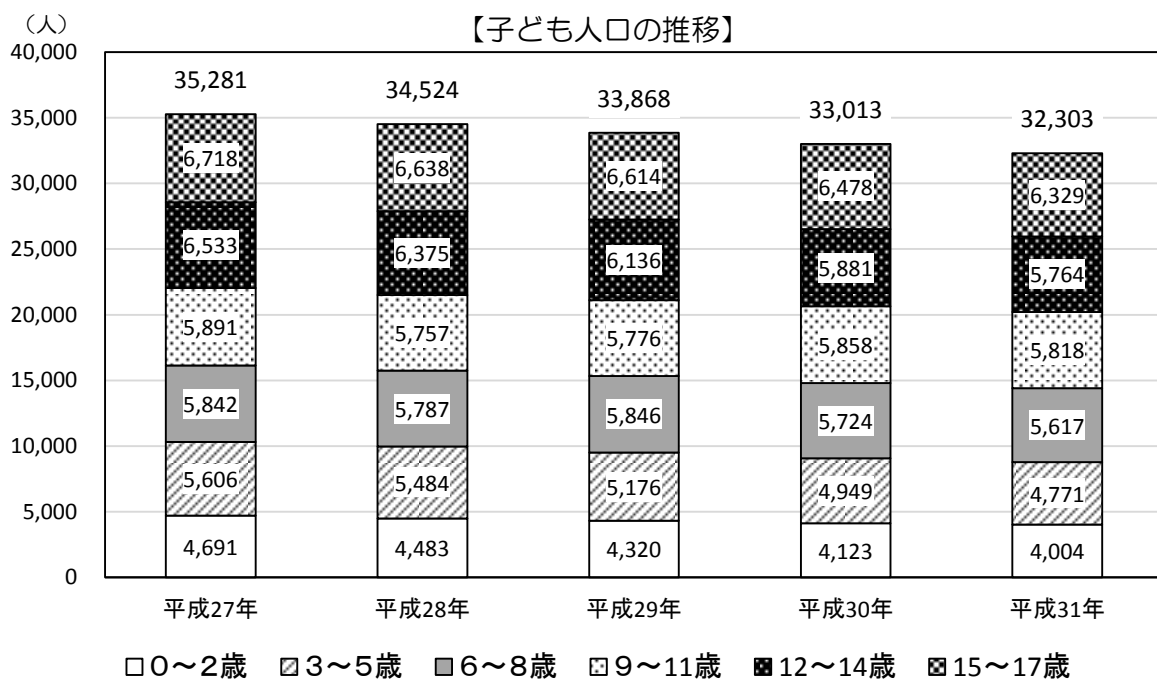
(2) 子ども人口の推移

①子ども人口総数の推移

18歳未満の子ども人口の推移をみると、減少傾向で推移しており、平成31年4月1日現在では32,303人となっています。

6～8歳、9～11歳は比較的減少が緩やかですが、総じて各年齢で減少傾向を示しています。

平成31年における年齢層別の構成比は、15～17歳が19.6%で最も高く、9～11歳が18.0%、12～14歳が17.8%、6～8歳が17.4%、3～5歳が14.8%、0～2歳が12.4%と続いており、概ね年齢が低くなるにつれ、構成比も低くなっています。



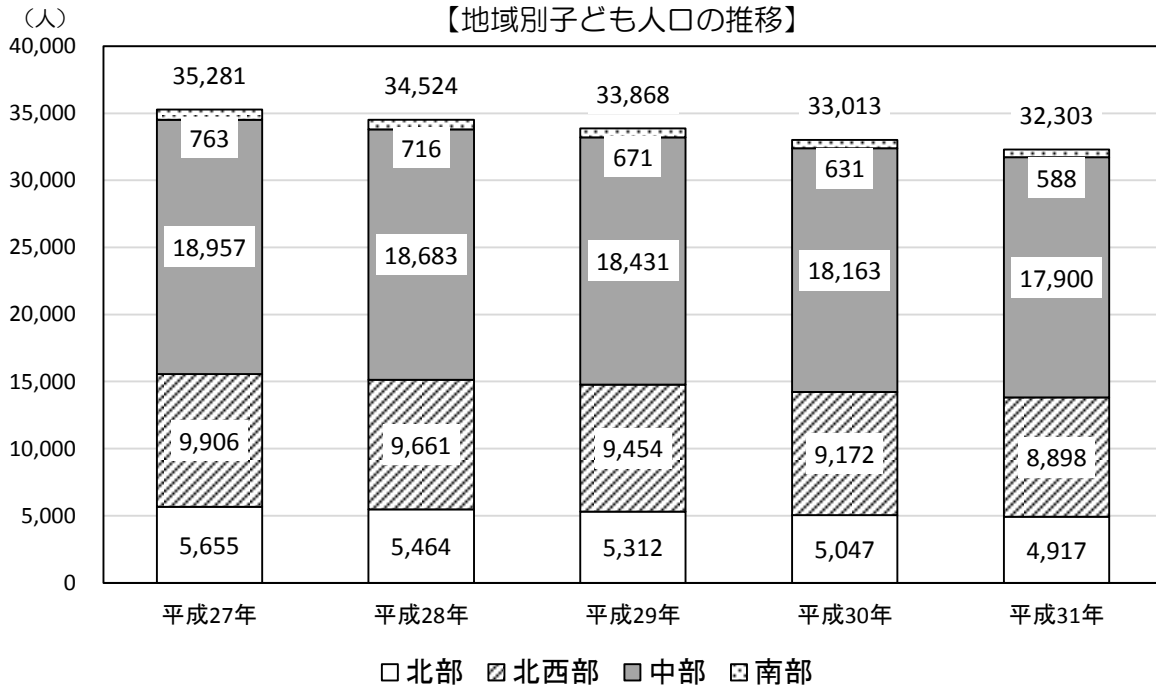
【年齢層別の構成比】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
15～17歳	19.0%	19.2%	19.5%	19.6%	19.6%
12～14歳	18.5%	18.5%	18.1%	17.8%	17.8%
9～11歳	16.7%	16.7%	17.1%	17.7%	18.0%
6～8歳	16.6%	16.8%	17.3%	17.3%	17.4%
3～5歳	15.9%	15.9%	15.3%	15.0%	14.8%
0～2歳	13.3%	13.0%	12.8%	12.5%	12.4%

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

②地域別子ども人口の推移

子ども人口の地域別の推移では、全ての地域で減少傾向を示しています。また、平成31年の地域別の構成比では、中部が55.4%と半数以上を占め最も高く、次いで北西部が27.5%、北部が15.2%、南部は1.8%となっています。



【地域別子ども人口の構成比】

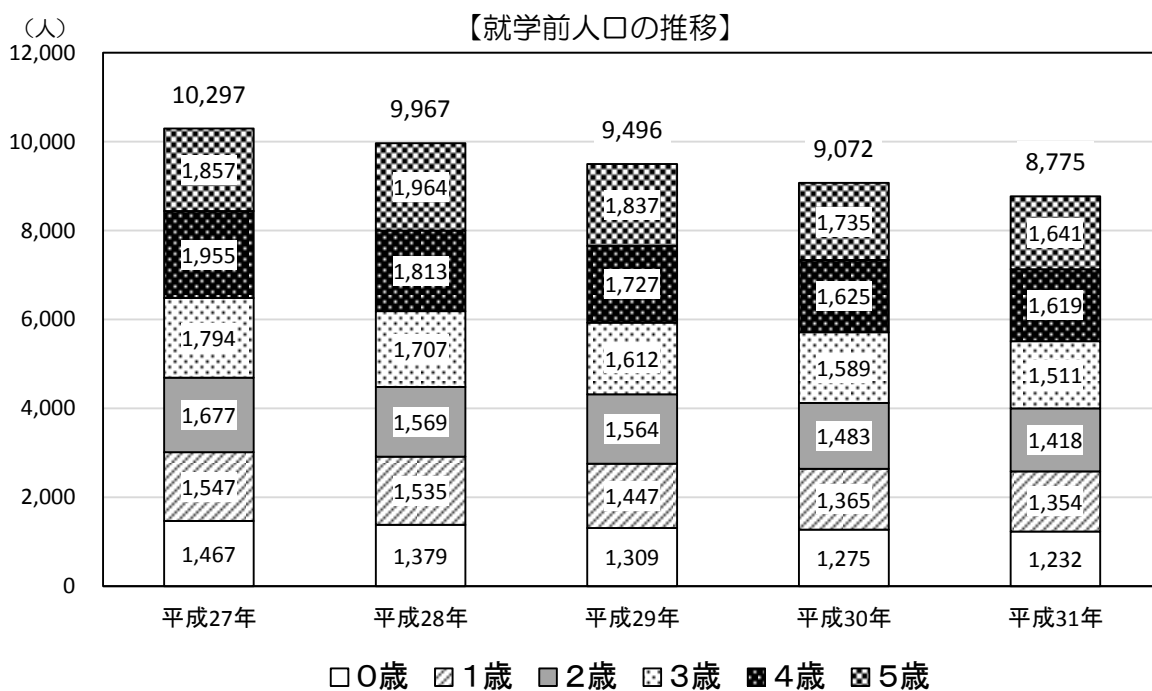
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
南部	2.2%	2.1%	2.0%	1.9%	1.8%
中部	53.7%	54.1%	54.4%	55.0%	55.4%
北西部	28.1%	28.0%	27.9%	27.8%	27.5%
北部	16.0%	15.8%	15.7%	15.3%	15.2%

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

③就学前人口の推移

子ども人口のうち、就学前の0～5歳の人口を各年齢別にみると、総数は減少傾向で推移しており、平成31年には8,775人となっています。また、0～5歳の各年齢においても減少傾向で推移しています。

平成31年における年齢層別の構成比は、5歳が18.7%で最も高く、4歳が18.5%、3歳が17.2%、2歳が16.2%、1歳が15.4%、0歳が14.0%と続いており、年齢が低くなるにつれ、構成比も低くなっています。



【年齢層別の構成比】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
5歳	18.0%	19.7%	19.3%	19.1%	18.7%
4歳	19.0%	18.2%	18.2%	17.9%	18.5%
3歳	17.4%	17.1%	17.0%	17.5%	17.2%
2歳	16.3%	15.7%	16.5%	16.3%	16.2%
1歳	15.0%	15.4%	15.2%	15.0%	15.4%
0歳	14.2%	13.8%	13.8%	14.1%	14.0%

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

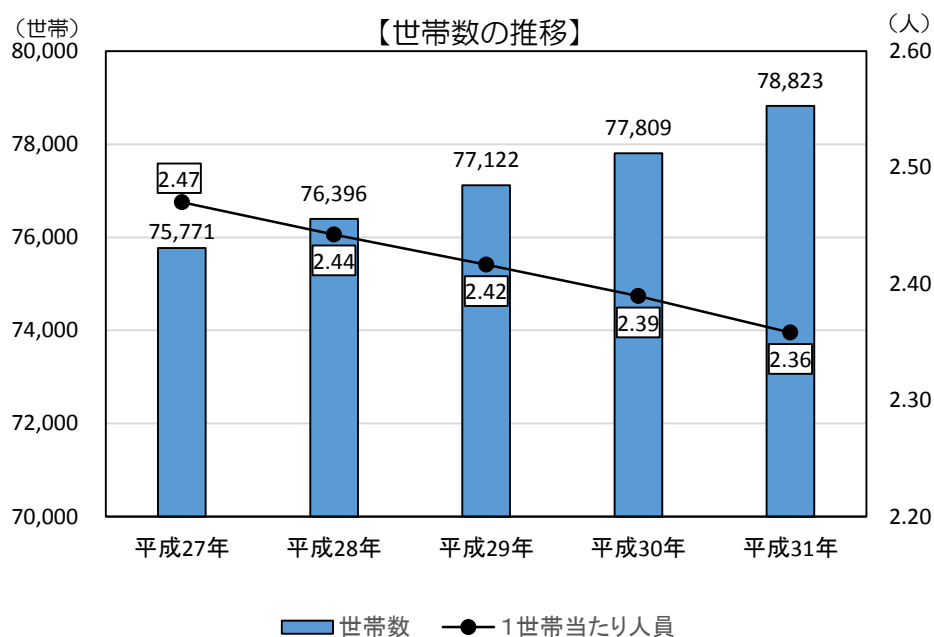
2 家庭の状況

(1) 世帯の動向

① 世帯数の推移

総人口が減少傾向で推移している一方、本市の世帯数は増加を続け、平成31年には78,823世帯となっており、平成27年と比較して3,052世帯増加しています。

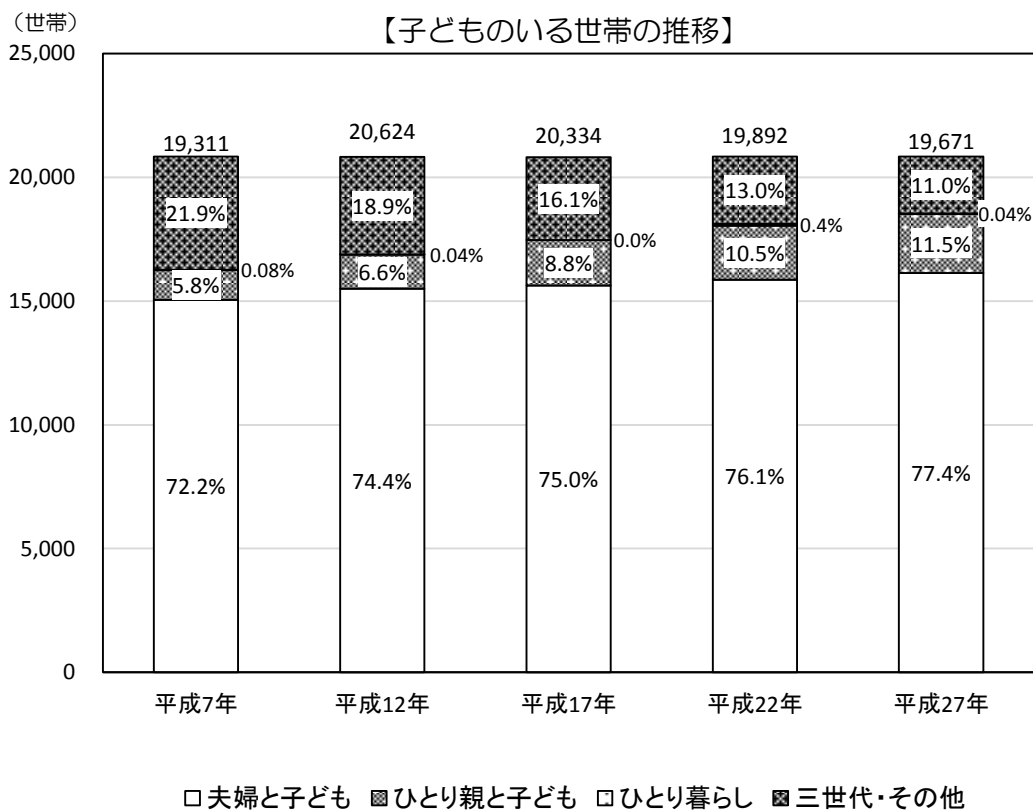
また、1世帯当たり人員は減少傾向で推移し、平成31年には2.36人となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。



②子どものいる世帯の推移

国勢調査から、平成7年以降の18歳未満の親族のいる世帯家族タイプの推移をみると、18歳未満の親族のいる一般世帯総数は、平成12年の20,624世帯をピークに減少傾向で推移しており、平成27年は19,671世帯となっています。

家族タイプ別では、核家族のうち、夫婦と子どもの割合は調査ごとに上昇し、平成7年の72.2%が平成27年には77.4%となっています。また、ひとり親と子どもの世帯も平成7年の5.8%が平成27年には11.5%と上昇しています。



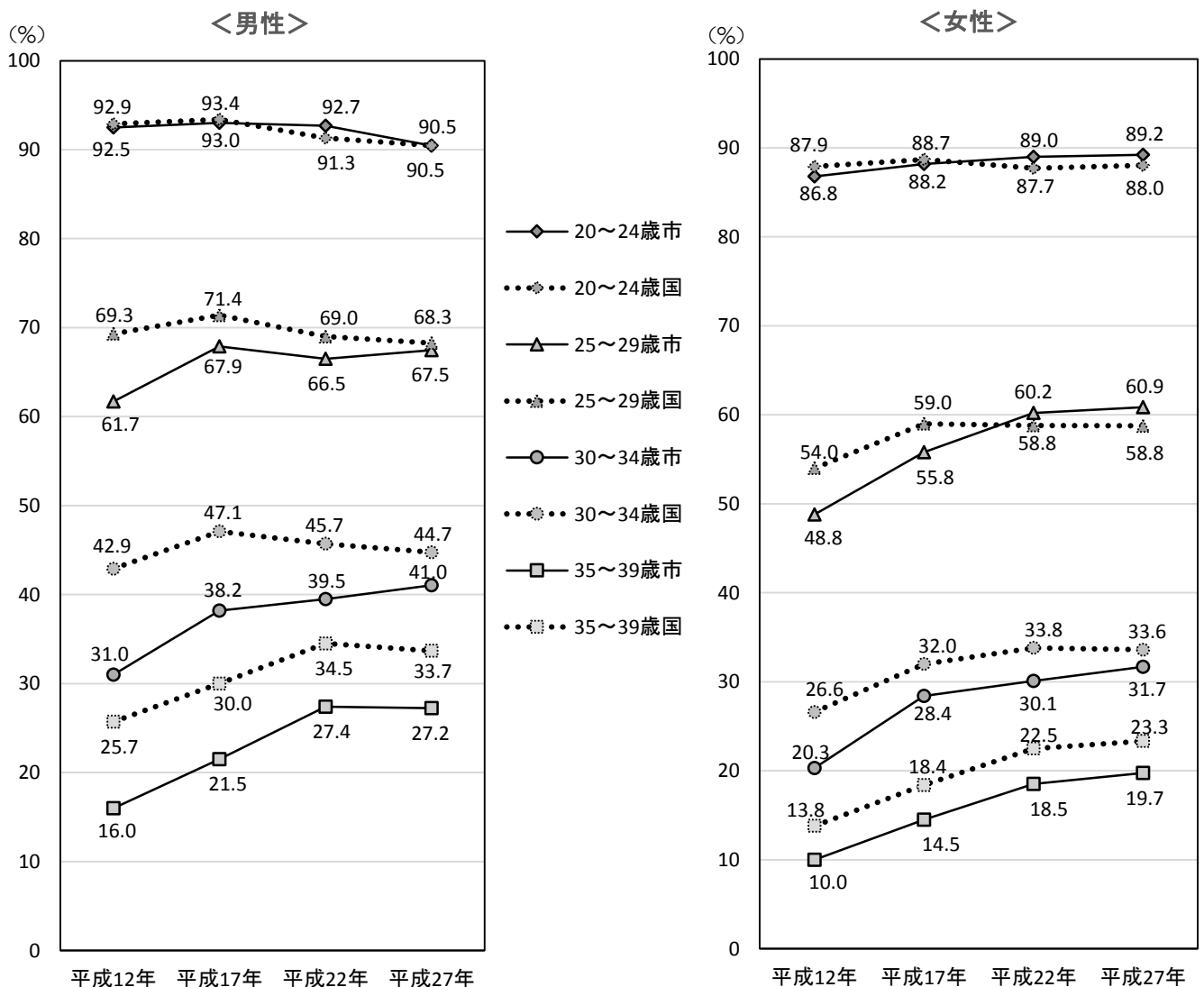
資料：国勢調査

③未婚率の推移

国勢調査から男女別に未婚率をみると、男性の30～34歳で上昇を続けており、その他の年齢層では微減または横ばい傾向となっています。平成27年では、全国水準と比べると概ね未婚率は低くなっています。

女性はどの年齢層も上昇を続けており、平成27年では、20～24歳、25～29歳で全国水準より高く、30～34歳、35～39歳では全国水準より低くなっています。

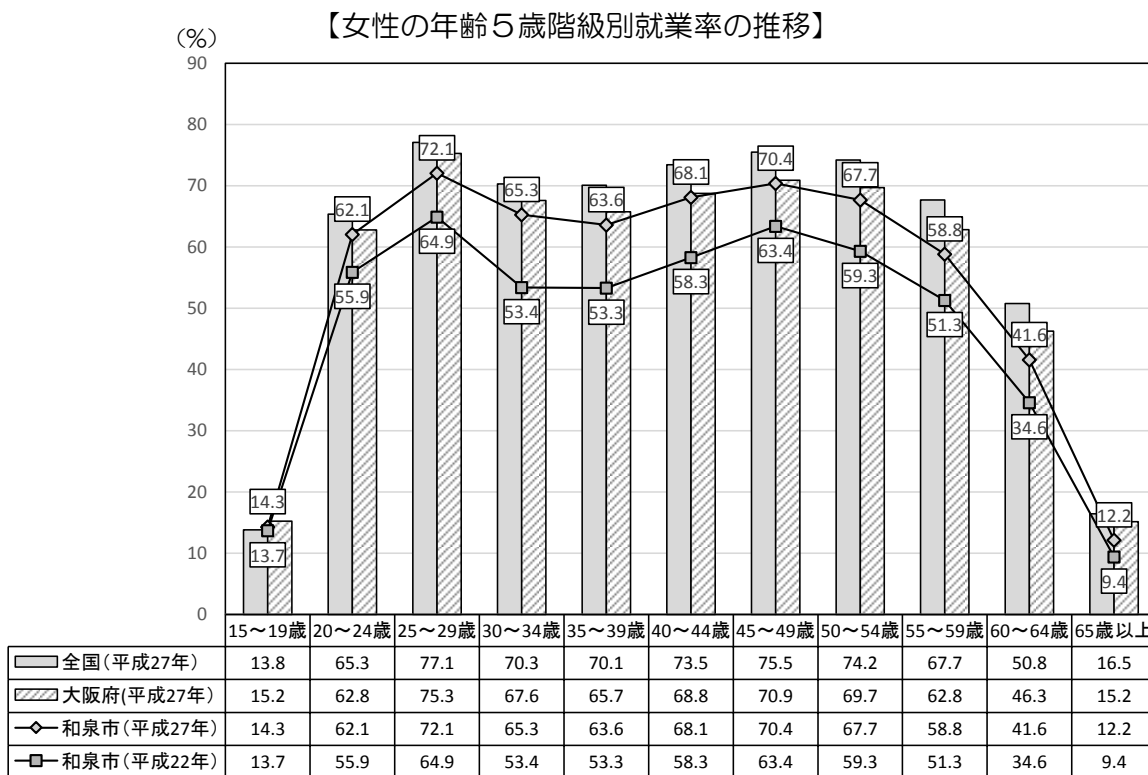
【未婚率の推移】



資料：国勢調査

④女性の年齢5歳階級別就業率の推移

女性の年齢5歳階級別就業率について、平成22年と平成27年を比べると、全ての年齢層で上昇しており、女性の就業率が向上しています。



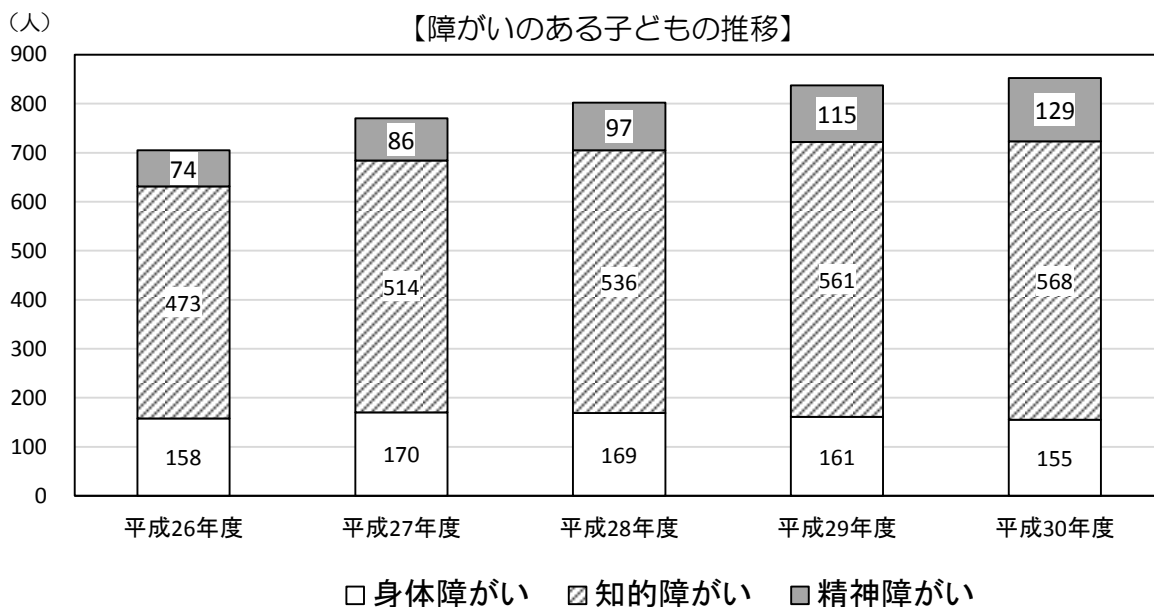
資料：国勢調査

⑤障がいのある子どもの推移

障がいのある 18 歳未満の子どもの推移について、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者数からみると、身体障がいのある子どもは、平成 27 年度までは増加傾向で推移していましたが、平成 27 年度以降は減少傾向を示し、平成 30 年度末では 155 人となっています。

療育手帳所持者の知的障がいのある子どもは、増加傾向にあり、平成 30 年度末には 568 人となっています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者の精神障がいのある子どもについても、増加傾向にあり、平成 30 年度末には 129 人となっています。

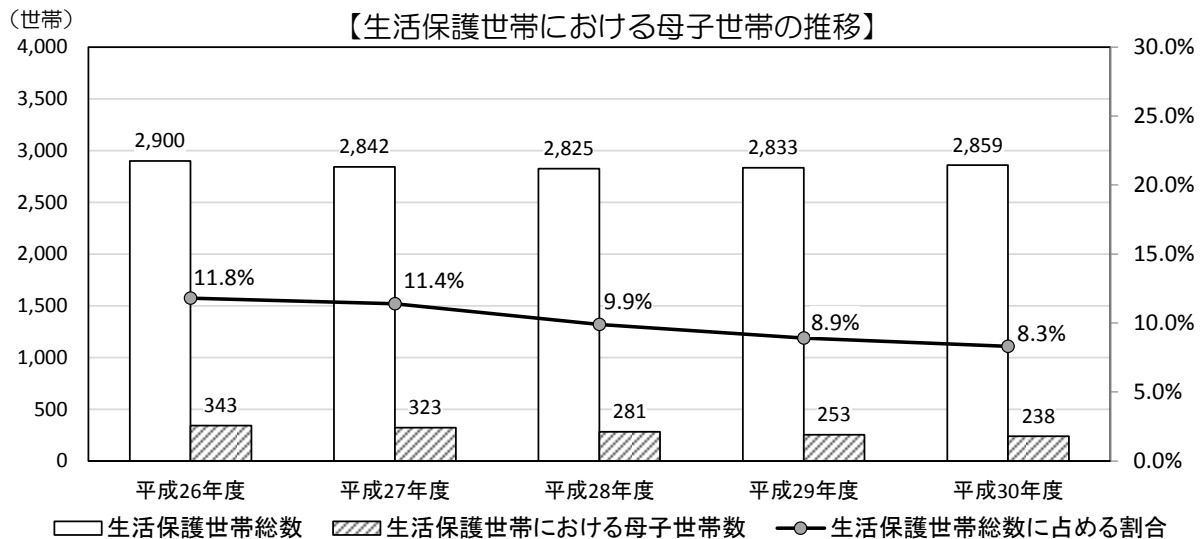


資料：障がい福祉課調べ（各年度末）

⑥生活保護世帯における母子世帯の推移

生活保護世帯における母子世帯の推移をみると、平成 26 年度の 343 世帯が、平成 30 年度では 238 世帯となり、減少傾向で推移しています。

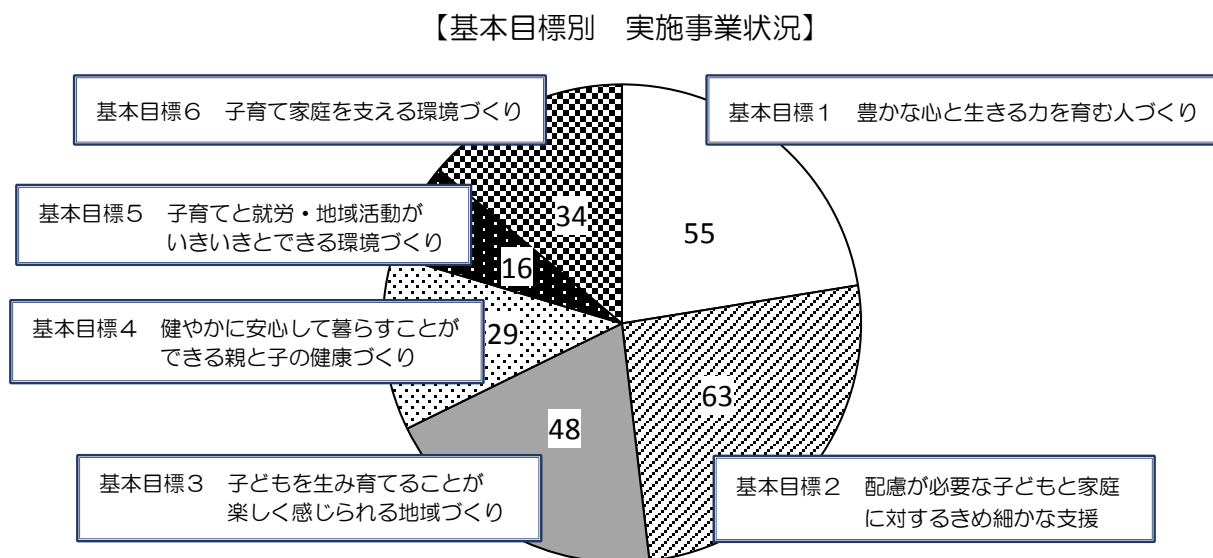
また、生活保護世帯総数は横ばい傾向であるため、生活保護世帯総数に占める割合は、低下傾向にあり、平成 26 年度の 11.8%が、平成 30 年度には 8.3%となっています。



資料：生活福祉課調べ（各年度末）

3 子育て関連施策・事業の状況

(1)「和泉市こども・子育て応援プラン」(平成27～令和元年度)基本目標別の実施状況
平成30年度時点において、「和泉市こども・子育て応援プラン」(平成27～令和元年度)における主要な施策・事業の実施状況をみると、全体で245事業(延べ333事業(再掲含む))となっています。



【事業評価 245事業 延べ333事業(再掲含む)】

今後の方向性	1 「現状維持」 300事業	2 「拡大」 11事業	3 「縮小」 2事業	4 「廃止」 5事業	5 「その他」 10事業
30年度実績					
A 「計画通りに実行」 315事業	【A-1】 298事業	【A-2】 11事業	【A-3】 2事業		【A-5】 4事業
B 「一部実行」 4事業	【B-1】 2事業				【B-5】 2事業
C 「実行していない」 9事業				【C-4】 5事業	【C-5】 4事業

※業務移管等により上記に記載していないものが5件あります。

(2) 基本目標別の主な取組と課題

「和泉市子ども・子育て応援プラン」(平成27年度～令和元年度)における基本目標別の主な取組と課題をまとめました。

■基本目標1 豊かな心と生きる力を育む人づくり

施策1 就学前保育・教育の充実

主な取組内容

- 保育所、幼稚園、認定こども園等において、情操教育や体験学習を実施。
- 民間園において新設園含む施設整備等を行い、保育定員を増加。

主な課題

- 豊かな感性や創造力を養い、社会性や主体性が育める体験や経験の機会の充実。
- 待機児童解消と保育ニーズに対応するための実施可能な施策の推進や園児数の推移、集団教育の観点、施設の老朽化等を踏まえた上での統廃合や定員の見直し。

施策2 学校教育の場における子育て支援

主な取組内容

- 中学校における職場体験学習の実施、中学校区キャリア教育担当者会の開催、全中学校区において中学校区キャリア教育全体指導計画の作成。
- 進路担当者会、和泉市合同進学フェアの開催、進路に関する情報提供、スクールカウンセラーの派遣。
- 各校の現状を確認し、優先順位をつけて計画的な施設改修を実施。

主な課題

- 小・中学校9年間を見通したキャリア教育の充実。
- 一人ひとりの子どもに合わせた進路指導及び教育相談体制の充実。
- 計画的に改修工事を実施し、エレベーターを設置するなどバリアフリー化の推進。

施策3 豊かな人間性や社会性を育む体験機会の提供

主な取組内容

- 和泉市に在住する外国人を中心としたワールドフェスティバル等イベントの開催。
- 中学校における保育実習・職場体験の実施。

主な課題

- 民族や国籍の違いを認め合っるとともに生きる多文化共生のまちづくりへの取組。
- 青少年と乳幼児とのふれあいの機会を増やす等、保育実習や職場体験学習を推進することによる地域での異年齢交流機会の拡大。

■基本目標2 配慮が必要な子どもと家庭に対するきめ細かな支援

施策1 児童虐待の防止と総合的な支援

主な取組内容

- 関係機関と連携し、各校園の教員全体に対して虐待防止に向けた研修を実施。
- 児童虐待に関する市民の通告義務についての啓発・相談や児童虐待の発見防止活動の実施。

主な課題

- 地域・保護者に対しての啓発活動を実施するなど、市民全体の虐待防止への意識向上の推進。
- 児童虐待を含む要保護児童等の早期発見・早期対応に向けた各関係機関と情報の共有化。

施策2 いじめや不登校等の対応

主な取組内容

- 組織で対応するための教職員向けのリーフレットを活用した、いじめの未然防止。
- 教育センター相談員による教育相談（平日9時～17時）の実施。

主な課題

- 人権を尊重した教育を実践するための研修の充実。
- 児童・生徒や保護者が抱えている不登校をはじめとする教育に関する不安や悩みの解消。

施策3 障がいのある子どもと家庭への支援

主な取組内容

- 支援学級介助員、特別支援教育支援員の効果的な配置及び「個別の教育支援計画」の有効的な活用。
- 教職員に向けた発達障がいや不登校等に関する研修の実施。
- 日常保育の中で障がいのある子どもに不便のないよう、施設の改善の実施。

主な課題

- 障がいに応じた個別のニーズに対する支援を行うための体制の整備。
- 障がいや発達に課題のある子どもの早期発見、早期支援体制の整備。
- 障がいのある子どもが、安全な環境の中で保育が受けられるよう、施設・設備の改善。

施策4 ひとり親家庭支援施策の推進

主な取組内容

- 障がいのある子どもをもつ家庭の経済的支援を図るため、特別児童扶養手当支給事業、障がい児福祉手当事業、障がい者医療費助成事業について周知の実施。
- 母子父子自立支援員を配置し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援の実施。
- 母子生活支援施設を利用し、子育てや生活の自立が図れるよう支援施設と連携した支援の実施。

主な課題

- 児童扶養手当等、手当・助成事業のさらなる周知。
- ハローワーク等との連携による就労支援。
- 関係機関による相談、指導、助言をするなど、子育てや生活の自立の推進。

施策5 その他援護が必要な家庭に対する支援

主な取組内容

- 家庭訪問支援員による訪問支援の実施。
- くらしサポートセンターを設置し、生活困窮者に対して相談支援や就労支援の実施。

主な課題

- 子どもの養育上の支援が必要な家庭に対する家庭訪問支援等の推進。
- 生活困窮者に対する就労支援、家計相談、法律相談など支援の推進。

■基本目標3 子どもを生き育てることが楽しく感じられる地域づくり

施策1 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

主な取組内容

- 定期的な育児教室の実施、電話による育児相談。
- 広報いずみ、モアいずみ通信に相談窓口を掲載。また、連携する課の相談窓口や公共施設の女子トイレに設置したリーフレットの活用による子育てに関する情報の周知。
- 子育ての孤立化を防ぐため、育児のスタート時期に乳児のいる家庭を訪問。

主な課題

- 身近な地域での子育てを支援するため、各施設における相談体制の強化。
- 子育てに関する相談窓口や支援機関のさらなる周知。
- 育児が始まる時期の子育てに関する情報提供や家庭における状況の把握。

施策2 地域における子育て家庭への支援

主な取組内容

- 「ひまわりランド」など、子育て中の保護者同士が子どもと一緒に気軽に交流し、情報交換できる場所の提供。
- 子育てさん集まれや子ども家庭フォーラムを開催し、子育ての悩みや子育て相談等を実施。
- 地域の環境整備や催しなどを、地域との協働により実施。

主な課題

- 親子がともに楽しめる工作や季節のイベント等の推進。
- 保護者同士、子ども同士が遊びを通じた交流ができるよう子育て支援の推進。
- 地域交流の場を広げるため、コーディネーターなど新たな人材を発掘するための啓発。

施策3 親育ちへの支援

主な取組内容

- 父親と子どもの参加を呼びかける科学実験教室や料理講座、DIY教室などを実施。
- 親子（母子）健康手帳交付時に、保健師等による全数面接の実施や個別支援計画の作成。

主な課題

- 女性の家庭生活の負担軽減、社会での活躍の推進。
- 安心して出産・育児ができるよう、妊婦及び保護者への情報提供。

施策4 子育て家庭に対する経済的支援

主な取組内容

- ひとり親家庭への助成に関する情報を市広報・ホームページに掲載。
- 経済的な理由から進学をあきらめる生徒が出ないよう、奨学金案内を作成。

主な課題

- ひとり親家庭等への「ひとり親家庭医療費助成事業」など経済的支援の推進。
- 経済的理由により就学が困難な人が教育を受けることができるよう奨学金制度のさらなる周知。

■基本目標4 健やかに安心して暮らすことができる親と子の健康づくり

施策1 安心して妊娠・出産できる体制づくり

主な取組内容

- 妊娠届を提出した家庭に対して、母子健康手帳・父子健康手帳を交付。
- 保健師や助産師で家庭訪問し、発育発達の確認や育児相談等を実施。
- 必要な人が利用できるよう和泉市特定不妊治療費助成事業の周知の実施。

主な課題

- 個々の状況や家庭に合わせた妊産婦への情報の提供。
- 保健師や助産師による家庭訪問を活用してもらえようチラシ等による周知。
- 少子化対策の一環として助成金を交付し、不妊治療など経済的負担の軽減。

施策2 親子の健康の確保

主な取組内容

- 予防接種法に基づき定期予防接種を実施。
- 各種健康診査やがん検診等を実施。

主な課題

- 個別通知や検診時の接種案内チラシの配付等、接種率の向上を図るための効果的な啓発。
- 子どもの健康づくりや生活習慣の確立、事故予防に関する普及啓発。

施策3 思春期保健対策の充実

主な取組内容

- 和泉市学校保健会で各学校での取組や課題について情報の共有。
- 学校薬剤師等と連携した薬物乱用防止教室の実施。
- 学校における健康教育について、学級通信等を通じて周知。

主な課題

- 青少年の心身に悪影響を及ぼす問題行動の防止について、各機関との連携。
- 喫煙、飲酒、薬物乱用、性感染症など心身に悪影響を及ぼす問題行動に関する正しい知識・理解への取組。
- 思春期に心身ともに健康で過ごすことができるよう食事や運動、睡眠等バランスのとれた健康づくり。

施策4 小児医療の充実

主な取組内容

- 土曜、日曜、祝日及び年末年始における泉州北部小児初期救急広域センターの開設。

主な課題

- 休日等における小児科の救急医療体制の周知。

■基本目標5 子育てと就労・地域活動がいきいきとできる環境づくり

施策1 保育・教育ニーズに対応した支援の強化

主な取組内容

- 保護者の子育てと職業生活との両立を支援するため、地域子育て支援事業を充実。
- 市ホームページに一覧表、入園の資格、対象年齢、保育時間、保育料、申込み受付等を掲載。
- 放課後児童クラブの対象児童を小学校6年生まで拡充。

主な課題

- 休日保育、病児・病後児保育、一時預かり等、様々な支援ニーズへの対応。
- 保育所等選択の参考になるよう保育所、認定こども園等の情報のさらなる周知。

施策2 仕事と生活の調和の推進

主な取組内容

- 男女共同参画社会づくり講座の実施。
- 「親学習講座」、「成人教室」、「出前講座」等を実施。

主な課題

- ワーク・ライフ・バランスの推進等についての啓発。
- 市民のライフステージに応じた学習機会のさらなる充実。

施策3 家庭や地域生活における男女共同参画の推進

主な取組内容

- 「モアいずみ通信」を年12回発行。「男女共同参画カレンダー」を作成し、広報いずみにて全戸配布。
- 父親の育児参加を促進するため、父子健康手帳を配布。

主な課題

- 男女共同参画の基本的な認識と理解を深めるためのさらなる啓発。
- 父親の家事・育児参加の促進。

■基本目標6 子育て家庭を支える環境づくり

施策1 子どもの安全確保

主な取組内容

- 青少年・子育てについての市内小学校等との情報交換の実施。
- 交差点改良及び歩道改良工事等の実施。
- 子どもの安全確保のため、通学路の路側帯のカラー化や注意を喚起する啓発看板、路面表示、とび出し防止マークの設置。

主な課題

- 子育て家庭や子どもの見守りネットワークの構築。
- 区画線及びカーブミラー等の交通安全施設の整備や計画的な歩道のバリアフリー化。
- 子どもの登下校マナーの教育。

施策2 青少年の健全育成の推進

主な取組内容

- 各校において、携帯電話やスマートフォン活用の安全教室を開催。
- スクールカウンセラーによる教育相談やスクールソーシャルワーカーを活用したケース会議でのアセスメントをもとにした支援。

主な課題

- スマートフォン等による児童・生徒へのトラブル防止のための情報モラル教育のさらなる推進。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣回数数の拡充。

施策3 地域における子育てネットワークの育成・支援

主な取組内容

- 子育ての不安を解消できるよう子育てサークル活動の育成や活動の支援。
- 65歳以上の高齢者が集う「街かどデイハウス」において、世代間交流を実施した団体に対して補助金を交付。

主な課題

- 子育てサークル活動を支援するための活動場所の確保・充実。
- 地域での子どもの育ちの見守りや遊びの指導、世代間交流、青少年の健全育成等協働で取り組む機会づくり。

施策4 子育て支援人材の育成の推進

主な取組内容

- 老人クラブ活動において昔遊びを教える等、世代間交流の実施。

主な課題

- 高齢者と子どもが身近な地域でふれあうことができる機会づくり。

(3)「和泉市こども・子育て応援プラン」(平成 27~令和元年度)の量の見込みと確保方策

量の見込みと確保方策の状況は下表のとおりとなっており、平成 30 年度の実際のサービス利用量において、平成 30 年度の確保方策にて対応できている状況となっています。

1. 教育・保育の量の見込みと確保方策

事業名	平成 30 年度 量の見込み	平成 30 年度 実際の利用量	プランにおける平成 30 年度確保方策	平成 30 年度 実際の確保量
1号認定(幼稚園等)	2,692 人	2,578 人	3,681 人	4,887 人
2・3号認定(保育所等)	3,803 人	3,752 人	3,853 人	3,968 人 (円滑化の活用含む)

2. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

事業名	平成 30 年度 量の見込み	平成 30 年度 実際の利用量	プランにおける平成 30 年度確保方策	平成 30 年度 実際の確保量
時間外(延長)保育事業	33,519 人	29,649 人	35,840 人	29,649 人 (延べ利用人数)
放課後児童健全育成事業	1,656 人	2,035 人	2,131 人	2,588 人(定員)
子育て短期支援事業 【ショートステイ事業等】	68 日	18 日	120 日	120 日 (利用可能日数)
地域子育て支援拠点事業	3,213 人 (1か月あたり)	6,359 人 (1か月あたり)	10 か所	10 か所(施設数)
一時預かり事業 【幼稚園型】	43,000 人	39,665 人	45,000 人	39,665 人 (延べ利用人数)
一時預かり事業 【幼稚園型以外】	4,053 人	3,549 人	4,060 人	4,060 人 (利用可能人数)
病児・病後児保育事業 (延べ利用人数)	622 人	579 人 内訳：病児 516 人 病後児 63 人	1,440 人	1,440 人 (延べ利用可能人数)
子育て援助活動支援事業 (延べ利用件数) 【ファミリー・サポ ート・センター事業】	1,229 件	1,130 件	4,440 件	4,440 件 (延べ利用可能件数)
利用者支援事業	-	-	3 か所	3 か所
妊婦健康診査事業 【年間対象者数】	-	1,277 人 (平成 30 年度対象 者数)	1,393 人	-
妊婦健康診査事業 【受診回数】	-	15,064 回 (平成 30 年度実績)	17,766 回	-
乳幼児全戸訪問事業	-	訪問数 1,220 世帯 対象数 1,251 世帯 訪問率(97.5%)	1,404 人	-
養育支援訪問事業 (訪問家庭)	-	10 件	25 件	25 件(訪問可能件数)
子どもを守る ネットワーク強化事業 (研修回数)	-	3 回	2 回	-
(代表者会議)	-	1 回	1 回	-
(実務者会議)	-	20 回	20 回	-

4 子ども・子育てに関する実態と意向（ニーズ調査結果から）

「第2期和泉市こども・子育て応援プラン（2020年度～2024年度）」を策定するにあたり、市民の方の教育・保育・子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望等を把握するため、市内に居住する就学前・就学児童の保護者を対象としてアンケート調査を実施しました。その結果から特徴的な項目についてまとめています。

【ニーズ調査の概要】

	就学前児童調査	就学児童調査
調査地域	和泉市全域	
調査対象	就学前児童 をもつ保護者	就学児童 をもつ保護者
調査数	3,000	1,600
有効回収数	1,571	842
有効回収率	52.4%	52.6%
抽出方法	平成30年11月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出	
調査方法	郵送による配布・回収	
調査時期	平成30年11月	

※回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

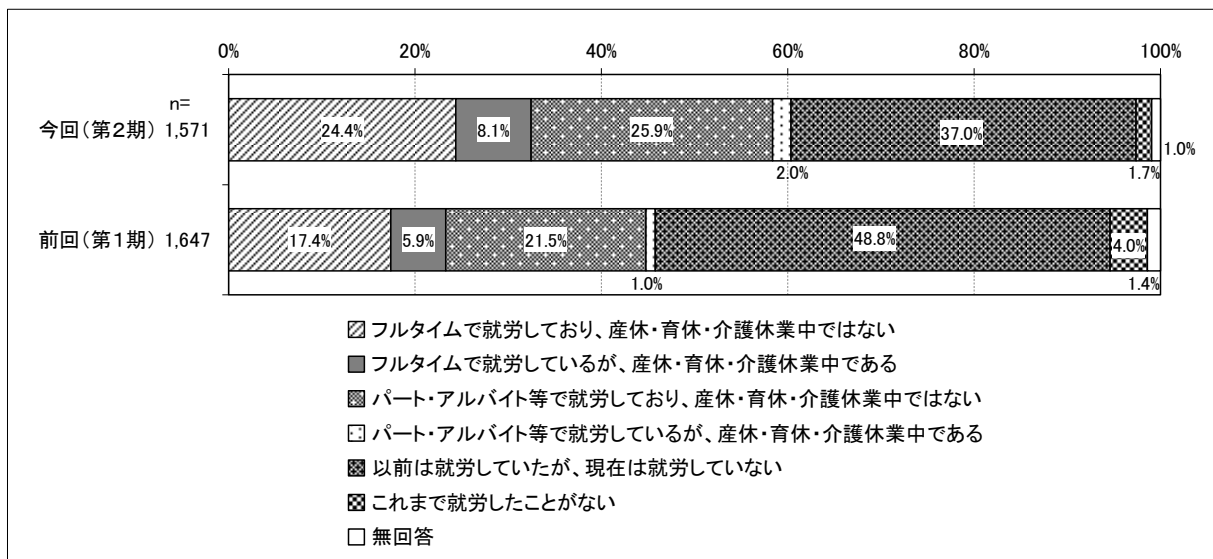
※複数回答が可能な設問の場合、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、したがって、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。

※文中、グラフ中の選択肢の文言は作図等の都合により一部簡略化する場合があります。

(1) 調査結果（就学前児童）

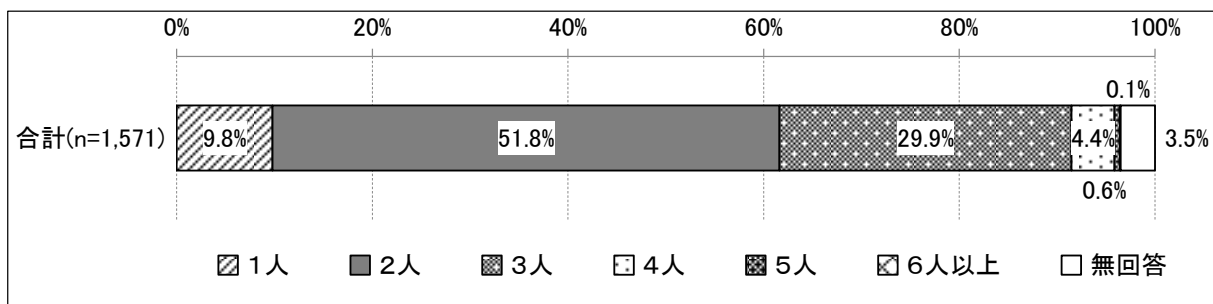
①保護者の就労状況について（母親）

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が37.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が25.9%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が24.4%となっています。第1期と比較すると「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が高くなっています。



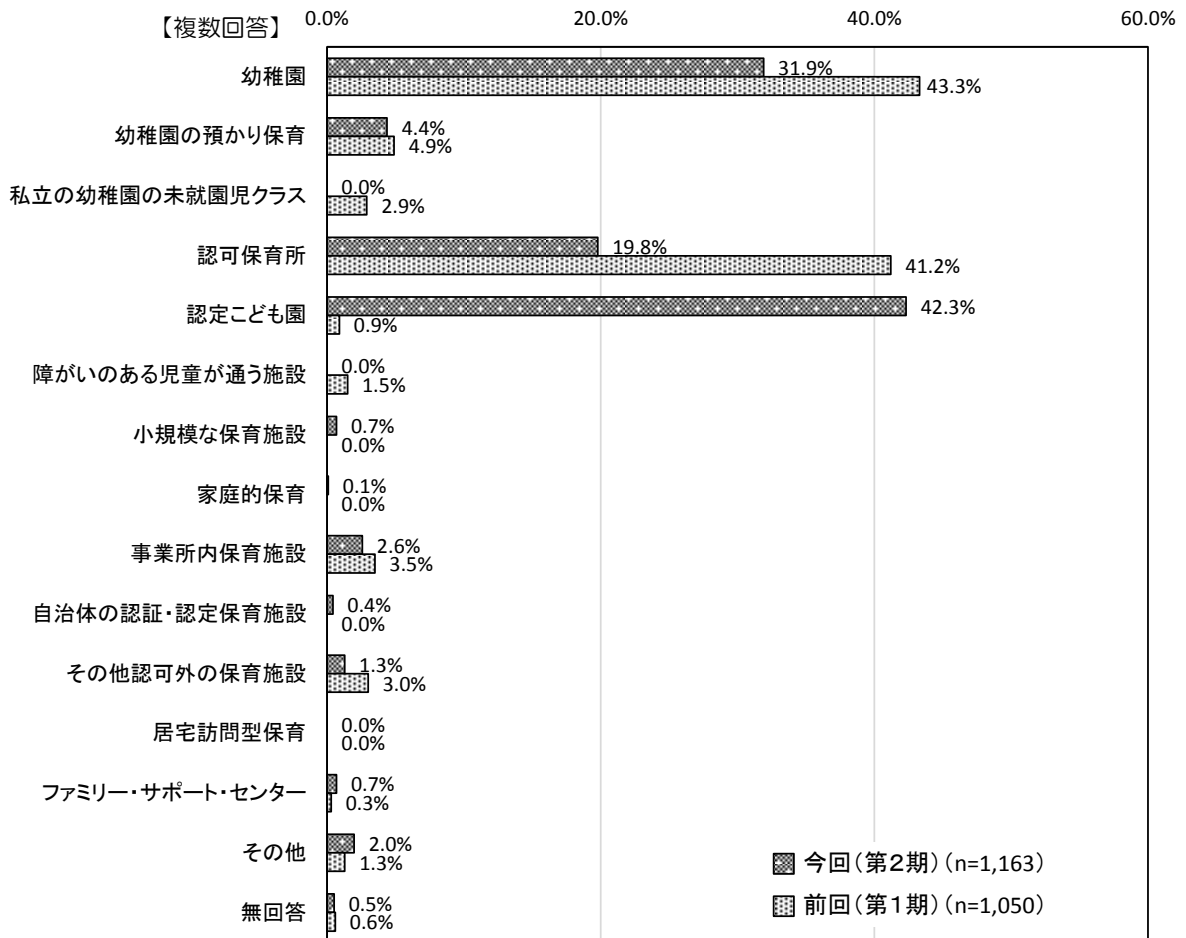
②最終的に予定されているお子さんの人数

「2人」の割合が51.8%と最も高く、次いで「3人」の割合が29.9%となっています。



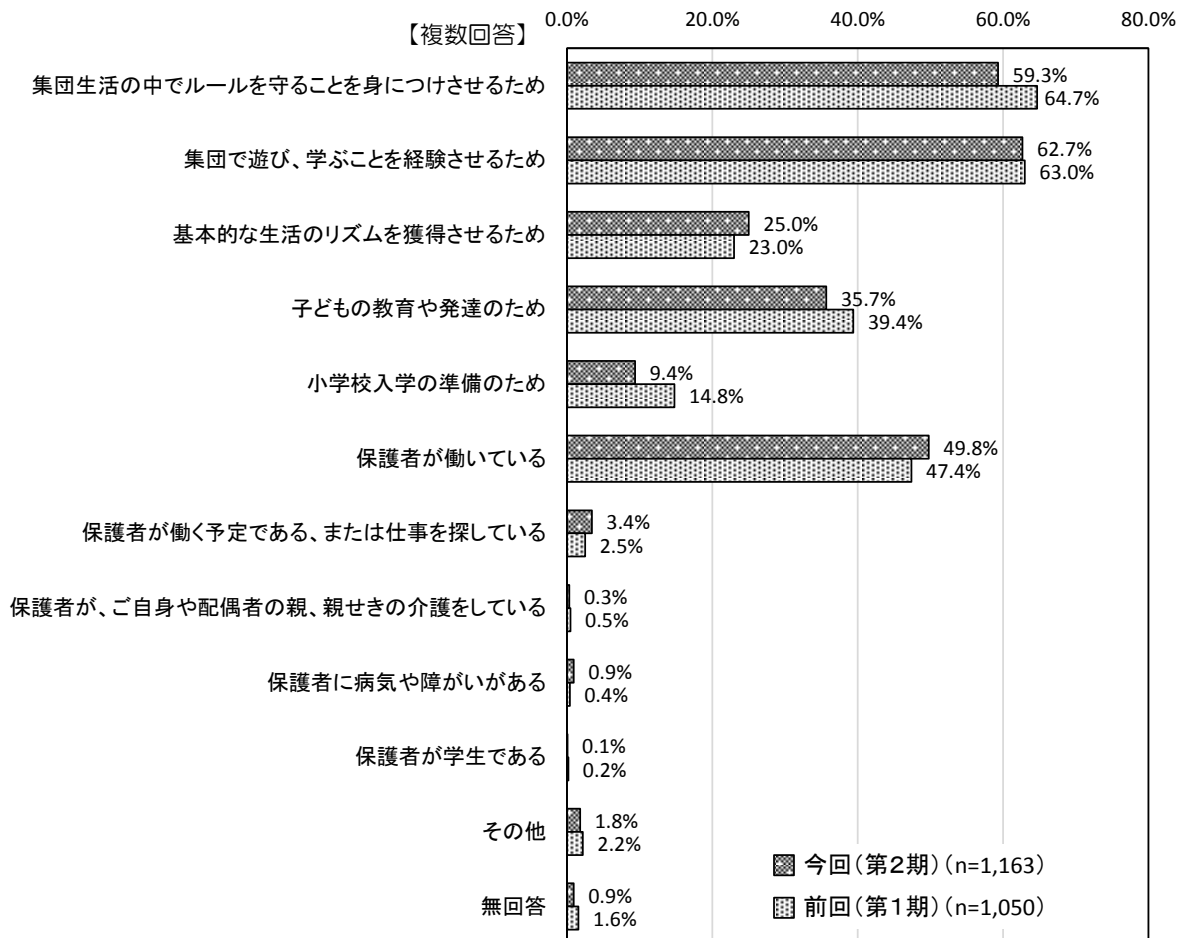
③定期的に利用している施設やサービス

「認定こども園」の割合が 42.3%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が 31.9%、「認可保育所」の割合が 19.8%となっています。第1期と比較すると子ども・子育て支援新制度の施行により、「幼稚園」、「認可保育所」の割合が低くなり、「認定こども園」の割合が高くなっています。



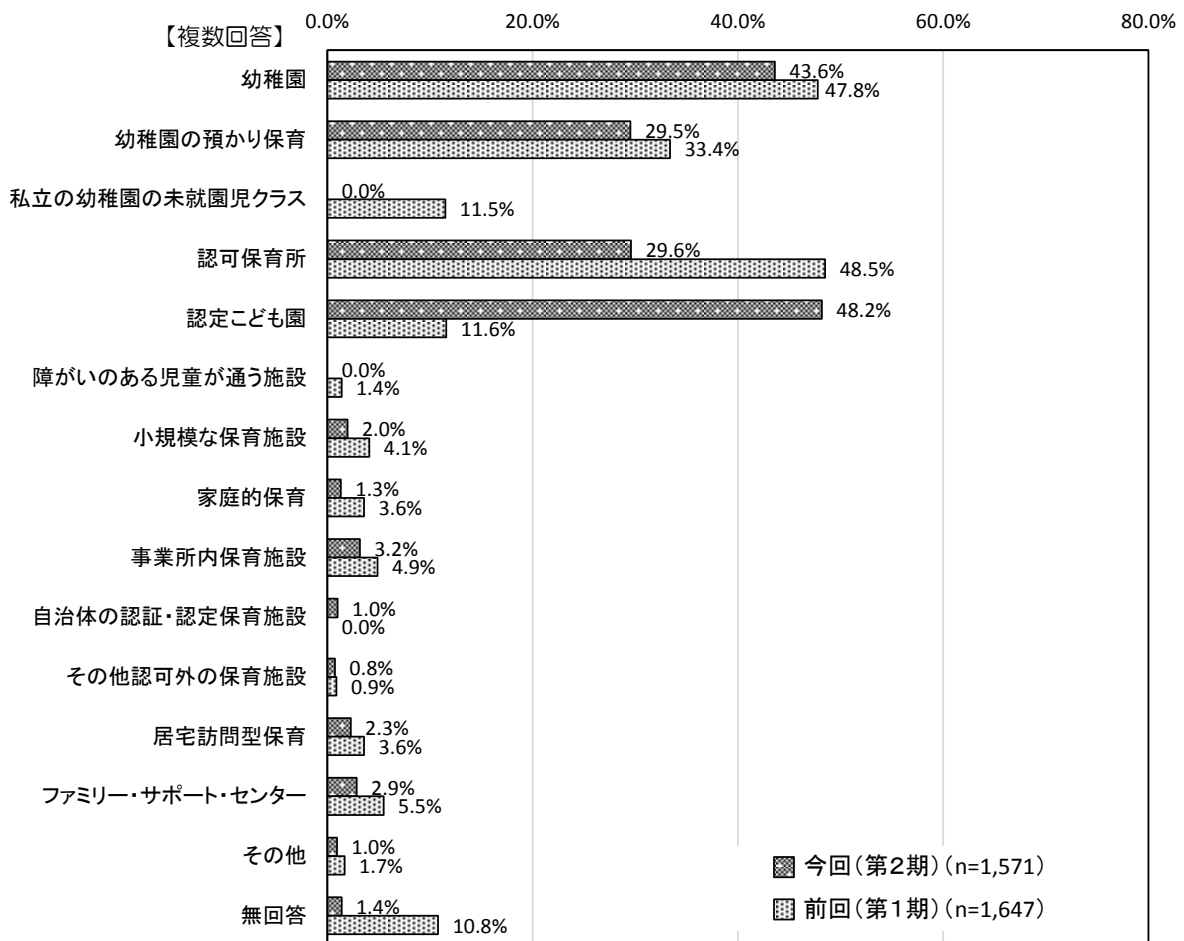
④定期的に幼稚園や保育所などの施設やサービスを利用している理由

「集団で遊び、学ぶことを経験させるため」の割合が62.7%と最も高く、次いで「集団生活の中でルールを守ることを身につけさせるため」の割合が59.3%、「保護者が働いている」の割合が49.8%となっています。第1期と比較すると「保護者が働いている」の割合がやや高くなっています。



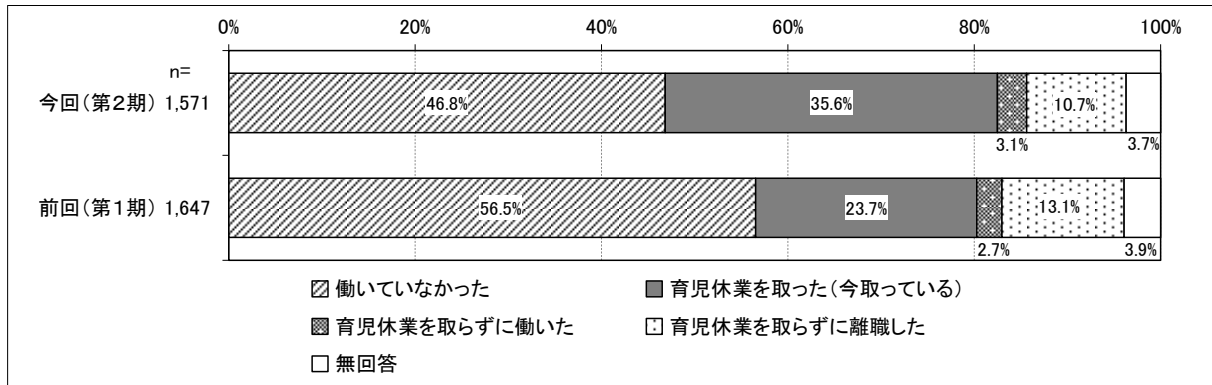
⑤ 今後定期的に利用したい施設やサービス

「認定こども園」の割合が 48.2%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が 43.6%、「認可保育所」の割合が 29.6%となっています。第1期と比較すると子ども・子育て支援新制度の施行により、「幼稚園」、「認可保育所」の割合が低くなり、「認定こども園」の割合が高くなっています。



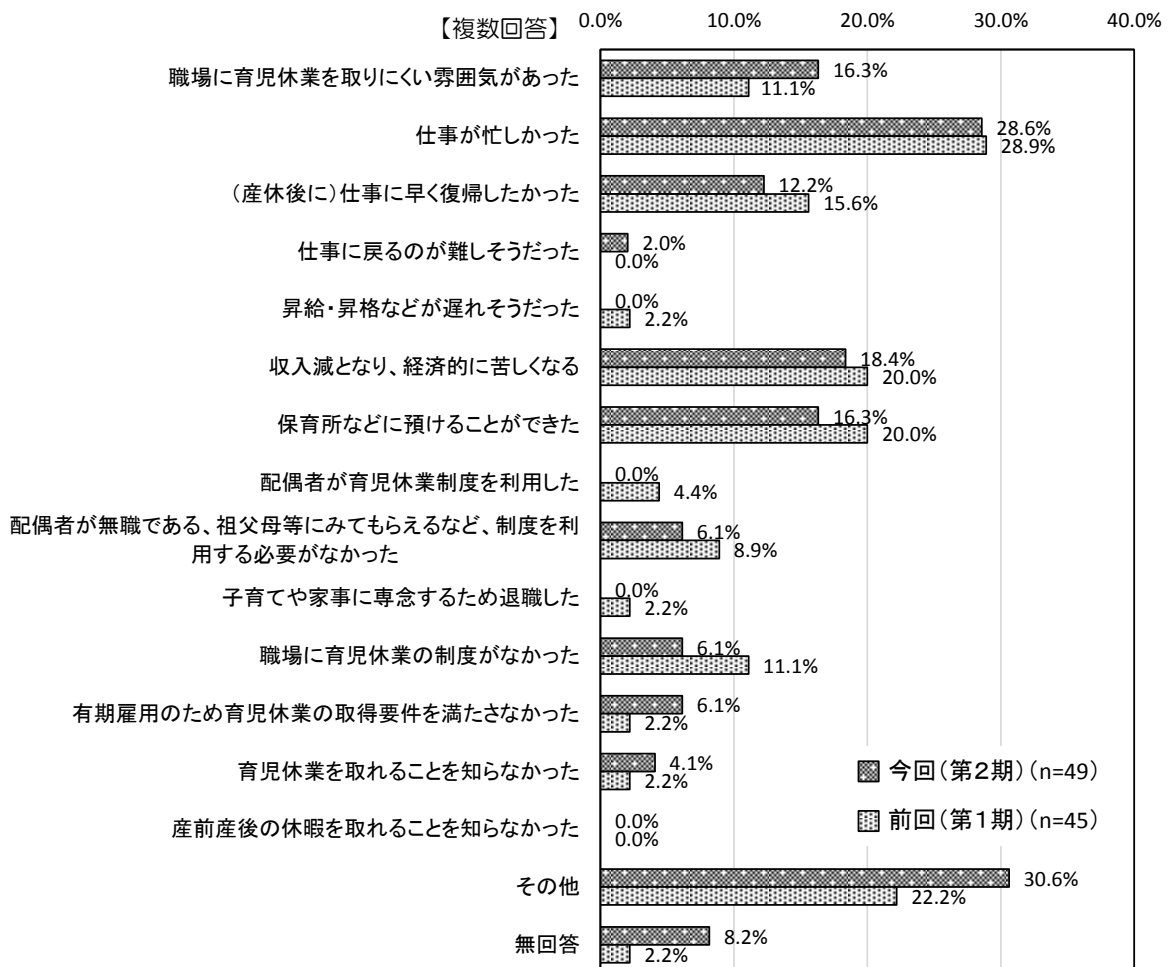
⑥育児休業取得の有無（母親）

「働いていなかった」の割合が46.8%と最も高く、次いで「育児休業を取った（今取っている）」の割合が35.6%、「育児休業を取らずに離職した」の割合が10.7%となっています。第1期よりも「育児休業を取った（今取っている）」の割合が高くなっています。



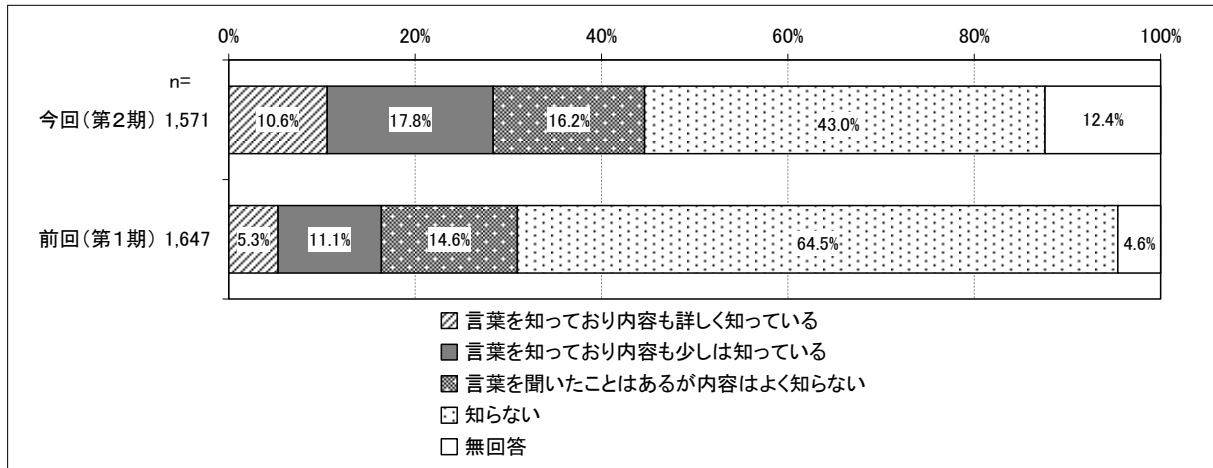
⑦育児休業を取らずに働いた理由

「仕事が忙しかった」の割合が28.6%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が18.4%となっています。



⑧「ワーク・ライフ・バランス」の言葉の認知状況

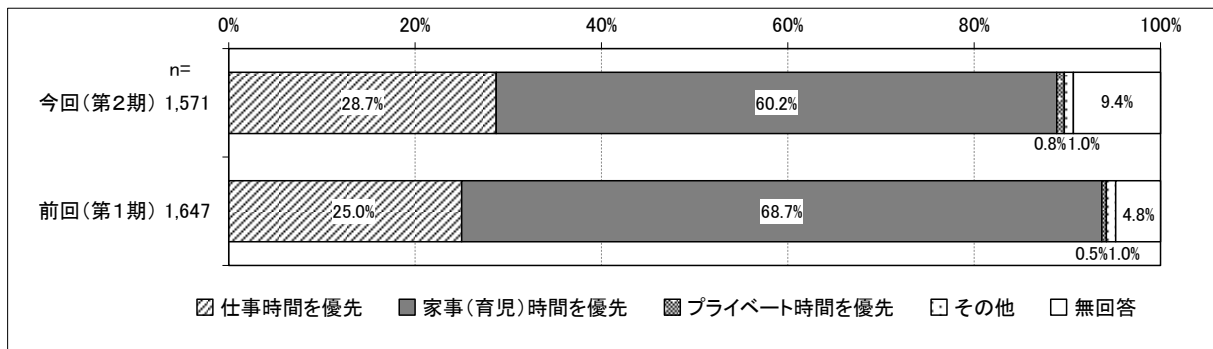
「知らない」の割合が43.0%と最も高く、次いで「言葉を知っており内容も少しは知っている」の割合が17.8%、「言葉を聞いたことはあるが内容はよく知らない」の割合が16.2%となっています。第1期と比較すると「ワーク・ライフ・バランス」の言葉の認知度は高くなっています。



⑨生活の中での優先度

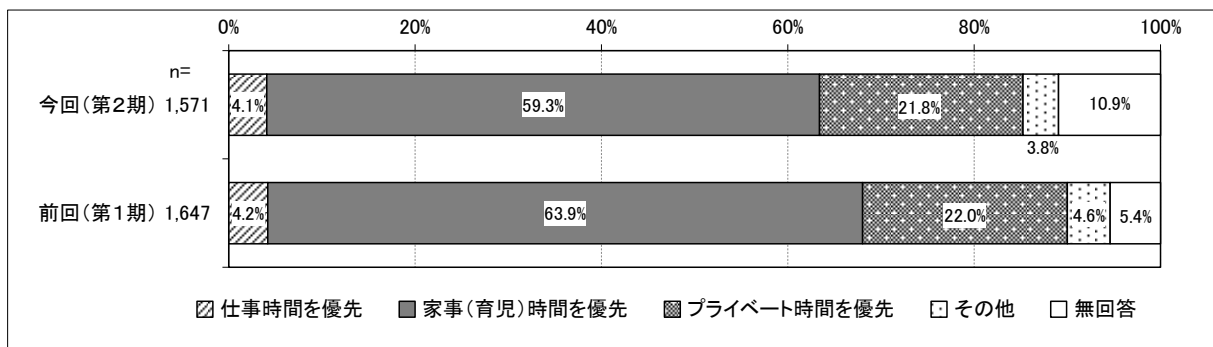
【現実】

「家事(育児)時間を優先」の割合が60.2%と最も高く、次いで「仕事を優先」の割合が28.7%となっています。



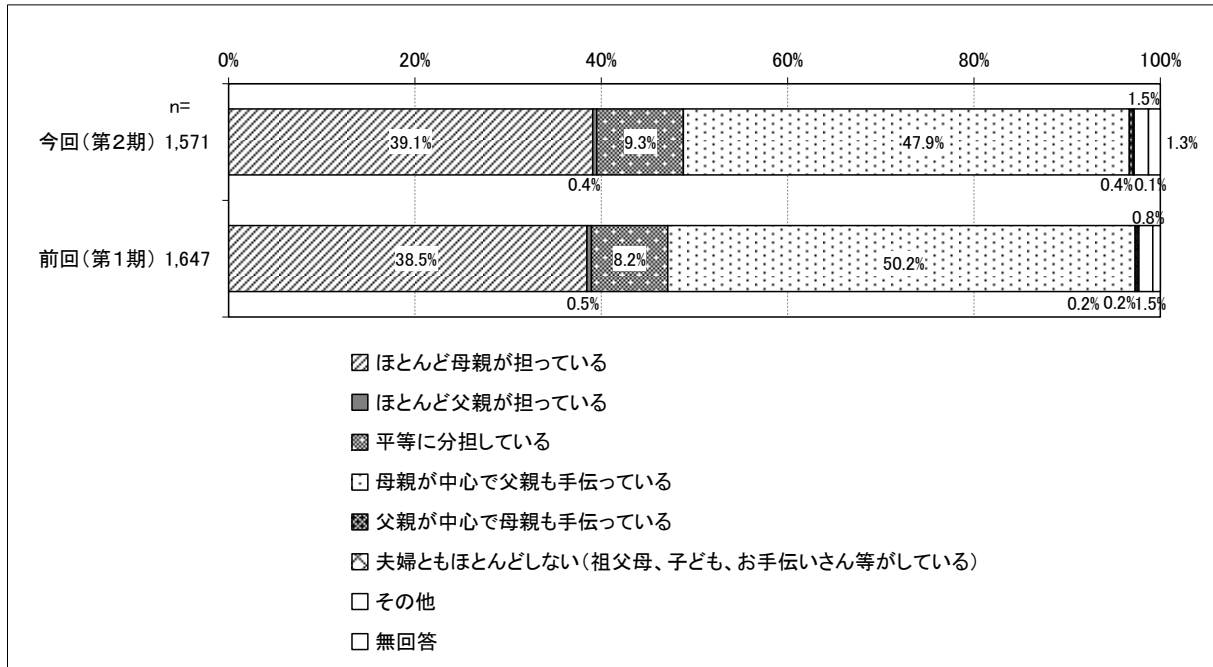
【理想】

「家事(育児)時間を優先」の割合が59.3%と最も高く、次いで「プライベート時間を優先」の割合が21.8%となっています。



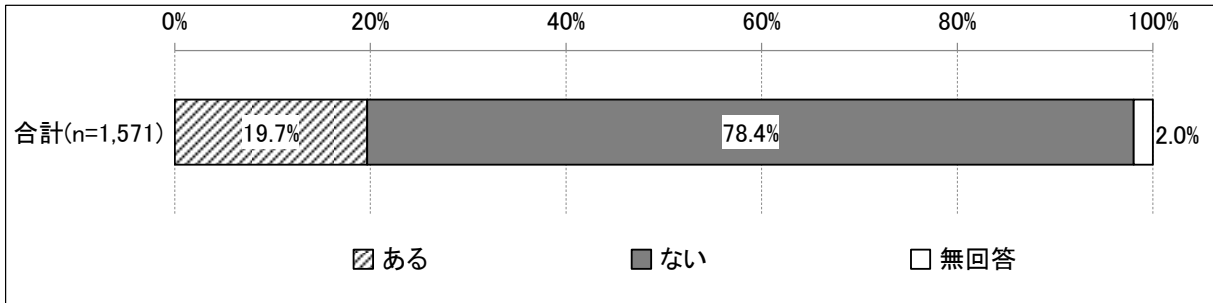
⑩子育ての役割分担

「母親が中心で父親も手伝っている」の割合が47.9%と最も高く、次いで「ほとんど母親が担っている」の割合が39.1%となっています。

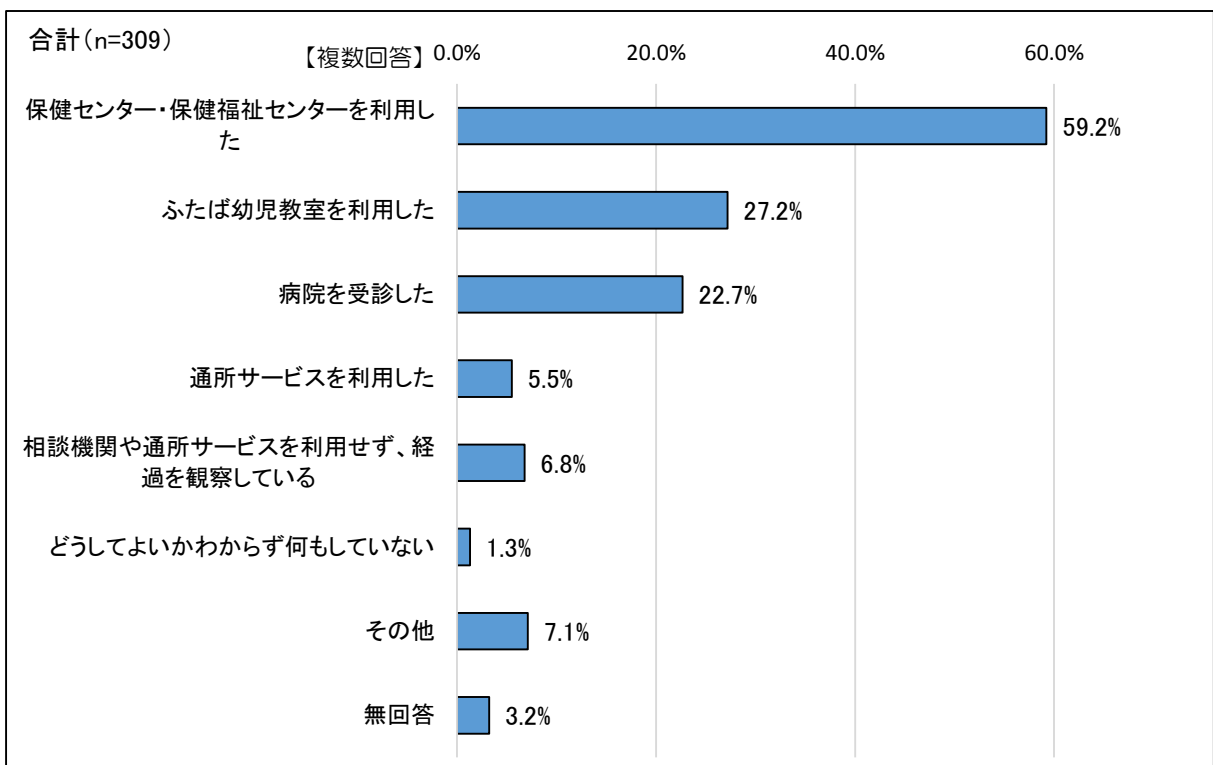


⑪乳幼児健診による子どもの発達についての指摘の有無

「ない」の割合が78.4%、「ある」の割合が19.7%となっています。

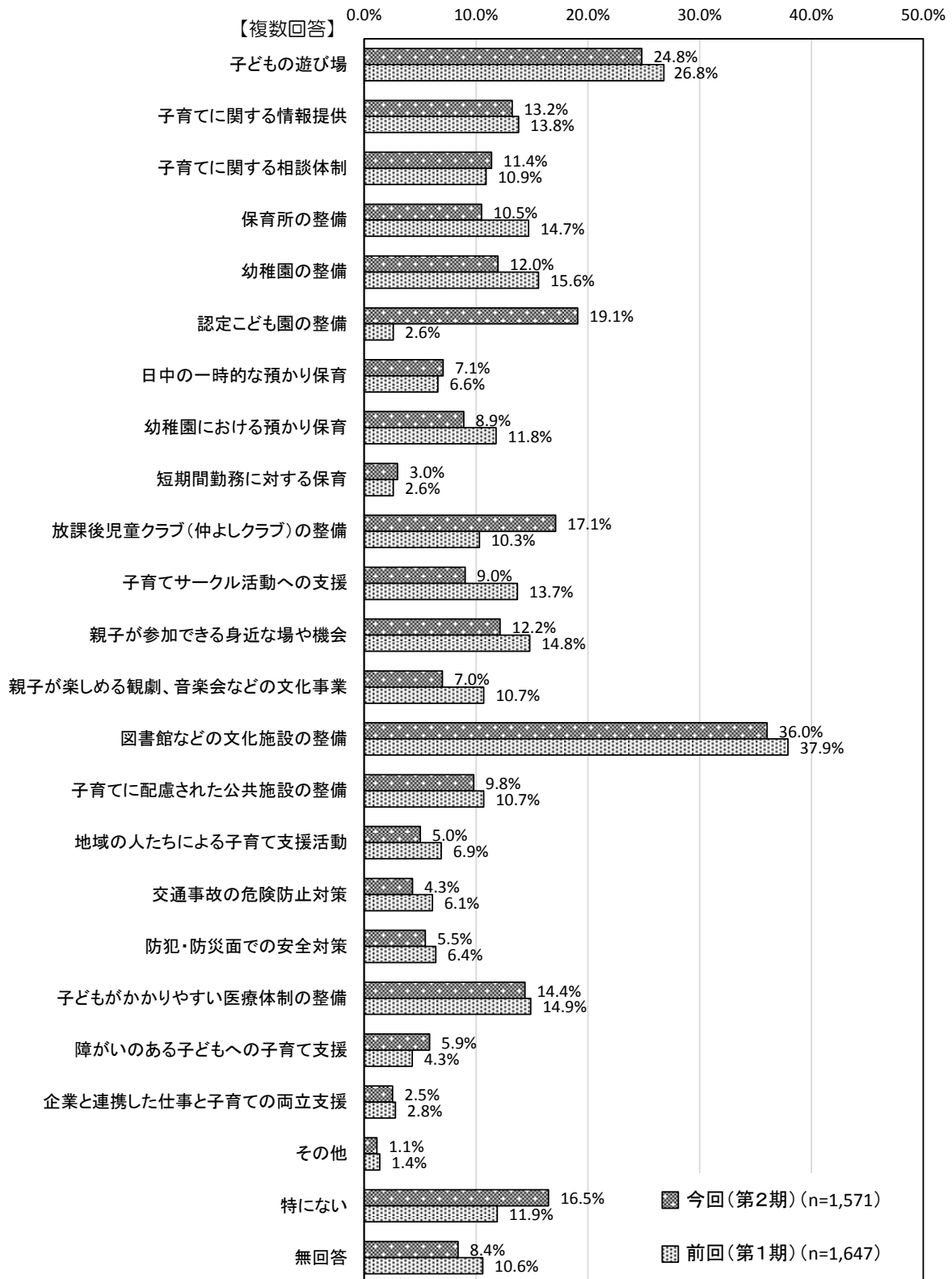


子どもの発達についての指摘が「ある」を選んだ方のその後の対応については、「保健センター・保健福祉センターを利用した」の割合が59.2%と最も高く、次いで「ふたば幼児教室を利用した」の割合が27.2%、「病院を受診した」の割合が22.7%となっています。



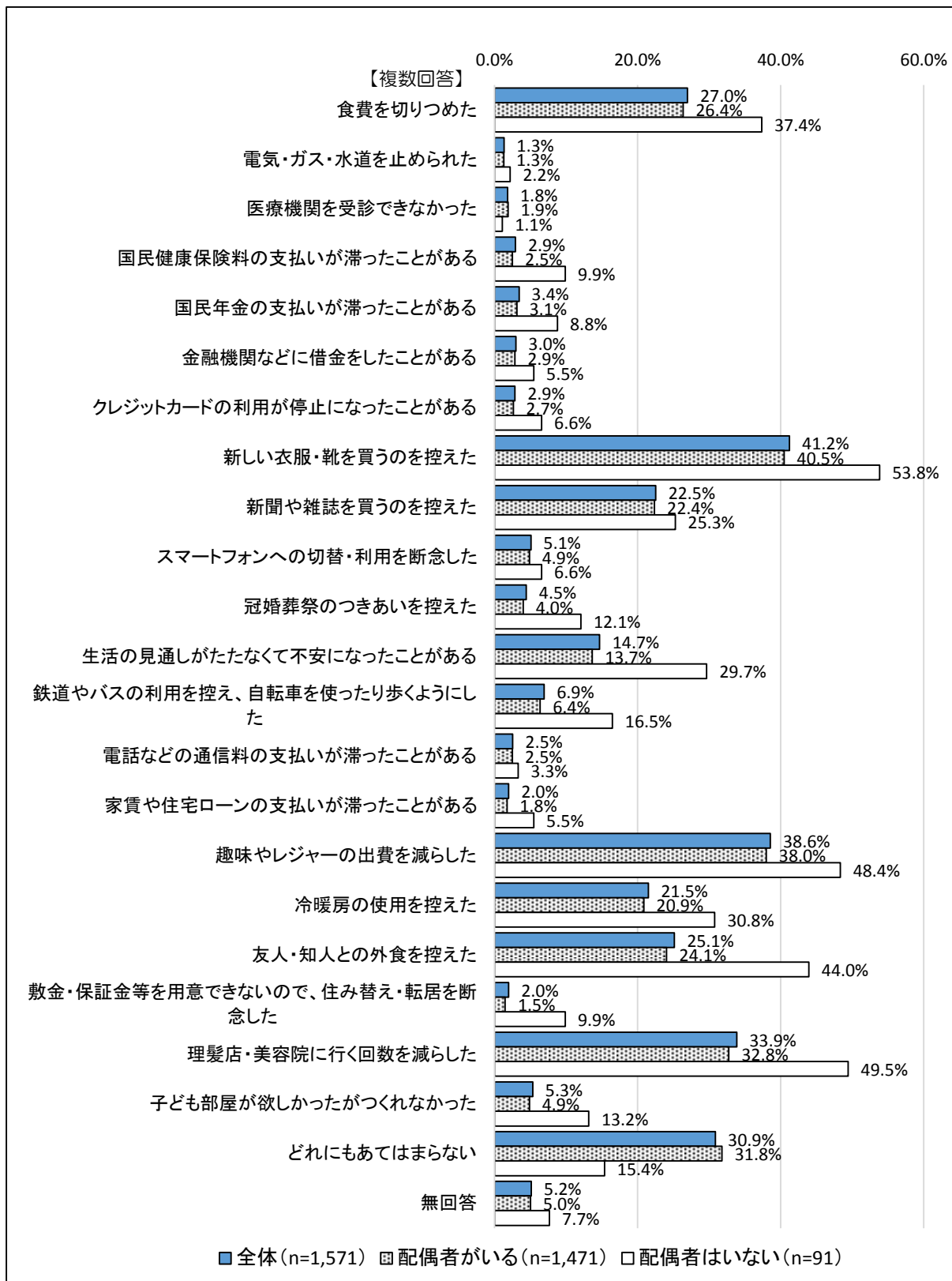
⑫和泉市の子育て環境や支援に関して、評価できる点

「図書館などの文化施設の整備」の割合が36.0%と最も高く、次いで「子どもの遊び場」の割合が24.8%、「認定こども園の整備」の割合が19.1%となっています。



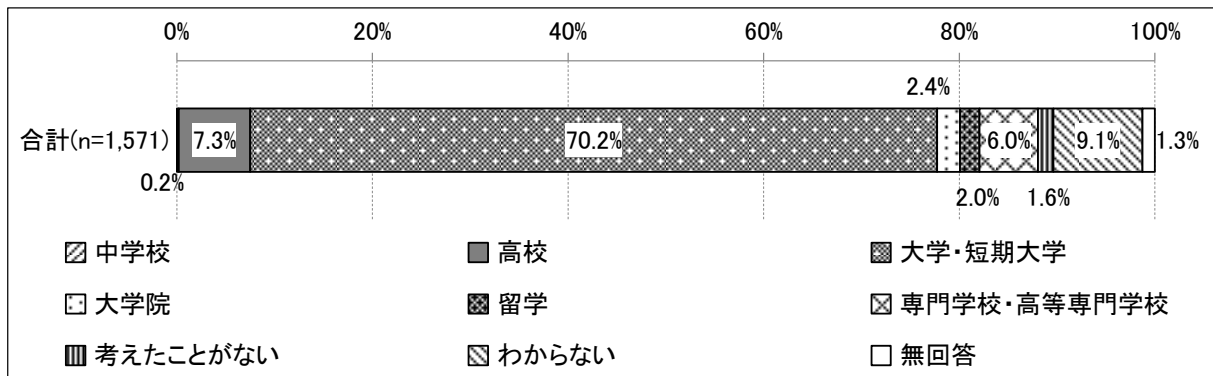
⑬経済的な理由による困難

「新しい衣服・靴を買うのを控えた」の割合が41.2%と最も高く、次いで「趣味やし
ジャーの出費を減らした」の割合が38.6%、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」
の割合が33.9%となっています。



⑭お子さんの進学についての希望

「大学・短期大学」の割合が70.2%と最も高くなっています。

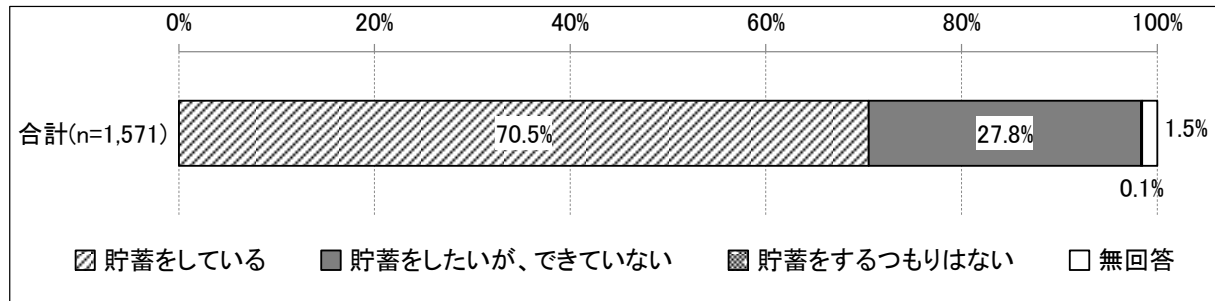


配偶者の有無別でみると、配偶者がいる方が配偶者はいない方より「大学・短期大学」の割合が高く、配偶者はいない方が配偶者がいる方より「高校」「専門学校・高等専門学校」の割合が高くなっています。

区分	有効回答数(件)	中学校	高校	大学・短期大学	大学院	留学	専門学校・高等専門学校	考えたことがない	わからない	無回答
配偶者がいる	1,471	0.2%	6.8%	71.0%	2.4%	2.0%	5.6%	1.4%	9.3%	1.2%
配偶者はいない	91	0.0%	14.3%	59.3%	1.1%	2.2%	13.2%	3.3%	4.4%	2.2%

⑮お子さんの将来のための貯蓄

「貯蓄をしている」の割合が70.5%と最も高く、次いで「貯蓄をしたいが、できていない」の割合が27.8%となっています。



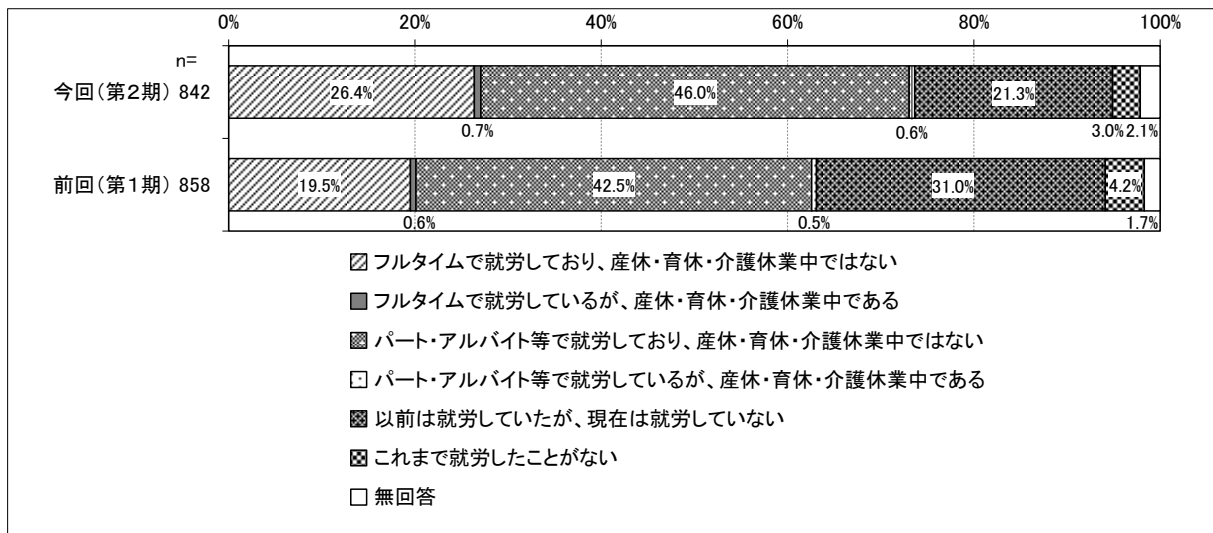
配偶者の有無別でみると、配偶者がいる方が配偶者がいない方より「貯蓄をしている」の割合が高くなっています。

区分	有効回答数(件)	貯蓄をしている	貯蓄をしたいが、できていない	貯蓄をするつもりはない	無回答
配偶者がいる	1,471	71.9%	26.5%	0.1%	1.4%
配偶者がいない	91	49.5%	47.3%	0.0%	3.3%

(2) 調査結果（就学児童）

①保護者の就労状況について（母親）

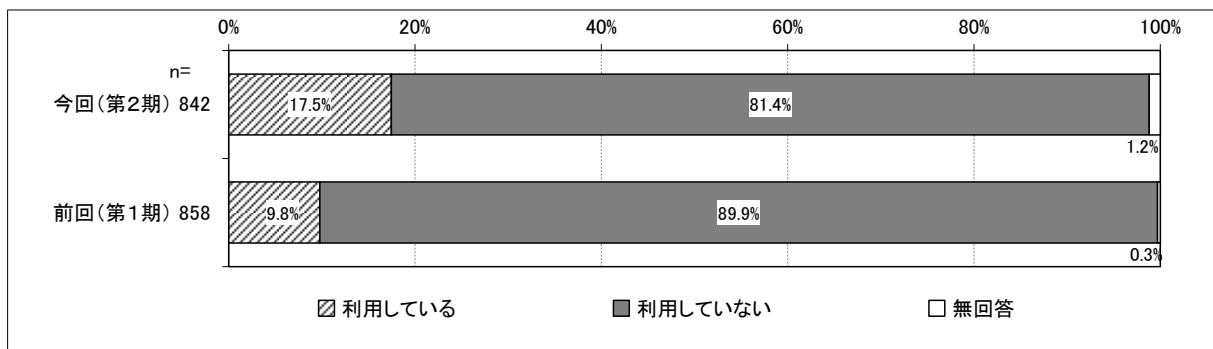
「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が46.0%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が26.4%となっています。第1期と比較すると「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が高くなっています。



②放課後児童クラブの利用状況

「利用していない」の割合が81.4%、「利用している」の割合が17.5%となっています。第1期と比較すると「利用している」の割合がやや高くなっています。

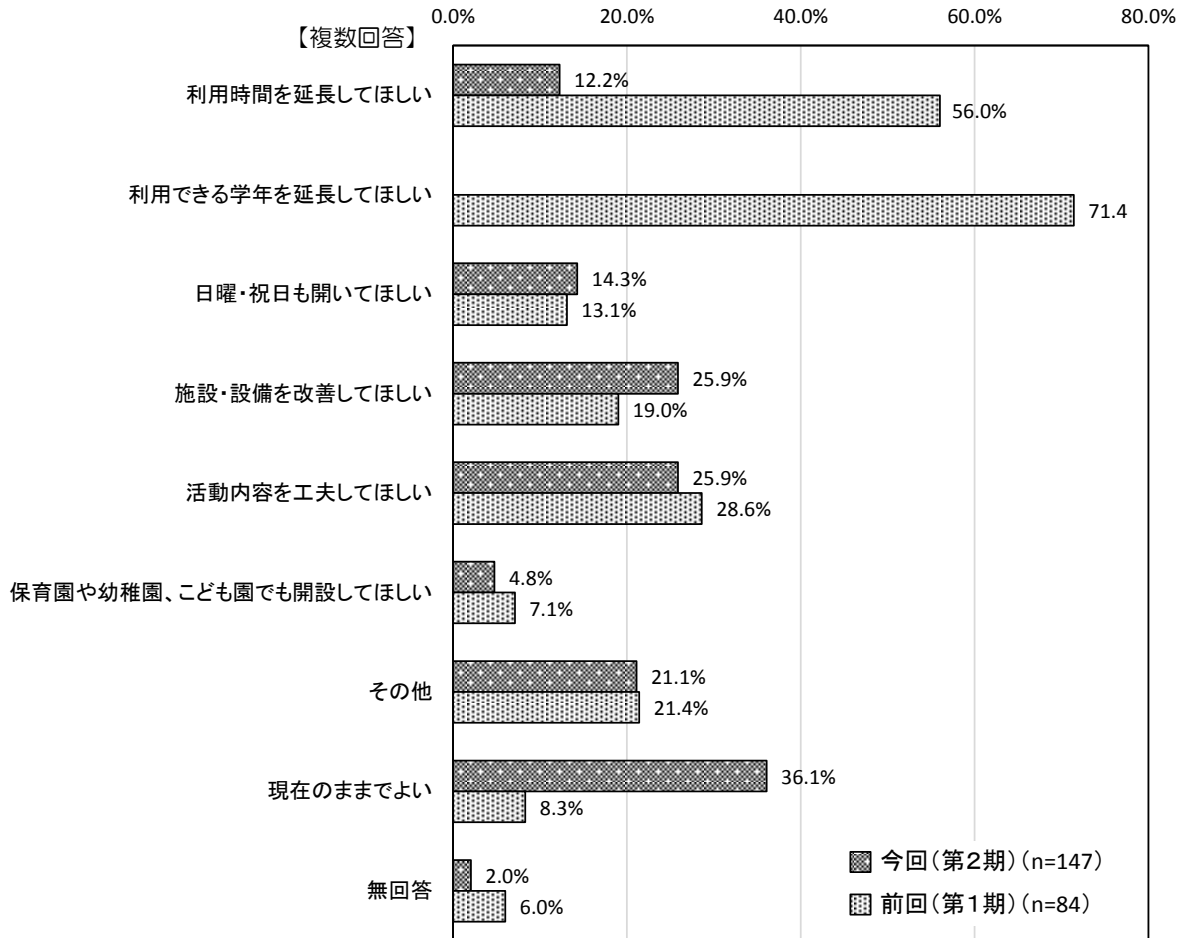
配偶者の有無別でみると、配偶者はいない方が配偶者がいる方より「利用している」の割合が高くなっています。



区分	有効回答数(件)	利用している	利用していない	無回答
配偶者がいる	739	14.9%	83.8%	1.4%
配偶者はいない	96	38.5%	61.5%	0.0%

③放課後児童クラブを利用した感想

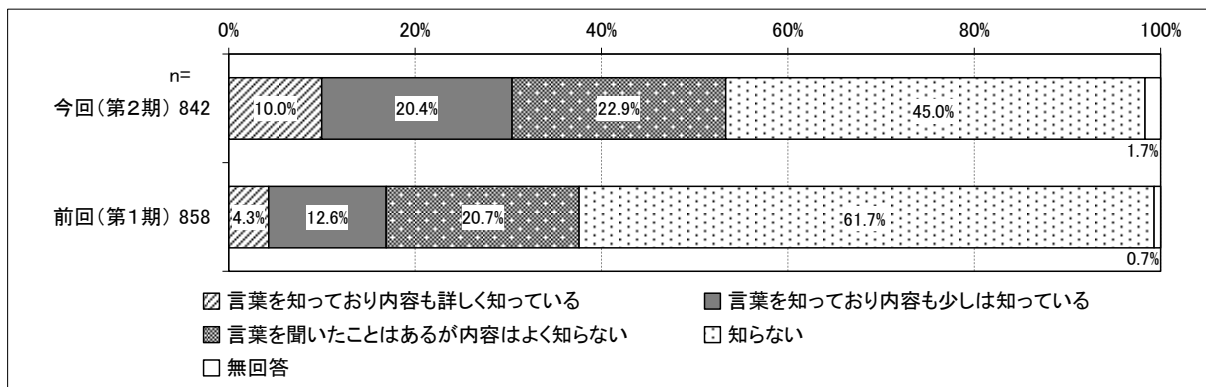
「現在のままでよい」の割合が36.1%と最も高く、次いで「施設・設備を改善してほしい」、「活動内容を工夫してほしい」の割合が25.9%となっています。第1期と比較すると「現在のままでよい」の割合が高くなっており、放課後児童クラブに対する評価は第1期より高いことがうかがえます。



※平成 28 年 10 月から対象児童を6年生まで拡充したことから、第2期は「利用できる学年を延長してほしい」の選択肢なし。

④「ワーク・ライフ・バランス」の言葉の認知状況

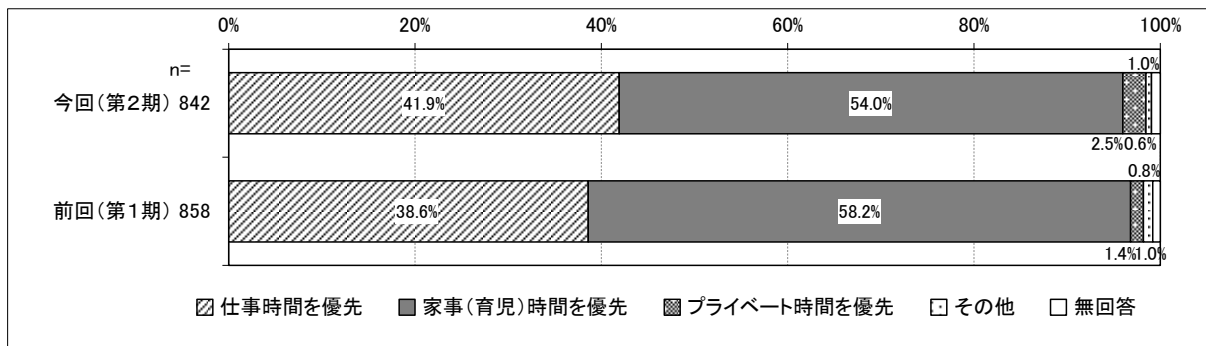
「知らない」の割合が45.0%と最も高く、次いで「言葉を聞いたことはあるが内容はよく知らない」の割合が22.9%、「言葉を知っており内容も少しは知っている」の割合が20.4%となっています。第1期と比較すると、就学前児童アンケートと同様に「ワーク・ライフ・バランス」の言葉の認知度は高くなっています。



⑤生活の中での優先度

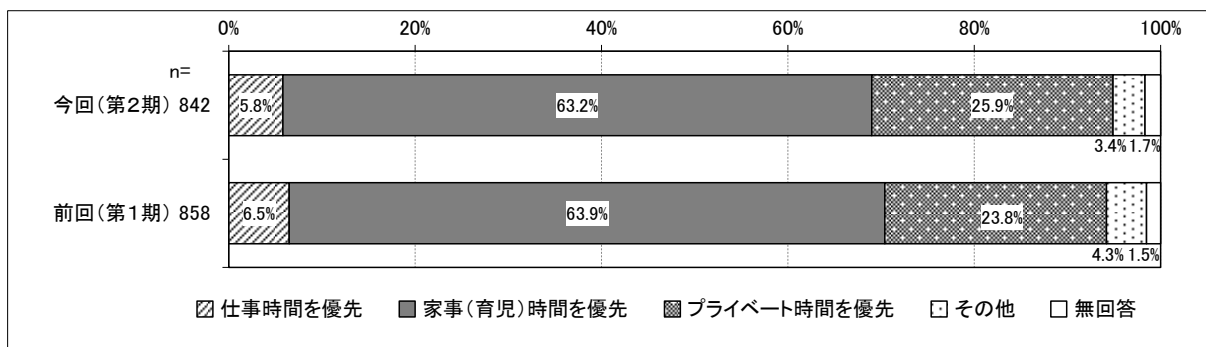
【現実】

「家事(育児)時間を優先」の割合が54.0%と最も高く、次いで「仕事時間を優先」の割合が41.9%となっています。



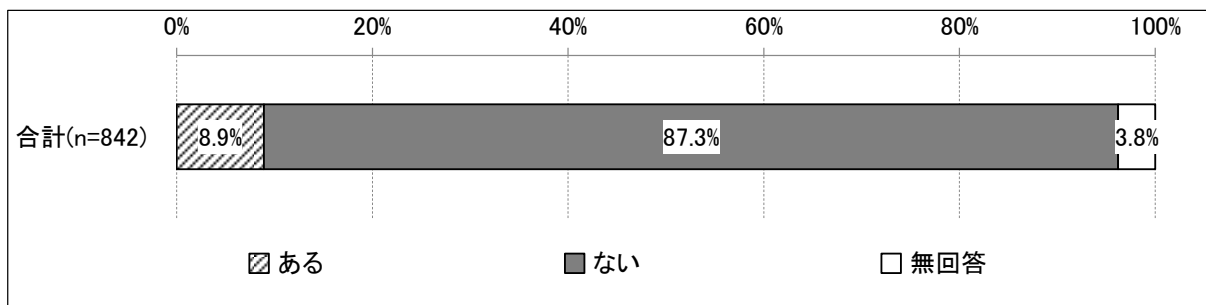
【理想】

「家事(育児)時間を優先」の割合が63.2%と最も高く、次いで「プライベート時間を優先」の割合が25.9%となっています。

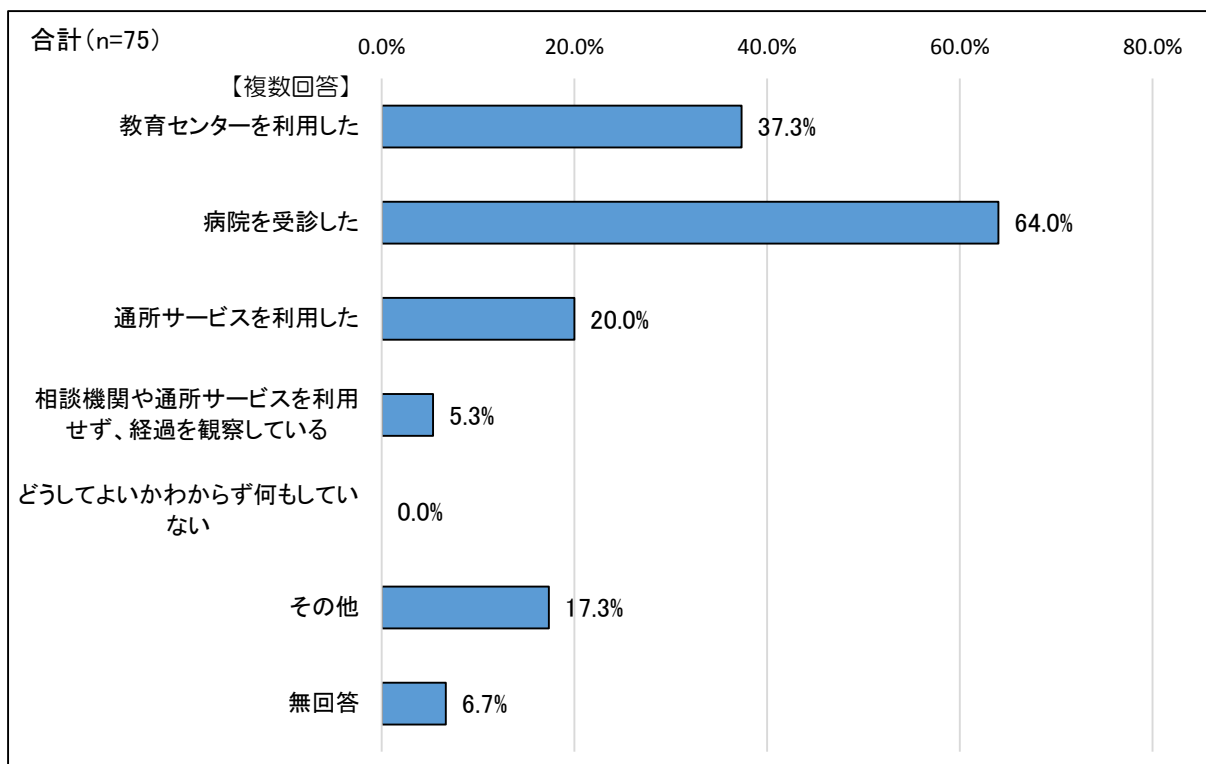


⑥学校での子どもの発達についての指摘の有無

「ない」の割合が87.3%、「ある」の割合が8.9%となっています。

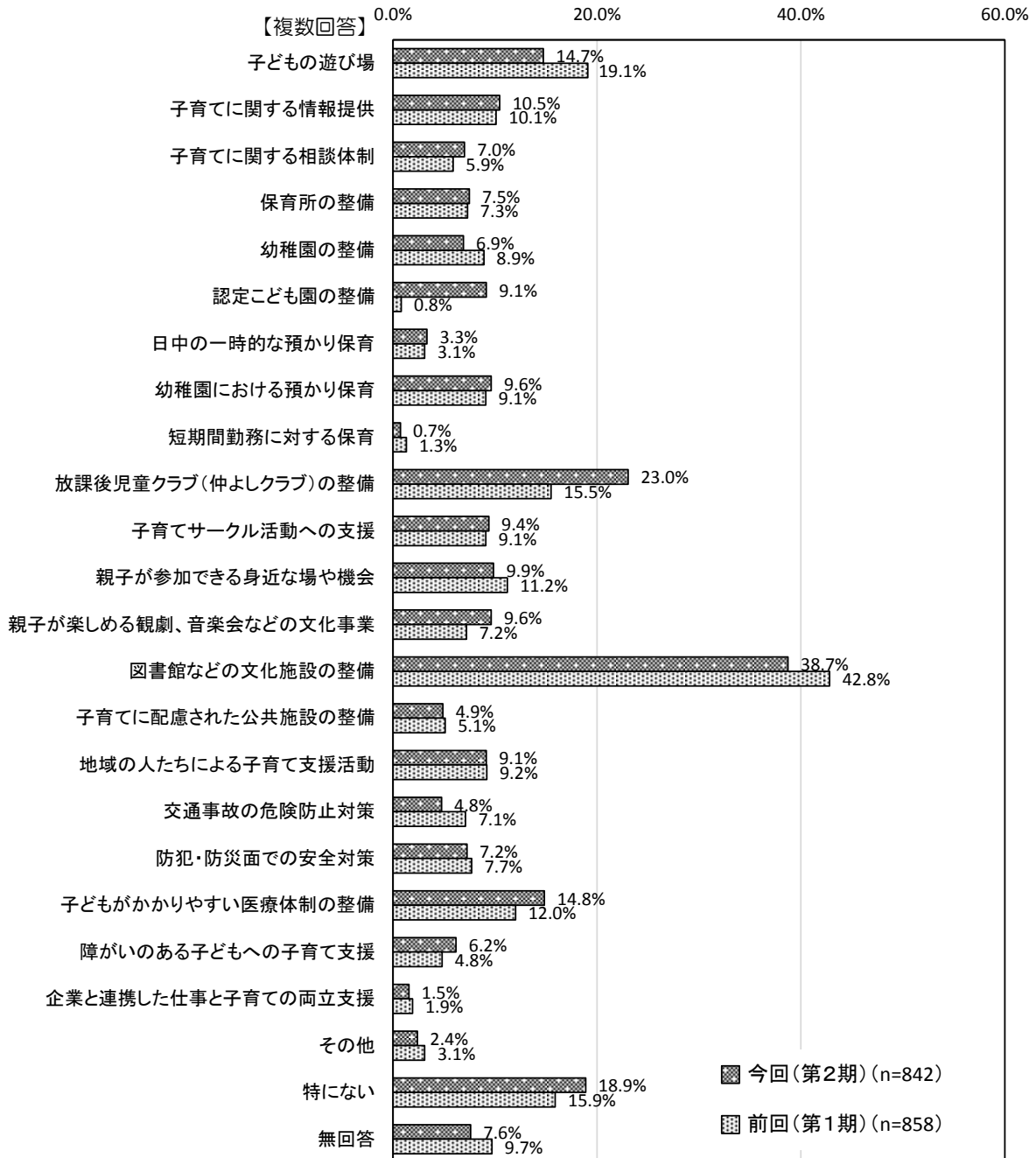


子どもの発達についての指摘が「ある」を選んだ方の指摘を受けた後の対応については、「病院を受診した」の割合が64.0%と最も高く、次いで「教育センターを利用した」の割合が37.3%、「通所サービスを利用した」の割合が20.0%となっています。



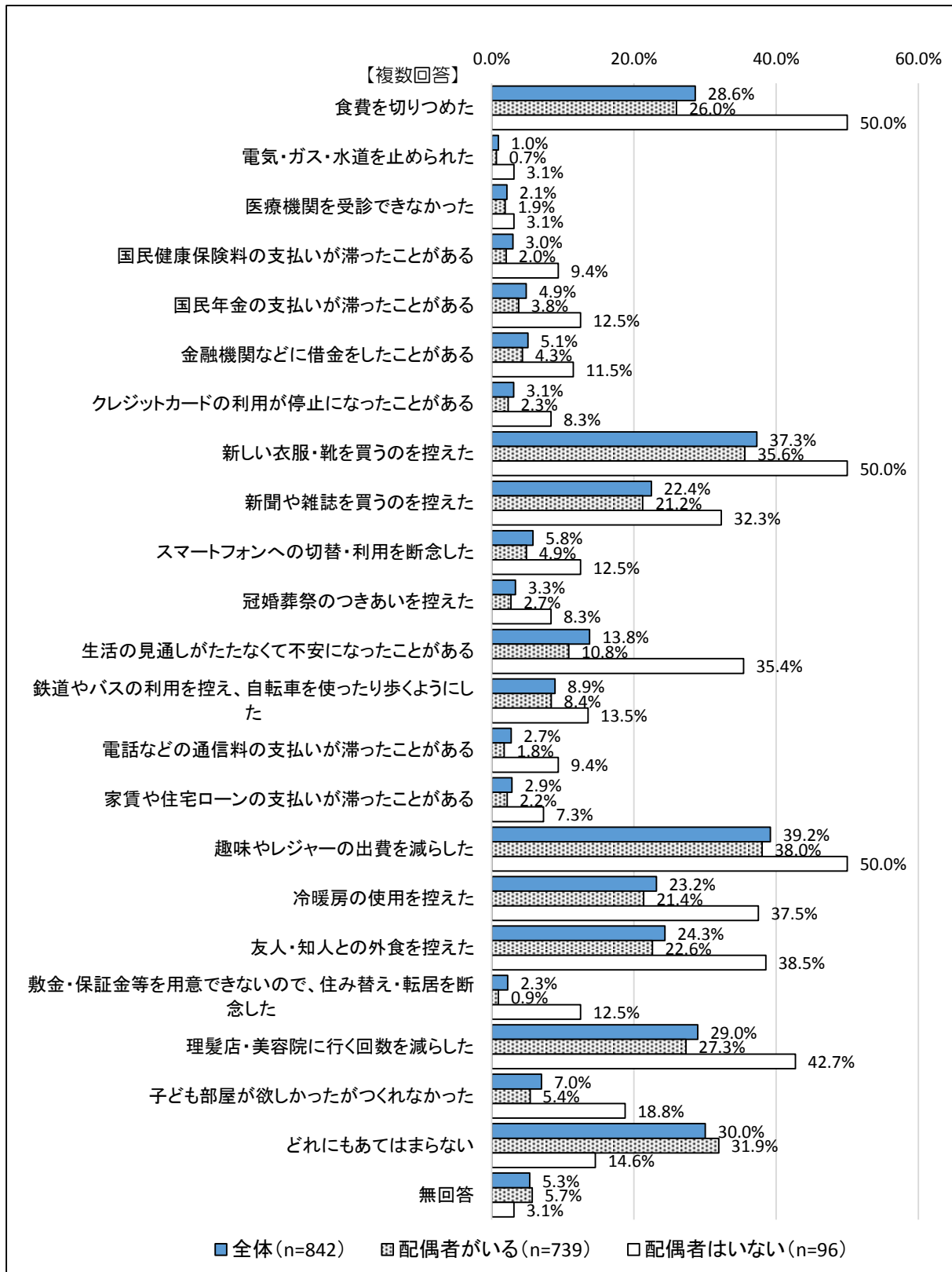
⑦和泉市の子育て環境や支援に関して、評価できる点

「図書館などの文化施設の整備」の割合が38.7%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（仲よしクラブ）の整備」の割合が23.0%、「特にない」の割合が18.9%となっています。



⑧経済的な理由による困難

「趣味やレジャーの出費を減らした」の割合が39.2%と最も高く、次いで「新しい衣服・靴を買うのを控えた」の割合が37.3%、「どれにもあてはまらない」の割合が30.0%となっています。



(3) アンケート調査のまとめ

①教育・保育に関すること

- 第1期と比較すると、母親のフルタイムの就労の割合が高くなっており、女性の就業率の高まりによる保育のニーズに対応することが必要。
- 認定こども園をはじめ、教育・保育のニーズが高まっている。今後の教育・保育のニーズの高まりを見据え、待機児童対策が課題。
- 放課後児童クラブを利用した感想では、施設・設備の改善、活動内容の工夫の要望が多く、検討が必要。

②子どもの貧困に関すること

- 配偶者がいない家庭では配偶者がいる家庭と比較して子どもの大学・短期大学等への進学希望が低い。また、お子さんのための貯蓄についても、「貯蓄をしている」の割合が低い。経済的な理由による困難については、配偶者がいない家庭では「食費を切りつめた」、「新しい衣服・靴を買うのを控えた」などの割合が高く、子どもの貧困対策として、特にひとり親家庭への支援が必要である。

③子どもの発達・健康に関すること

- 子どもの発達に関して、約2割の保護者が乳幼児健診等で何らかの指摘を受けているが、指摘を受けたあともサービスを利用していない人がある。また、どうしてよいかわからない人が少なからずおり、そうした方を適切な支援先に繋ぐためのアプローチが必要である。

④仕事と子育てに関すること

- 育児休業を取得しなかった方の理由として「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などの割合が高く、子育てに対する企業の理解への啓発等が課題。
- 子育ての役割について、男女間の協力・協働への啓発・取組を進めることが必要。

5 子ども子育て支援の課題

第1期和泉市こども・子育て応援プラン及びアンケート調査から主な課題をまとめました。

課題1

社会に積極的に関わろうとする態度を身に付け、子どもが社会の一員として自立するためには、様々な体験学習の機会を提供するなど子どもの社会参加への支援が必要です。また、令和元年10月からの教育・保育の無償化による教育・保育のニーズの高まりを見据えた待機児童対策が必要です。

課題2

児童・生徒や保護者が抱えている教育に関する不安や悩みの解消や児童虐待を含む要保護児童等の早期発見・早期対応に向け、関係機関との連携強化が必要です。また、障がいや発達に課題のある子どもと家庭に対する支援や子どもの貧困対策として、特にひとり親家庭等への学習支援・就労支援・経済的支援が必要となっています。

課題3

地域での連帯意識の希薄化などにより、社会的孤立による育児不安を持つ親への対応が求められており、地域における子育て家庭への支援を図るため、子育てに関する情報提供や保健師等の専門職による相談体制の強化が必要です。

課題4

少子化対策のひとつとして子どもを産み、健やかに育てることの基礎となる母子保健は重要であることから、母子保健での関わりが途切れることがないように、妊娠期から子育て期における継続した支援が必要です。

課題5

アンケート調査から女性の就業意欲の高まりがみられ、働いていても安心して子育てができるよう、休日保育や病児・病後児保育、一時預かり、放課後児童クラブ等、様々なニーズに対応できる支援の拡充が必要です。また、育児休業の取得率が低い中、子育てに対する企業の理解への啓発やワーク・ライフ・バランスの推進等が必要です。

課題6

親子が住みよい環境づくりを進めるためには、安心・安全なまちづくりが重要であるため、子どもの見守り強化や交通安全対策の実施等、子どもの安全確保の取組が必要です。また、スマートフォンの児童・生徒への普及に伴う、情報モラル教育など、青少年健全育成の推進が必要です。

計画

第3章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育てビジョン（基本理念）

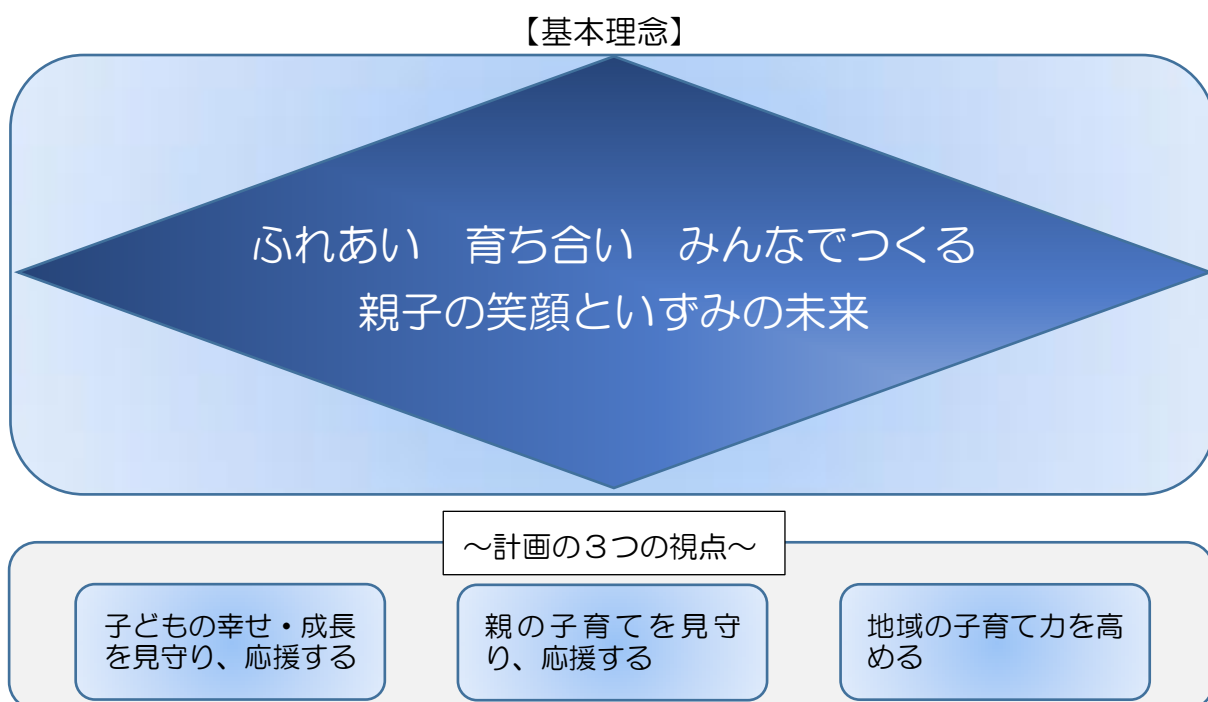
全国的に子どもの虐待やいじめ、さらには特に都市部における待機児童問題、また、子どもの貧困も大きな問題となっており、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は複雑化しています。そのような中で、子ども一人ひとりが個性ある存在として認められ、子どもの最善の利益の確保とともに、子どもが自分自身や他者も大切にすることを育むことが求められています。

本市においては、少子高齢化が進んでおり、また、北部地域・北西部地域・中部地域・南部地域の全地域で子どもの人口は減少傾向で推移していることから、さらなる少子化を見据えた、子どもの教育・保育の環境整備が必要となっています。

さらに、ひとり親家庭の増加や、女性の就業率の向上による母親の就労ニーズの増加など、子育て家庭の多様な状況に対応するとともに、子育ての悩みを抱えたまま孤立することのないように、親としての成長を支援することや子育て支援の充実も必要となっています。

子どもたちは和泉市の元気や活力の源であり、将来の和泉市をつくる、大切な存在です。子どもたちが健やかにたくましく育ち、未来に夢と希望を持って育つためには、行政のみだけでなく、地域住民や団体、保育・教育機関等多様な主体が一体となって子育て支援環境をつくっていくことが大切です。

このような環境の実現に向け、基本理念はこれまでの「和泉市こども・子育て応援プラン」の理念を踏まえ、次のように設定します。



2 計画の視点

基本理念のもとに3つの視点で基本目標や施策を計画します。

視点1 子どもの幸せ・成長を見守り、応援する

- 子育て支援サービス等により影響を多く受けるのは子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。
- 子どものコミュニケーション能力や社会性などを高めるとともに、自他を大切にす
る心の育成を、家庭・地域・学校等が連携して進めます。
- 子ども一人ひとりの人権が尊重され、国籍や性・障がいの有無などに左右されず
に、それぞれの個性と能力が活かされるよう、施策の展開を進めます。
- すべての子どもが健やかに成長するために、専門性の高い関係機関との連携・協
力を一層進め、切れ目のない子育て支援となるよう取組の充実を図ります。

視点2 親の子育てを見守り、応援する

- 親自身が子育ての大切さを認識し、子育てを通して親自身も成長することができる
よう、地域・学校等と連携して進めます。
- 子育て家庭が悩みや不安を抱えたまま地域で孤立することがないように、また、社会
的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもが抱える背景の多様化等の状況
に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めます。
- 就労形態の多様化の中で、保護者がゆとりを持って仕事と子育て等家庭生活、ボラ
ンティア等地域生活との調和を図れるよう、企業等との連携・協力を進め、ワーク・
ライフ・バランスの実現をめざします。
- 妊娠・出産から子育て各期などのライフステージに対応し、保護者にとって切れ目
のない子育て・親育て支援となるよう取組の充実を図ります。

視点3 地域の子育て力を高める

- 保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提としつつ、身近な地域の人々を
はじめ社会を構成するさまざまな団体や企業等がみんなで協力し、保護者に寄り添
い、一緒になって子育てや子どもの育ちを応援できるよう環境づくりを進めます。
- 地域の自然や施設、人材など多様な社会資源を活用するとともに、人口の動向など
地域の特性を踏まえながら、子どもの健やかな成長や子育て家庭を見守り・支援す
る地域づくり、子ども・子育て支援施策を進めます。また、子ども・子育て支援施
策を進めるにあたっては、子育て支援の量の拡充だけでなく、質の向上を推進する
など、量と質の両面から子育てを支えます。
- 子どもは次代の親となり本市の未来を担う希望の星であることから、家庭とともに
地域のさまざまな人が関わり、豊かな人間性の形成や健全育成のための取組を進め
ます。

3 計画の基本目標

本市の基本理念を実現するため、6つの基本目標を設定し、子ども・子育て支援施策を推進します。

基本目標1 豊かな心と生きる力を育む人づくり

未来を担う子どもが、さまざまな体験や学習を通じて、豊かな人間性とともにも生きる人権感覚を育んでいくことができるよう、また、幅広い知識と自ら考え、行動する力を養い、これから親となる若い世代が社会でしっかり自立していくことができるよう、教育・保育環境のより一層の充実を図るとともに、多様な社会参加の機会の創出と地域での遊びや活動の場の提供・充実を図ります。

基本目標2 配慮が必要な子どもと家庭に対するきめ細かな支援

子どもが心身とも健やかに成長できるよう、子どもの人権尊重の意識啓発を進めるとともに、深刻化する虐待やいじめなどの対策の強化をより一層進めます。

また、障がいのある子どもや保護者のいる家庭、ひとり親家庭、不登校などの悩みを抱える子どもと家庭などの配慮が必要な家庭に対して、相談体制の充実をはじめ保護者の就労支援、社会参加の促進、情報の提供など、きめ細かな支援の充実を図ります。

さらに、子どもの貧困対策として、ひとり親家庭等への支援を地域一体となって進めます。地域における子どもの貧困対策は、保育園や学校といった保育・教育の関係者だけが担うものではなく、住民一人ひとりが支援の担い手であるという考えのもとに、自主的・積極的な活動をしていくことが大切であり、住民の取組への参画と身近な応援で、支援の輪が広がるまちづくりを推進します。

基本目標3 子どもを生き育てることが楽しく感じられる地域づくり

すべての子育て家庭が、安心して子育てができるように、必要なサービスを必要なときに利用できるよう、相談窓口と情報提供体制の充実を図るとともに、地域子育て支援拠点事業などのサービスの充実を図ります。

また、保護者が子育てを楽しみながら子どもとともにいきいきとした生活を送ることができるよう、地域と連携し、親が親になるための学びの支援の充実や、地域全体が子どもも大人もともに学び、育ちあう仕組みづくりを進めます。

基本目標4 健やかに安心して暮らすことができる親と子の健康づくり

妊娠・出産や子どもの発達・病気などについて、保護者が抱える不安や悩みを軽減させるため、妊産婦保健対策の充実を図るとともに、親と子が心身ともに健康に生活できるよう、健康診査や相談等体制の充実を図ります。

また、若い世代の性や酒・タバコ、薬物といった問題の対応や不健康なやせや肥満など、思春期保健対策の継続的な充実を図ります。

基本目標5 子育てと就労がいきいきとできる環境づくり

男女ともにゆとりある職業生活を送るとともに、家庭生活や地域生活との調和を図ることができるよう、多様な保育ニーズ等に対応した適切な教育・保育の提供の充実に努めます。

また、子育てのための時間を十分にもつことができ、父親もともに子育てに参加できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての市民の関心と理解を深めるとともに、子育てしやすい労働環境となるよう、国や大阪府、関係機関と連携し企業などへの啓発に努めます。

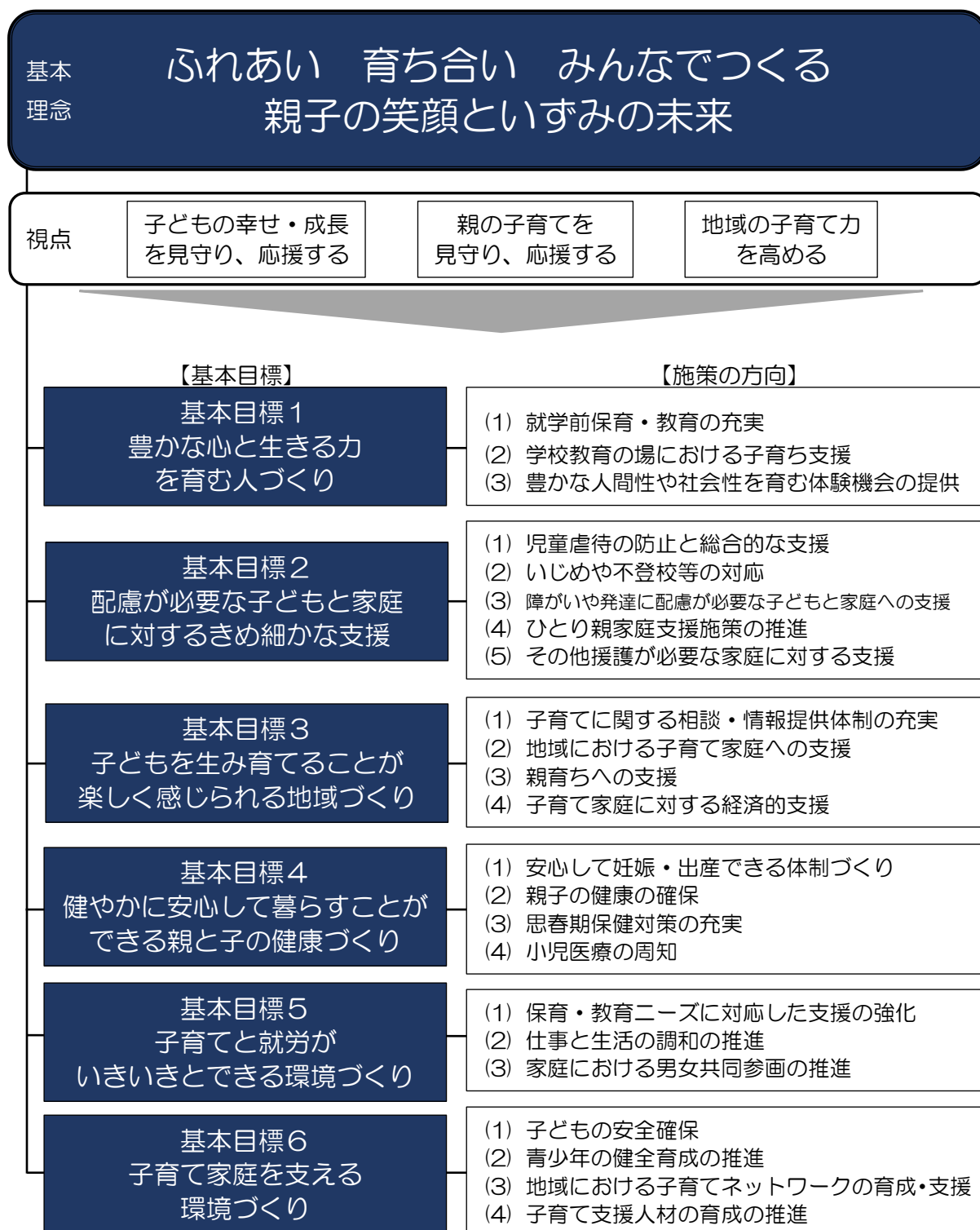
基本目標6 子育て家庭を支える環境づくり

子どもを犯罪や事故、災害から守るために、家庭、学校、地域、行政、関係機関等が一体となって交通安全や防犯・防災に取り組む安心・安全のまちづくりを進めるとともに、青少年の健全育成を進めます。

また、地域全体で子育てを支援するためのネットワークづくりや子育てサークル、子育て支援ボランティアなど、子育て支援人材の育成の推進を図ります。

4 施策の体系

本計画の具体的な施策・事業の展開を図るため、施策の体系を次のように定めます。



5 重点施策

(1) 量と質の両面からの子育て支援の推進

時間外保育や一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童クラブなど多様な事業で子育てを支援するとともに、職員の資質向上に向けた研修等の充実など、子育てを「量」と「質」の両面からサポートします。

(2) 待機児童の解消

就学前の保護者の共働き世帯の増加や、母親の就労ニーズ、保育所や幼稚園の預かり保育への希望が高いことなどを踏まえるとともに、待機児童の解消を図るため、認定こども園の整備や保育士確保に向けた施策の検討を進めます。

(3) 育児に課題を抱える保護者への支援と児童虐待防止の推進

育児に不安を抱えながらも周囲からのサポートが得られなかったり、子どもに対して育てにくさを感じるにより育児ストレスが高まっているなど、育児に課題を抱える保護者に学校や保育所など関係機関と連携し、児童虐待に繋がることのないよう、適切な支援を図ります。

(4) 障がいや発達に配慮が必要な子どもに対する支援の充実

障がいのある子どもが、可能性を伸ばし健やかに成長し、ライフステージごとに切れ目のない支援を受けられるよう、相談体制や職員研修を充実し、関係機関との連携を強化します。

(5) 子どもの貧困対策

経済的に困難な状態にある子どもやその家庭を的確に把握し、早期の対応を図るため、関係機関との連携を図りながら、生活の安定に向けた学習支援や就労支援、各種手当の周知を行います。

(6) 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援

子ども一人ひとりが健やかに成長することを目的に、妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組み、地域子育て支援センターなど関係機関と協力しながら、妊娠期から子育て期の切れ目ないきめ細かな支援を実施することで母子保健の充実を図ります。

(7) 子どもが安全に安心して育つための環境づくり

子どもを交通事故や犯罪から守るため、保護者をはじめ地域住民や地域団体等と連携し、見守り・支援体制の強化を図るとともに、防犯対策や交通安全対策を実施します。

第4章 総合的な施策の展開

基本目標1 豊かな心と生きる力を育む人づくり

(1) 就学前保育・教育の充実

【施策の方向】

人間としての基礎を形成する重要な就学前の時期に、心身ともに調和のとれた発達を促し、思いやりの心をもった豊かな人間性を育ていけるように、また、子ども一人ひとりのもつ可能性や個性を伸ばしていけるように、家庭や地域、関係機関等との連携を強化し、就学前保育・教育内容の充実を図るとともに、保育・教育環境や施設・設備の利便性、安全性、快適性を高めるため、整備・充実します。

さらに、小学校への理解を深め、円滑に接続できるよう、保育所や幼稚園、認定こども園と小学校との連携や交流を進めるとともに、就学前教育カリキュラムの充実を図ります。

【主な取組】

①保育・教育内容の充実

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
1	人権保育・教育の推進	一人ひとりの子どもの個性や発達段階での課題に対応し、子どもの人権を尊重した保育・教育を推進するとともに、子どもが命の大切さやお互いを認め合えるような人権保育・人権教育を進めます。	こども未来室
		中学校区において、幼少期からの連携を意識した人権教育の取組を推進するとともに、支援教育に関わる支援をより一層推進します。	指導室
2	情操教育、体験学習の推進	子どもの豊かな感性や創造力を養うとともに、社会性や主体性を育めるように、保育所、幼稚園、認定こども園において、情操教育や体験学習を進めます。	こども未来室
3	地域との交流の推進	地域との連携を図り、心身ともにたくましく思いやりの心を育めるように、いろいろな活動を通してともに活動することで地域を知り、お互いを尊重し合える関係づくりを進めます。	こども未来室
4	家庭との連携強化	心身ともに調和のとれた発達を促し、思いやりの心をもった豊かな人間性を育めるように、保育所や幼稚園、認定こども園と家庭との連携強化を進めます。	こども未来室

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
5	職員研修の充実	時代のニーズに応じた各種研修の充実とともに、研修を通じて幼・保・小・中の連携を推進します。	こども未来室 指導室 教育センター

②保育・教育施設・設備の整備・充実

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
6	認定こども園等の適正配置	待機児童解消と保育ニーズに対応するため、各施設の定員増や認定こども園への移行促進に努めます。また、公立保育所については、公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づき、園児数の推移、地域の保育の需給状況、施設の老朽化の状況等を踏まえた上で、民営化や統廃合を検討します。	こども未来室
7	保育所、幼稚園の施設・設備の整備・充実	園児が安全で快適に過ごせるように、各施設での老朽箇所の改修やバリアフリー化を進めます。	こども未来室
8	公立園運営事業	公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針に基づき再編整備します。	こども未来室

(2) 学校教育の場における子育て支援

【施策の方向】

地域や家庭との連携を強化し、次代を担う子ども一人ひとりが、豊かな人間関係を形成し、生命の大切さやお互いの存在を認め合えるように、また、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を育めるように、教育内容を充実するとともに、一人ひとりの可能性や個性を伸ばすような、指導の充実に努めます。

さらに、教育環境や施設・設備の利便性、安全性、快適性を高めるため、整備・充実します。

【主な取組】

①学校教育内容の充実

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
9	人権教育の推進	人権教育推進のための各種研修の充実に図るとともに、居住地校交流の推進を図ります。	指導室
10	学力の向上	確かな学力の定着のため、習熟度別指導など個に応じた指導の充実に図ります。 また、学力向上に関する研修会等の充実により、学校全体としての授業改善を推進します。	指導室
11	基本的な生活習慣の確立、規範意識の育成	SSW の活用等を通して、要支援家庭に対する支援を推進し、さらなる充実に図ります。また、道徳教育を通して、規範意識の育成を推進します。	指導室
12	情報化や国際化への対応	正しい情報活用能力と健全な情報モラルの育成に取り組むとともに、外国語指導助手の活用による英語指導の充実や国際理解教育を推進します。また、海外帰国渡日児童・生徒のサポートの充実に図ります。	教育センター 指導室
13	キャリア教育の推進	職場体験学習やキャリア教育の充実（校種間・地域との連携の推進、幼・保とも連携し、小・中学校9年間を見通した全体指導計画の作成）を図ります。	指導室
14	地域・ふるさと学習の推進	社会科副読本の内容の充実に図り、郷土を愛する心の育成を推進します。	指導室
15	地域資源の活用	子どもが豊かな体験や人との出会いを通じて、社会性や自主性を育むとともに、心身ともに健やかに成長できるように、新たな地域人材の発掘と積極的な活用を推進します。	指導室

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
16	地域との交流	地域教育協議会により、地域の人々との交流の場の確保を図るとともに、地域との交流をさらに推進し、地域による教育力の向上を図ります。	指導室
		農業体験を通して、農業の大切さや食に対する理解を深めるとともに、地域交流を推進します。	農林課
17	読書環境の充実	各学校園における読書活動を推進し、子どもの感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにしていきます。	指導室
		子どもの豊かな情操や創造力、表現力を養うため、継続して読書環境の充実に努めていくとともに、学校図書館やボランティア、関係部署等との連携を強化します。	読書振興課
18	進路指導・相談の充実	担当教員の資質向上を図るとともに、子ども・保護者に対する教育相談体制の充実に努めます。	指導室
19	教職員研修の充実	ICT機器の授業での活用について授業研究を行い、教員の資質の向上を図ります。	教育センター
20	保育所、幼稚園、認定こども園と小・中学校の連携強化	児童・生徒が乳幼児とのふれあいを通し、子どもの人間関係の広がりや思いやりの心をもった豊かな人間性を育むため、保育実習をはじめ異年齢交流を進めます。校種間連携を推進し、幼・保・小・中の一貫性、系統性のある教育を行うことにより、円滑な接続を図ります。	指導室

②学校教育施設・設備の整備・充実

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
21	校舎の改修や施設・設備のバリアフリー化の推進	安全・安心な学校づくりを進めるため、順次、老朽か所の改修・バリアフリー化を検討・実施します。	教育総務室

(3) 豊かな人間性や社会性を育む体験機会の提供

【施策の方向】

子どもが遊びや多様な活動を通して、豊かな人間関係を形成し、思いやりの心や規範意識、コミュニケーション能力など社会性を育むとともに、感動する心、創造力の醸成、体力の増進など、心身ともに健やかに成長できるように、地域との連携により多様な体験・交流の機会や遊び場、活動の場の提供を充実します。

また、子ども自身が未来を担う社会の一員として、主体的に自ら考え、参加し、自信をもって行動できるように、子どもの意見を反映する機会や子どもの能力を発揮する機会を充実します。

さらに、次の世代の親となる若者が、社会に出て精神的、経済的に自立した生活を送ることができるよう、就労支援を進めるとともに、職業能力等向上のための機会の充実に努めます。

【主な取組】

①多様な体験・交流機会の充実

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
22	子どもの居場所づくり「放課後子ども教室」	小学生の放課後や週末の安全な遊び、生活の場を確保するため、地域住民の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子ども教室を、市内すべての小学校区において、段階的に整備するとともに、仲よしクラブと連携し、仲よしクラブの児童を含めたすべての児童が参加できるよう努めます。	生涯学習課
23	青少年の家野外研修会の推進	青少年の生きる力を育むため、豊かな自然環境を生かし、体験学習の場を提供します。	生涯学習課
24	スポーツ・レクリエーション活動の促進	スポーツを通じて少年の心身の健やかな育成を図るため、スポーツ少年団への加入促進を図ります。 また、親子のふれあいや地域での世代間交流を促進するため、親子ふれあい体験乗馬やニュー・スポーツの普及・啓発に努めます。	スポーツ振興課
		子どもの体力増進や交流を促進するため、各種スポーツ教室の開催・スポーツ・レクリエーション活動を進めます。	青少年センター
25	子どもすこやか広場事業の推進	近隣の小学校低学年児童の放課後及び長期休み期間の安心安全な居場所を提供することで、子育て支援を図ります。また、さまざまな活動を通して子どもの健全育成につなげます。	青少年センター

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
26	みどりのツーリズム事業の推進	日常生活の中でゆとりが少なくなりつつある都市住民に対して、農村地域において農作業の援農活動を行うことにより、農家と都市住民の交流の場を提供します。	農林課
27	子どもの読書活動の推進	「第3次和泉市子どもの読書活動推進計画」に基づき、各種さまざまな行事・講演会等を開催し、体験の機会を提供していきます。	読書振興課
		多くの子どもの豊かな情操や創造力・表現力を育むことができるように、絵本を充実し、保育所での貸し出しのみならず、在宅子育て家庭への貸し出しを行うなど、読書活動推進を図ります。	こども未来室
28	図書館でのすくすくタイムの実施	和泉図書館で第1・第3金曜日、シティプラザ図書館で第2金曜日、北部リージョンセンター図書室で第4金曜日のいずれも午前中を乳幼児と保護者のための時間として開放し、保護者同士の交流の促進や、親子連れで図書館へ足を運びきっかけを作ります。	読書振興課
29	ワールドフェスティバルの開催等	和泉市に在住する外国人を中心としたイベントの開催を通じて、外国人市民とのふれあいなど多文化交流を促進します。	人権・男女参画室
30	国際交流の推進	姉妹都市の米国ミネソタ州ブルーミントン市との交換学生の相互派遣やマラソンランナーの相互派遣、世界の子どもの作品展などの国際交流事業を推進します。	人権・男女参画室

②遊び場や活動の場の充実

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
31	ふれあい広場の維持整備	町会と協力し、安心・安全なふれあい広場の維持整備に努めます。	スポーツ振興課
32	水辺環境の整備	子どもが安全にまた、安心して水と親しむことができるように、地域の要望を踏まえた工事内容や工法の検討を行い、公民協働での維持管理を進めていきます。二級河川についても管理者である大阪府に要望していきます。	道路河川室

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
33	図書館の利用促進	子どもが気軽に図書館を利用できるように多種多様な行事を開催します。	読書振興課
34	学校体育施設開放事業	子どもや親子がスポーツや運動に親しむことができるように、学校体育施設の開放を進めます。	スポーツ振興課
35	集会所等の活用促進	地域住民の活動拠点である町会館等の整備に対して、助成金を交付するとともに、集会所等の活用を促進し、コミュニティの活性化を図っていきます。	公民協働推進室
		世代間交流等、身近な地域の老人集会所の活用を促進を図ります。	高齢介護室
36	施設開放事業	安全・安心な交流の場や遊び場として気軽に利用できるよう施設利用を促進します。	青少年センター

③子どもの社会参加への支援

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
37	和泉市を知る機会の充実	地域に対する興味や関心を持たせ、郷土を愛する心を育成するため、副読本や市のホームページ等の活用を図ります。 また、各種ニーズに向けた出前講座等の活用を図ります。	指導室 生涯学習課
38	子ども議会の開催	子どもの市政に対する意見表明や提言の機会として、子ども議会の開催充実を図ります。	指導室
39	青少年の自主活動の支援	青少年の人権擁護を中心とした自主的な取組を支援するため、費用の一部を補助します。	青少年センター
40	青少年の学習や体験活動の機会の提供	青少年の学習意欲を高め、さまざまな学習や体験の場を提供するため、各分野の専門講師を招いて講座や教室を開催します。	青少年センター
41	青少年リーダーの育成	青少年がボランティアリーダーとして活躍する能力の習得を図る講習・講座を開催します。	青少年センター
		青少年同士の交流や活動を促進するため、ジュニアリーダー講習会等を充実します。	生涯学習課
42	こども会活動の促進	こども会への加入者数・事業の参加者が減少しているため、活動をPRし、加入者の拡大に努め、青少年の健全育成を図ります。	生涯学習課

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
43	乳幼児とのふれあい体験の充実	青少年と乳幼児とのふれあいの機会を増やすため、中学生による保育実習や職場体験学習の受け入れ等地域での異年齢交流機会の拡大を進めます。	こども未来室
		保育所における中学生の保育実習や職場体験学習を実施するため、保育所、幼稚園等校種間及び地域連携の充実を図ります。	指導室
44	将来を見通した生活設計ができるような教育の推進	教員対象のキャリア教育研修の充実とともに、キャリア教育指導計画の見直しを進めます。	指導室
45	職場体験学習の推進	中学校における職場体験学習を推進するため、職場体験事業所の確保を図ります。	指導室
46	若者への就労支援	就職支援に関するセミナーを実施します。また、泉州地域若者サポートステーションと連携します。	商工労働室
47	将来に向け自分を見つけるための情報提供	中高生が進学・就職のために役立つ情報や自分を見つめるためのきっかけづくりができるよう、図書館にティーンズコーナーを設置し中高生向け資料の充実に努めます。	読書振興課
48	スポーツを通じた健康増進・体力向上	親子対象のスポーツイベント（歩こう会、体験乗馬、走り方教室等）を実施し、世代間の交流や、健康増進・体力向上を図る	スポーツ振興課

基本目標2 配慮が必要な子どもと家庭に対するきめ細かな支援

(1) 児童虐待の防止と総合的な支援

【施策の方向】

子どもも社会を構成する市民であり、豊かに生きる権利をもつ主体であることを、広く市民が理解・認識できるように、子どもの基本的人権の尊重について意識啓発を進めます。

社会問題ともなり増加が著しい子どもの虐待について、関係機関や団体、地域住民等との連携を強化し、未然防止や早期発見を図ります。また、児童虐待の発生予防のため、育児不安や孤立した育児環境等への早期介入に努めます。

【主な取組】

①子どもの人権尊重の意識啓発

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
49	子どもの人権に関する啓発	各学校での人権啓発標語等の募集を行います。また、人権啓発作品集「一いずみ一和」のホームページでの公開や人権研修の充実を図ります。	指導室
		人権啓発推進協議会校区別人権研修会において、子どもの人権問題（児童虐待等）に関する啓発・研修等を実施します。 人権擁護委員による人権教室（紙芝居、講話等）や、人権の花運動を通じて、他人を思いやる心や命を大切にする気持ちを育み、人権意識の高揚を図ります。	人権・男女 参画室
		市民、団体、教職員、市職員等に対して、児童虐待など子どもの人権問題に関して、広報・啓発・研修等を進めていきます。	こども未来室
		カウンセリング研修等研修を充実させ、児童虐待の未然防止及び早期発見につなげます。	教育センター

②子どもの虐待防止と対応の充実

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
50	市民に対する意識啓発	児童虐待の未然防止や早期発見のためには市民の理解と通告等協力が重要であることを街頭啓発やホームページ、ポスター等で啓発を図っていきます。	こども未来室
		児童虐待の未然防止及び早期発見のため、教職員、保護者、地域への啓発の充実を図ります。	指導室

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
51	子どものエンパワメント支援指導の推進	子どもの安全確保のために、エンパワメント支援指導の充実を図ります。	指導室
52	子育て関係団体等に対する研修の強化	子育て関係機関、団体等において、児童虐待に関する予防・発見・対応に関する研修を進めます。	こども未来室 関係各課
53	要保護児童対策地域協議会の推進	児童虐待を含む要保護児童等の早期発見・早期対応に向け、各関係機関と情報の共有化を図るとともに、連携を強化し、児童虐待等の防止と解決に努めます。	こども未来室
54	関係機関との連携	民生委員・児童委員等地域団体による児童虐待に関する市民の通告義務についての啓発・相談や児童虐待の発見・防止活動を促進します。	福祉総務課
		要保護児童対策地域協議会において、児童虐待の早期発見・早期対応に関する啓発、防止活動を進めていきます。 また、大阪府や関係機関との連携を図り、虐待を受けている児童に対する迅速な対応を行っていきます。	こども未来室
55	児童虐待の発生予防	児童虐待の発生予防のため、いずみまるごと子育て健康応援事業を通じ、妊娠期から継続した支援を実施します。 また、関係機関、関係課と連携を行い、育児不安や孤立した育児環境等への早期介入に努めます。	こども未来室 健康づくり 推進室
56	健診未受診者への対策強化	乳幼児健康診査の未受診者に対して、電話や訪問指導等で状況把握するとともに、子育て支援サービスの紹介や支援が必要な家庭を各種養育支援につなげるにより育児不安の軽減に努めます。	こども未来室
		未受診者家庭に訪問し、子どもの発育発達や育児状況を把握します。支援が必要な家庭には、各種支援につなげ、継続的に支援します。また、要保護児童対策地域協議会参加団体との連携を強化し、未受診者家庭の把握に努めます。	健康づくり 推進室

(2) いじめや不登校等の対応

【施策の方向】

不登校など不適応な状態にある児童・生徒は、本人のことや家庭、学校など、複合的な要因で大きな課題を抱えていることから、関係機関等と連携し、一人ひとりの背景に寄り添い適切な相談・指導を行っていきます。

また、いじめについては、「いじめ防止対策推進法」に基づく、各学校等で策定する「いじめ防止基本方針」に基づき実情に合った施策を推進するとともに、既存の相談窓口の一層の周知を進めます。

【主な取組】

①子どもに関する相談・支援体制の充実

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
57	子ども電話相談事業の推進	18歳までの子どもを対象とした専用電話を開設するとともに、「受け手ボランティア」を養成するための講座を開催します。	青少年センター
58	いじめを許さない環境づくり	人権教育推進プランに示された「人権を尊重した教育を実践するための研修」の充実を図ります。	指導室
59	生徒指導及び教育相談の推進	多様な課題を抱える子どもに対する専門的な教育相談やアセスメントによる個別支援体制の充実を図ります。	指導室
60	不登校児童に対する支援	引きこもり状態の子どもを計画的に訪問することにより、できるだけ心理的な負担を軽減しながら適応指導教室への通室を促します。	教育センター
61	カウンセリング相談事業の推進	不登校や発達障がいを伴う児童・生徒、保護者、担当の学校教職員のカウンセリングニーズは年々高まっており、今後も臨床心理士による行動改善支援を推進します。	教育センター
62	適応指導教室による支援	不登校児童・生徒の心の居場所としての適応指導教室での活動は、人間関係力の育成の上でも大きな効果があるため、支援の充実を図ります。	教育センター
63	適応指導教室における体験活動の推進	体験活動は心のエネルギーづくりに大きな効果があり、学校復帰、社会適応につながることから、ボランティア等の協力を得て、体験活動を続けていきます。	教育センター
64	電話による教育相談の推進	児童・生徒や保護者が、日ごろから抱えている不登校をはじめとする教育に関する不安や悩みの解消を図るため、教育相談員による電話相談を行います。	教育センター

(3) 障がいや発達に配慮が必要な子どもと家庭への支援

【施策の方向】

障がいや発達に配慮が必要な子どもやその家族を支援するため、身近な地域で相談や療育等が受けられる支援体制の充実を図るとともに、一人ひとりの可能性を伸ばし、自立や社会参加ができるように、障がいの程度や発達段階に応じた保育・療育・教育等の内容を充実します。また、障がいや発達に配慮が必要な子どもを乳幼児健康診査や所属機関などで早期に把握し、必要な支援・相談につなぐ体制を強化します。

保健・医療・福祉・療育・教育関係機関の連携を強化し、一貫した相談・指導体制をめざすとともに、特別支援教育への適切な対応を図ります。さらに、保育・教育環境や施設・設備の利便性、安全性、快適性を高めるため、整備・充実します。

【主な取組】

①保育・療育・教育内容の充実

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
65	保育所、幼稚園、認定こども園、ふたば幼児教室、小学校等における保育・教育の充実	障がいや発達に課題のある子どもに合わせた保育を充実するための職員配置を行い、関係機関とも連携しながら、一人ひとりの支援についてカンファレンスを行い、充実を図ります。	こども未来室
		一人ひとりのニーズに応じた支援を行うため、校内体制を整備し、保護者や関係機関と連携した個別の教育支援計画づくりを推進します。	指導室
66	障がい種別ごとの支援学級設置の促進	障がい種別による支援学級の設置や、重度・重複障がいの児童・生徒への支援の促進、支援学校におけるセンター的機能を活用し、各学校における「ともに学び、ともに育つ」教育を推進します。	指導室
67	保育士・教職員研修の充実	障がいや発達に課題のある子どもへの早期発見・早期療育につなげるための課題別研修を実施します。	こども未来室 指導室
68	教職員研修の充実	教職員を対象に研修を行うことにより、発達障がい等の特性に応じた指導を行うことを通して、当該児童・生徒の自立を図ります。	指導室
69	加配保育士、教職員の配置	民間保育所等における加配保育士への補助を行います。	こども未来室
		支援学級介助員の適切な配置を進めます。	指導室

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
70	専門教員の資質の向上	障がいのある子どもの教育の充実を図るため、特別支援教育コーディネーターの資質の向上をより一層推進します。 また、地域支援リーディングスタッフと連携・協力した支援教育リーディングチームの活用を図ります。	指導室
71	施設・設備のバリアフリー化の促進	障がいのある子どもが、安全な環境の中で保育が受けられるように、施設の充実を図ります。	こども未来室
		障がいのある児童・生徒が、安全な環境の中で教育が受けられるように、順次手すりの設置改修等を進めます。	教育総務室
72	療育施設への支援	児童発達支援事業所等の通所児童の療育内容の充実及び円滑な運営を図るため、支援します。	こども未来室
73	心身障がい児訓練事業	障がい児を対象とした、心身の豊かな発達と自立を促すための作業療法士等によるリハビリ訓練事業を実施します。	福祉総務課

②早期発見・相談支援体制の充実

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
74	関係機関との連携強化による適正な就園・就学指導の推進	子どもの障がいや発達の状態を早期に把握し、一人ひとりのニーズに応じた適切な就園・就学指導を行えるように、関係機関との連携を進め、情報の提供や相談・指導の充実を図ります。	こども未来室 指導室
75	和泉市支援教育推進委員会の充実	障がいのある一人ひとりの子どものニーズにあった教育を展開するため、保育所、幼稚園、認定こども園、関係課、関係諸機関との連携に努め、就学相談や教育相談を実施します。	指導室
76	医療機関との連携による教育相談、療育相談の充実	子どもの障がいや発達の状態に応じて、適切な教育相談や療育相談を行えるように、医療機関との連携の充実に努めます。	指導室
		必要な時期に医療や療育を受けることができるように、医療機関と密に連絡調整を行うよう努めます。	健康づくり推進室
77	乳幼児健康診査	大阪府のスクリーニング基準を参考に発達障がいの早期発見に努めます。育てにくさや発達の特性に応じた育児相談等の必要な支援につなぎます。	健康づくり推進室

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
78	保育・療育・教育等の一貫した相談・指導体制の構築	親子の健全な成長発達を支援できるように、発達面の評価を実施し、必要に応じて保育・療育・教育などの各機関と連携していきます。	こども未来室
		個別の教育支援計画・指導計画を充実するとともに、必要に応じて見直し・改善に努めます。	指導室
		目的や方針を共有し、よりよい支援を提供できるように、保育・療育・教育機関等と連携していきます。	健康づくり推進室
79	関わりにくさのある子どもをもつ保護者への支援	発達の特性により、関わりにくさや育てにくさを感じている保護者を対象に保護者同士の交流会等を実施します。	健康づくり推進室

③障がいのある子どもの生活や発達の支援

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
80	障がいに対する正しい理解と認識の普及・啓発	ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人が地域で安心して暮らせるように、多くの市民に対して、障がいに対する正しい理解と認識の普及と啓発に努めます。	障がい福祉課
81	障がい福祉サービス給付事業	障がいのある子どもの日常生活支援や社会参加を促進するため、障がい福祉サービスの給付を行います。	障がい福祉課
82	障がい児支援サービス給付事業	障がいのある子どもの生活能力向上のため、児童発達支援、放課後等デイサービス等の給付を行います。	こども未来室
83	障がい児補装具・日常生活用具給付事業	障がいのある子どもの日常生活支援や社会参加を促進するため、障がい児補装具や日常生活をより円滑にする用具の給付を行います。	障がい福祉課
84	相談支援機能の充実	障がい者基幹相談支援センターを中心に、障がいのある子どもやその保護者のさまざまな相談支援の充実を図ります。	障がい福祉課
		障がいや発達に課題のある子どもに適切な支援が受けられるよう相談体制の充実を図ります。	こども未来室
85	ふたば幼児教室	言葉や発達に気がかりのある子どもとその保護者が親子で通室し、遊びや小集団での活動を通してよりよい援助や経験を提供します。	こども未来室

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
86	手当・助成事業の周知	障がいのある子どもをもつ家庭の経済的支援を図るため、特別児童扶養手当支給事業、障がい児福祉手当事業、障がい者医療費助成事業について周知します。	障がい福祉課
87	障がいのある子ども等の支援体制の充実	障がいや発達に課題のある子どもの早期発見・早期療育から成長段階に応じた一貫した支援を実施するため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関や児童発達支援センターの連携を円滑にする児童発達支援ネットワーク会議を開催し、支援の充実を図ります。	こども未来室

(4) ひとり親家庭支援施策の推進

【施策の方向】

子どもの貧困対策として、特にひとり親家庭の生活の安定を図るため、各種給付の周知を徹底します。特に就業に結びつきやすく、経済的自立に効果的な資格取得や技術習得を促進するとともに、ハローワークと連携して、就労支援を実施していきます。

また、子どもの健やかな成長と家庭の福祉の向上を図るため、子育て支援をはじめ、自立支援員による相談・指導等相談体制を充実します。

【主な取組】

①経済的支援、養育費の確保

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
88	手当・助成事業の周知	ひとり親家庭の経済的支援を図るため、児童扶養手当の支給事業、ひとり親家庭医療費助成事業について周知します。	こども未来室
89	母子（父子）寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等の経済的支援を図るため、府が行う母子・父子・寡婦福祉資金の貸付について周知します。	こども未来室
90	養育費確保に向けた啓発	養育費は子どもが自立するまでに必要となる費用であり、その制度について、啓発を行います。	こども未来室

②就業支援

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
91	ひとり親家庭自立支援給付金等の周知	ひとり親の就業を促進するため、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金費事業を実施します。	こども未来室
92	ハローワーク等との連携	就業支援にあたり、ハローワーク等と連携します。	福祉総務課 こども未来室 商工労働室
93	無料職業紹介センター事業	就労支援コーディネーターによる丁寧な相談を実施し、一人ひとりにあった求人を紹介します。	商工労働室
94	保育所入所の推進	ひとり親家庭の保護者が安心して就業することができるように、調整指数を用いて保育所への入所判定を行います。	こども未来室

③日常生活の支援

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
95	母子・父子自立支援員による相談の推進	ひとり親家庭への情報提供及び支援を行っていきます。	こども未来室
96	市営住宅の福祉向け住宅の募集	母子家庭等の住まいを確保するため、市営住宅の福祉向け住宅の募集について周知します。	建築住宅課
97	母子生活支援施設入所	18歳未満の子どもがいる母子家庭で、子どもの福祉の向上を図る必要があり、施設利用を希望する場合、母と子どもが母子生活支援施設を利用することにより、子育てや生活の自立が図れるように支援します。	こども未来室

(5) その他援護が必要な家庭に対する支援

【施策の方向】

子どもの養育の支援が必要であるにもかかわらず、自ら積極的に支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、家庭訪問支援員の訪問による支援を行います。

また、生活困窮者に対して、相談窓口を設置し、関係各課や関係機関と連携し、総合的な支援を行います。

【主な取組】

①養育が困難な家庭への支援

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
98	養育支援訪問事業	養育上の支援が必要な家庭に対し、安定した養育が可能となるよう家庭訪問支援員を派遣し、訪問による支援を実施します。	こども未来室
		対象家庭についてこども未来室に紹介するとともに、訪問後も家庭の変化などについて情報の共有を図ります。	健康づくり推進室
99	家庭支援推進保育所事業	関係機関と連携を図り、配慮を要する入所児童やその家庭、及び在宅の家庭に対して、家庭訪問により支援します。	こども未来室
100	生活困窮者に対する相談支援	生活困窮者に対する相談支援を実施し、就労支援、家計相談、法律相談等による相談支援を行います。 また関係各課や関係機関と連携し、総合的な支援を行います。	福祉総務課
101	民間事業者等を活用した学校外での学習支援事業（いずみ希望塾）	小学校5年生～中学校3年生を対象とした学校外での学習支援事業として、家庭での学習や学習習慣の定着に課題がある児童・生徒に対して、公共施設5会場で、学習の場を提供するとともに学習支援を実施します。	指導室

基本目標3 子どもを生き育てることが楽しく感じられる地域づくり

(1) 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

【施策の方向】

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組み、地域子育て支援センターや保健センターなど関係機関と協力しながら、妊娠期から子育て期の切れ目ないきめ細かな支援の充実を図ります。

さらに、子どもの問題や子育てについての悩み、不安を軽減・解消できるように、関係機関や団体等と連携し、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な相談・指導を充実します。

また、子育てや子育てに関するサービスや講座等の情報、さまざまな子育て支援団体・サークル等の情報提供を充実します。

【主な取組】

①相談体制の充実

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
102	身近な地域での相談の充実	身近な地域での子育てを支援するため、保育所や幼稚園、認定こども園等での電話相談、来所相談に応じます。	こども未来室
103	いずみまるごと子育て・健康応援事業	安心して子どもを生き育てることができるよう支援を行います。また、妊娠届出から出産・育児まで早期から継続した切れ目ない支援を行います。 また、関係機関、関係課と連携を行い、育児不安や孤立した育児環境等への早期介入に努めます。	健康づくり推進室
104	女性問題に関する総合相談の推進	女性問題総合相談窓口について、相談案内パンフレットや、男女共同参画啓発冊子等により周知を図ります。また、関係機関等との連携及び関係各課と情報を共有し、より充実した体制を整えます。	人権・男女参画室
105	子ども家庭相談員による総合相談の推進	子育てや子どもの発達、家庭内の問題等について関係機関と連携しながら相談に応じます。	こども未来室
106	いきいきネット相談支援センターによる相談支援	各中学校区に配置しているいきいきネット相談支援センターの地域福祉総合相談員（CSW）が、子どもから高齢者、また障がいの有無に問わず地域の福祉に関する相談を対応します。	福祉総務課

②情報提供体制の充実

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
107	子育て支援マップの定期的な発行	より利用しやすい子育て関連情報の提供の検討を行います。	こども未来室
108	子育て講座等生涯学習講座の情報提供	子育て中の保護者や子どもが利用できる子育てに関する講座や子どもが楽しめる遊び等についての情報提供の充実に努めます。	こども未来室
		開催講座の周知について、広報誌及び市・所管施設のホームページ等で情報の掲載を行います。	生涯学習課
109	子育て関連図書・資料の充実	子育て関連の図書や資料、親子で楽しめる絵本等の充実に図ります。	読書振興課
110	子育て関連相談窓口一覧の提供	子ども自身の相談窓口や子育て関連の相談窓口について、関係機関も含め継続的に情報の提供を行います。	こども未来室
111	ホームページ情報の充実	子ども関連情報や子育て関連情報など、親子がいきいきと生活する上で参考になるように、ホームページ情報の充実に努めます。また、毎月の更新に加え、その他必要に応じてホームページを更新します。	関係各課
112	障がいのある保護者や外国人家庭に対する子育て関連情報の提供	園児の就学の円滑化・適正化を図るために専門的な立場から保護者に対して就学相談に応じる機会の充実に図ります。また、進路選択の円滑化・適正化を図るため、専門的な立場から保護者に対して進路相談に応じる機会の充実に図ります。	関係各課
113	子育て関連機関・関係課・団体等との連携による子育て関連情報の充実	子育て関連情報の提供の充実に図るため、子育て関連機関・関係課・団体等との連携に努め、情報の共有化を図ります。	関係各課
114	子育て健康応援アプリ（いずまる）	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制づくりの一環として、スマートフォンを活用し、多くの市民に、有効な子育て情報を届けることで、子育て支援につなげます。	健康づくり推進室 こども未来室

(2) 地域における子育て家庭への支援

【施策の方向】

子育て中の家庭の保護者が不安や悩みを抱えたまま孤立することのないように、さらに、少子化の中で子どもが地域の中でさまざまな人と出会い、多様な体験を通じて社会性やコミュニケーション能力などを獲得できるように、子どもを社会で育てる意識づくりを進めるとともに、コミュニティ活動の活性化など地域の子育て力の向上を図ります。

また、子育て中の家庭の保護者が、地域の温かなふれあいの中で、楽しく安心して子育てができるように、身近な地域での子育て支援サービスを充実するとともに、保護者同士の仲間づくりを促進します。

【主な取組】

①地域の子育て力の向上

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
115	地域行事等の活性化	地域の結びつきやコミュニティの活性化を図るためにも、さらなる住民の町会・自治会への加入促進が必要と考えます。転入や引越し等の新規住民に対し、自治会加入パンフレットの配布を行っていきます。	公民協働推進室
116	地域福祉の推進	子育て中の親子が地域で安心して生活できるように、(福)和泉市社会福祉協議会が進めている地域住民の参加と協力による子育てサロンの充実と拡大を支援します。	福祉総務課
117	子育て学習機会提供事業「ひまわりランド」の推進	家庭保育している保護者とその子どもを対象に、家庭で活かせる各種遊びやクラフトなど参加者が楽しめる講座等を開催します。	青少年センター

②地域の子育て支援サービスの充実

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
118	利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、保育・教育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	健康づくり推進室 こども未来室

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
119	地域子育て支援センター事業	地域の子育て支援の拠点として、子育て相談・指導、交流、子育てサークルの育成等を行うとともに、子育て支援関係機関とのネットワークを強化します。	こども未来室
120	いずみ・エンゼルハウス事業	子育て親子の交流・つどいの場の提供、相談業務、子育て情報の提供、子育て支援に関する講習会等を行うとともに、地元町会と連携を図りながら地域の子育てを支援します。	こども未来室
121	地域活動事業の推進	保育所による就学前児童対象の育児教室、園庭開放や保育所行事を通じての異年齢児交流、世代間交流、郷土文化伝承等を行う地域活動事業を進めます。	こども未来室
122	幼稚園における子育て支援の推進	幼稚園において、在園児以外の幼児や保護者に対し、子育ての悩みを安心して相談できる体制づくりを進めます。	こども未来室
123	民生委員・児童委員、主任児童委員による子育て支援の促進	「子育てさん集ま〜れ」などのイベントを開催し、子育ての悩みや子育て相談等を行うとともに、保護者同士、子ども同士が遊びを通じた交流や子育ての支援を行っていきます。	福祉総務課
124	世代間交流の推進	保育所や幼稚園、学校と高齢者との交流を、行事やクラブ活動等さまざまな機会を通じて行います。	こども未来室
		地域教育協議会に学校支援地域本部事業を取り込み、地域との協働による子どもの健全育成の充実を図ります。	指導室

(3) 親育ちへの支援

【施策の方向】

家庭が子どもの人間形成や安らぎの場として重要な役割を果たすように、市民に対する啓発を進めるとともに、子育てに少しでも自信がもてるように、家庭の子育て力の向上を図ります。

【主な取組】

①家庭の子育て力の向上

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
125	子育て講座の開催	子育てについての専門的な講座や子育てのストレスを解消する講座を開催します。子ども対象の講座を定期的実施し、父親の育児参加を促進します。	青少年センター
126	幼児期からの生活習慣の確立支援	日々の保育を通して幼児期からの生活習慣の定着を図ります。	こども未来室
127	ブックスタート事業	絵本を通して親子のスキンシップを図ってもらえるよう4か月児健康診査時に絵本を無料で配付します。 また、ブックスタート・フォローアップとして、1歳半と3歳半の健康診査時にも絵本の楽しさを伝えていきます。	読書振興課

②子育てへの関心の喚起

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
128	親学習講座の開催	地域社会、子育て環境及び子どもたちの健全育成に寄与するため、親学習講座を開催します。	生涯学習課

(4) 子育て家庭に対する経済的支援

【施策の方向】

子育てに関する経済的負担を少しでも軽減できるように、児童手当をはじめ医療費等の助成、教育費の軽減等各種制度について周知します。

【主な取組】

①養育費の支援

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
129	児童手当の支給	児童を養育している親等に児童手当を支給します。	こども未来室
130	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の経済的支援を図るため、児童扶養手当を支給します。	こども未来室
131	特別児童扶養手当の支給	障がいのある子どもをもつ家庭の経済的支援を図るため、特別児童扶養手当を支給します。	障がい福祉課
132	助産費用の助成	経済的な理由で助産費用を用意できない市民に対して、助産施設で出産する費用を助成します。	こども未来室
133	こども医療費の助成	医療費の負担の軽減を図るため、こども医療費助成事業を実施します。	こども未来室
134	ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の経済的支援を図るため、ひとり親家庭医療費助成事業を実施します。	こども未来室
135	重度障がい者医療費の助成	障がいのある子どもをもつ家庭の経済的支援を図るため、重度障がい者医療費助成事業を実施します。	障がい福祉課

②教育費の支援

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
136	和泉市子どもの夢応援奨学金の貸付・給付	経済的理由により就学が困難な人が教育を受けることができるように、各種奨学金制度の周知の徹底を図ります。	指導室
137	和泉市奨学金の貸付	経済的理由により就学が困難な人が教育を受けることができるように、奨学金を貸与・給付します。	指導室
138	遠距離通学生徒通学費の補助	学校統合により遠距離通学する中学校生徒に対して、通学費の一部を補助します。	指導室
139	子どもの就学援助	経済的な理由で、市立学校への児童の就学が困難な世帯に対して、費用の一部を援助します。	指導室
140	特別支援教育就学奨励費の支給	支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して、就学のために必要な経費の一部を助成します。	指導室

基本目標4 健やかに安心して暮らすことができる親と子の健康づくり

(1) 安心して妊娠・出産できる体制づくり

【施策の方向】

心身の変化が著しい妊娠・出産期を、親としての自覚をもち、健康な生活を送ることができるよう、また、安心して妊娠・出産できるように、健康管理についての知識の普及や健診、相談、指導を充実します。

さらに、本人や家族の心身の健康問題や多胎児妊娠などハイリスク妊婦に対し、安心・安全な出産を迎え、子育てがスタートできるよう、関係機関と連携を強化し支援します。

【主な取組】

①妊産婦保健対策の充実

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
141	母子健康手帳・父子健康手帳の交付	妊娠届を提出した家庭に対して、親子（母子）健康手帳・父子健康手帳を交付します。 また、交付の際の面接を通して保健師等が個々に応じた情報提供や相談を行うことによって、妊婦やその家族が安心して出産・育児ができるよう、妊娠期からの継続支援の充実を図ります。	健康づくり推進室
142	妊婦健康診査	安心安全な出産を迎えることができるよう妊婦健康診査を実施します。また、医療機関と連携し、必要な人への早期からの支援に努めます。また、妊婦歯科検診を実施し、妊娠中からの口腔ケアに努めます。	健康づくり推進室
143	両親（妊婦）教室	育児の具体的なイメージをもち、安心して妊娠期を過ごし、出産・育児できるよう支援します。	健康づくり推進室
144	妊産婦・新生児訪問指導	必要な人に訪問指導を行い、育児不安の軽減に努めます。	健康づくり推進室
145	不妊対策の推進	経済的負担の少ない環境で不妊治療を受けることができるように、和泉市特定不妊治療費助成事業を実施します。本事業の周知を図り、必要な人が利用できるよう努めます。また、大阪府の専門的な不妊相談や治療費助成制度等について紹介します。	健康づくり推進室
146	産後ケア事業	産科医療機関に宿泊または日帰りにより、助産師等から授乳指導や産後の母の健康管理、心身のケア等のきめ細かい支援を実施します。	健康づくり推進室

(2) 親子の健康の確保

【施策の方向】

心身の健康の基礎をつくる乳幼児期において、健やかに発育・発達できるように、乳幼児健康診査や予防接種の受診を促進し、疾病予防や早期発見に努めるとともに、事故予防や生活習慣の確立に向けて、保育所や幼稚園、認定こども園との連携を強化し、発育・発達段階に応じた予防策、しつけや食事について理解・認識できるように啓発します。

また、子どもが心身ともに健康で過ごせるように、家庭や医療機関等との連携を強化し、健康診断や健康教育、健康相談等の学校保健を充実するとともに、食生活の重要性について啓発するなど、子どもの健康づくりを推進します。

さらに、男女ともに保護者の健康を保持・増進するため、生活習慣病の予防など、若い時から適切な食事・運動・睡眠等についての啓発を進めます。

【主な取組】

①乳幼児保健対策の充実

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
147	乳幼児健康診査	乳幼児健康診査を実施し、子どもの健やかな成長を見守り、子育ての支援をします。	健康づくり推進室
148	専門医師等による相談	乳幼児健診（一次健診）で経過観察が必要となった乳幼児に対して、専門医師や心理相談員等による健康診査や相談を行う乳幼児健康診査（二次健診）を実施し、子どもの成長・発達に関する支援を行います。	健康づくり推進室
149	母子保健指導	乳幼児の健やかな成長、及び保護者の育児不安の軽減を図るため、訪問、窓口相談、電話などで相談に応じたり、必要な情報提供を行います。	健康づくり推進室
150	親子教室	育児不安や負担感の強い保護者自身が課題解決できる力を高めるため、教室内容の充実を図ります。	健康づくり推進室
151	離乳食講習会	離乳期の食育に関する正しい知識を啓発することで、健やかな親子関係の形成と乳児の「食べる力」を育むための支援を推進します。また、講習会に参加できない方へ個別の栄養相談で対応するなど、乳児期の食育の充実に努めます。	健康づくり推進室
152	予防接種の促進	感染症のまん延防止を図るため、市広報紙への接種勧奨記事の掲載及び予防接種の時期や接種内容を説明した予防接種手帳の交付及び未接種者への個別通知を実施するなど、接種率の向上に努めます。	健康づくり推進室

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
153	子どもの健康等についての啓発	関係機関と連携を行いながら、子どもの健康づくりや生活習慣の確立、事故予防に関する啓発を行っています。	健康づくり推進室 こども未来室
154	保育士、教職員等に対する研修の充実	子どものアレルギーや健康・安全に関する研修の充実を図ります。	こども未来室
		教職員に対し、子どもの安全や健康づくりに関する研修等を推進します。	指導室
155	産前産後サポート事業	妊産婦の不安や悩み等に対応し家庭や地域での孤立感の解消を図るため、訪問や相談交流会等を行います。	健康づくり推進室

②学校保健対策の充実

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
156	学校保健教育の充実	児童・生徒の心身共の健康の確保を図るため、健康診断や健康教育を推進するとともに、健康相談や心の健康相談の充実を図ります。	指導室
		各家庭の理解と協力が不可欠であるため、保護者に対して健康教育の必要性を啓発していきます。	教育総務室
157	性や生命の尊重に基づく性教育の推進	命の大切さや男女の性をお互いに尊重する意識を育む教育・指導の充実を図ります。	指導室

③食育の推進

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
158	食育の推進	保育所・幼稚園における食の安全・安心性を高めるとともに、子どもの食生活を豊かにするための食育計画をたて、地域に根ざした食育の実施を行います。また、地域と連携し、地場産の農作物を使った給食や季節の食材を使った献立作成など食育推進を図ります。	こども未来室
		農家や関係機関と協力しながら、引き続き食農教育を推進します。	農林課
		「第3次食育推進計画」に基づき、関係機関、関係団体、関係各課・室と協力し、広く市民が食育に触れ、食育を考える・提供する機会となる食育推進合同事業を実施します。また、乳幼児健康診査、各種健（検）診、健康教育を通じて和泉市の食育に関する普及啓発を行っていきます。	健康づくり推進室
		家庭や関係機関・地域との連携を強化し、稲作や野菜づくり等の体験学習や収穫した食材を使った給食の実施などを進めます。	指導室
		安心・安全な食材を使って、成長期にある児童・生徒に栄養バランスのとれた学校給食を実施するとともに、地域と連携し、地場産物を活用することや季節の食材を使うこと、郷土食・行事食の提供や児童・生徒の考えた献立の作成など、子どもや保護者が興味を示すような方法を用い、食育推進を図ります。	教育総務室

④保護者の健康の保持・増進の推進

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
159	健康診査・がん検診等の推進	子育て世代の生活習慣病の予防やがんの早期発見のため、健診の機会等を通じ、情報提供します。また、がんの早期発見のため、各種健康診査やがん検診等を実施し、検診の啓発を行い、受診を促進します。	健康づくり推進室

(3) 思春期保健対策の充実

【施策の方向】

思春期は心身ともに不安定な時期であり、子どもが自らの心身に関する正しい知識により主体的に判断し、行動できるように、特に喫煙や飲酒、薬物乱用、性感染症などの問題行動に関し、心身への影響等について理解・認識を深めるための教育・指導の充実を図ります。

また、次世代を担う子どもを生き育てる上で、健全な母性や父性の意識を育めるように、乳幼児等のふれあいを通じて健康な生活形成を促進します。

さらに、思春期の子どもをもつ保護者や地域の団体等に対し、子どもを取り巻く本市の状況や特性について理解・認識を深めるための教育・啓発を行います。

【主な取組】

①思春期の心身の健康の保持・増進

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
160	思春期保健事業の推進	喫煙、飲酒、薬物乱用、性感染症など心身に悪影響を及ぼす問題行動に関する正しい知識・理解への取組の充実を図ります。	指導室 教育総務室
161	男女平等教育推進モデル校園の指定	多様な性をお互いに尊重する意識を高めるため、男女平等教育推進モデル校園の指定を進めます。	指導室
162	バランスのとれた健康づくり	思春期に心身ともに健康で過ごすことができるように、学校、家庭、地域との連携により、食事や運動、睡眠等バランスのとれた健康づくりを進めます。	指導室
		栄養バランスのとれた食生活について、保護者への啓発を行います。	教育総務室
163	相談・指導の充実	喫煙、飲酒、薬物乱用、性感染症など心身に悪影響を及ぼす問題について、本人及び保護者からの相談への対応の充実を図ります。	指導室
164	医療機関等関係機関や団体との連携の強化	青少年の喫煙、飲酒、薬物乱用、性感染症など心身に悪影響を及ぼす問題行動を防止するため、医療機関や保健所、学校、関係課、地域団体等との連携及び研修機会の充実を図ります。	指導室

(4) 小児医療の充実

【施策の方向】

子育て家庭が休日や夜間においても安心して救急診療を受けることができるように、救急診療体制の周知を図ります。

さらに、市民の不安を少しでも取り除き、落ち着いて対応できるように、応急手当法等を普及します。

【主な取組】

①医療体制の充実

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
165	地域医療の推進	小児救急、予防接種、学童検診について、和泉市立総合医療センターで実施します。	病院経営管理課
166	泉州北部小児初期救急広域センターの周知	泉州地区における休日等の小児救急医療体制確保のため、泉州北部の5市1町で、泉州北部小児初期救急広域センターについて周知します。	健康づくり推進室
167	応急手当法の普及	従来より開催している各種救命講習会を継続し、子どもの命を守るため、大人に対して、意識付けを行います。	消防本部 消防署警防課

基本目標5 子育てと就労・地域活動がいきいきとできる環境づくり

(1) 保育・教育ニーズに対応した支援の強化

【施策の方向】

女性の社会進出に伴い保育所利用者が増加している中で、保護者の子育てと職業生活との両立を支援するため、あるいは就労形態の多様化に対応するため、保育所入所待機児童の解消に努めるとともに、地域子育て支援事業を充実します。

また、ボランティアや生涯学習活動等さまざまな地域活動への参加など、保護者がいきいきと充実した生活を送れるように、支援します。

さらに、保護者が安心して保育所に子どもを預けられるように、保育事業の質の向上に努めます。

【主な取組】

①多様な地域子育て支援事業等の提供

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
168	夜間保育事業	保護者の就労により、夜間（午後10時まで）、家庭での保育が困難な子どもを民間園で預かります。	こども未来室
169	休日保育事業	保護者の就労により、日曜・祝日等の休日に家庭での保育が困難な子どもを民間園で預かります。	こども未来室
170	病児・病後児保育事業	病気など集団での保育が困難な児童を家庭で保育できない保護者に代わって、医療機関等に付設した施設で一時的に預かります。	こども未来室
171	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者が病気やけがなど一時的に養育困難になった場合に児童擁護施設などで子どもを預かります。	こども未来室
172	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	一時的に子どもの養育が困難になった場合に夕方から夜間に児童擁護施設で子どもを預かります。	こども未来室
173	一時預かり事業	保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより、保育が一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行います。	こども未来室
174	ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を受けたい人と援助をしたい人との相互援助活動に関する連絡や調整を行います。	こども未来室

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
175	放課後児童健全育成事業	安全・安心な放課後の居場所づくり及び子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るための施設整備や運営内容、創意工夫、障がい児対応などに向けて、小学校や関係部局とも連携を図りつつ、対外的に利用者や地域への周知を推進し、適切な運営に取り組みます。	生涯学習課

②保育事業の質の向上

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
176	保育所、認定こども園情報の提供	保育所、認定こども園等の情報を、市ホームページなどで周知していきます。	こども未来室
177	保育所、認定こども園における苦情処理体制の充実	保育所、認定こども園において保護者からの苦情等の受付責任者・担当者を掲示します。また、各保育所に第三者委員を設置し、中立的な立場での苦情解決を支援することにより、保育サービスの質の向上を図ります。	こども未来室

(2) 仕事と生活の調和の推進

【施策の方向】

男女がともにゆとりある生活の確保や子育てしながら働き続けられるように、男性を含めた働き方の見直しや労働環境の整備について企業等への啓発を行います。

また、子育て中の保護者が、男女ともにいきいきと充実した家庭生活・地域生活を送ることができるよう、生涯学習の機会を充実するとともに、親子で参加できる機会を充実します。

【主な取組】

①子育てを大切にす職場環境づくりの推進

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
178	ワーク・ライフ・バランス等についての啓発	職業生活と家庭・地域生活の両立が働く上で重要であることや企業にとっても有益であるとの考え方（ワーク・ライフ・バランス等）について、市民や事業主等に普及・啓発します。	人権・男女 参画室 商工労働室
179	労働相談事業	労使の自主的な話し合いによる問題解決を支援するため、社会保険労務士による労働相談を実施します。	商工労働室
180	事業者向け男女共同参画推進に関する出前講座の開催	市内事業者向けに、「男女共同参画推進に関する出前講座」を開催します。	人権・男女 参画室

②生涯学習の推進

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
181	生涯学習講座の開催	第2次生涯学習推進プランにかかげる学習機会の充実に取り組みます。	生涯学習課
182	生涯学習情報誌の発行	生涯学習情報誌を発行し、生涯学習に関する活動内容を発信します。	生涯学習課

(3) 家庭や地域生活における男女共同参画の推進

【施策の方向】

親が充実感と安心感をもって子育てができるように、また、子どもが家庭の温かなふれあいの中で、心豊かに育っていくことができるように、男女がともに子育てや介護、家事等の責任を担い、協力し合い家庭を築いていくこと、さらに、子どもも家族の一員として協力していくことが重要であることの意識啓発を進めるとともに、男性の子育て等家庭生活への参画を促進します。

【主な取組】

①家庭の協力体制の確立

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
183	家庭における男女共同参画の推進	男女共同参画社会づくりに向けて啓発を行うため、啓発冊子、「ひゅーまんらいふ」「モアいずみ通信」を作成します。また、各種講座で啓発していきます。	人権・男女参画室
184	子育て応援講座の開催	男性の子育てへの参画と理解を深めるための啓発を行います。	人権・男女参画室
185	男性学講座の開催	男性の意識改革や生活自立のための実践的な家事講座等を開催します。	人権・男女参画室
186	父子健康手帳の活用促進	父子健康手帳の配布及び活用方法について説明し、父親の育児参画を促進します。	健康づくり推進室

基本目標6 子育て家庭を支える環境づくり

(1) 子どもの安全確保

【施策の方向】

子どもを犯罪等の被害から守るため、保護者や地域団体等と連携し、子どもの見守り体制の強化に努めます。

また、交通事故から守るため、関係機関や団体、地域等との連携を強化し、交通安全施設の整備を進めるとともに、交通安全教育等交通安全対策を推進します。

さらに、関係機関や団体、地域等との連携のもとに、子どもに対する犯罪を未然に防止し、子どもが安全に健やかに育つ環境づくりを進めるとともに、災害に際して避難体制等地域の防災体制の確立を進めます。

【主な取組】

①子どもの見守り機能の強化

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
187	民生委員・児童委員、主任児童委員による子育て家庭や子どもの見守りネットワークの構築	子育てサークル及び青少年・子育て関係機関・団体等相互の情報交換や連携により、子育て家庭や子どもの見守りネットワークの構築を進めていきます。	福祉総務課
188	地域人材の活用	子どもの心身ともに健やかな成長を支援するため、わが町の子どもを育てよう事業等の活用とともに、ボランティア等の地域人材の活用をさらに推進し、地域による教育力を高めます。また、新たな人材の発掘と積極的な活用を推進します。	指導室
189	子育てサークルの育成	子どもや子育ての支援を行うため、継続的に子育てサークルへの助成を行い、育成活動を支援します。	こども未来室
190	地域における子育て支援活動の促進	(福) 和泉市社会福祉協議会やいきいきネット相談支援センターなどの関係機関と連携し、子どもや子育て世帯を含めた地域の要支援者が孤立することなく、安心して生活できるよう、日常の見守りや声かけなどの体制の充実が図れるよう支援します。	福祉総務課

②交通安全対策の推進

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
191	交通安全施設整備の推進	交差点の改良、歩道整備、段差改善、視覚障害者誘導ブロックの設置、歩道幅員の確保等関係機関や地域住民との協力・連携により進めます。	道路河川室
192	通学路等の安全確保	交通安全対策を講じるだけでなく、学童の登下校マナーの教育についても重点を置いて安全確保を図ります。	道路河川室
193	ドライバーに対する安全運転等の呼びかけ	子どもや妊婦等に配慮した運転など、交通ルール及びマナーの習得に向けて講習会を実施していきます。	道路河川室
194	不法駐輪・駐車等の解消の啓発	歩道への不法駐輪・駐車など、通行を妨げる行為について解消するため、啓発を行います。また、店舗利用客の不法駐輪対策についても検討を行います。	道路河川室
195	自転車の走行マナーについての啓発	交通安全教育等を通じて、自転車の走行マナー向上に向けた啓発を行っていきます。	道路河川室
196	交通安全教育の推進	警察等関係機関との連携を図り、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域等において交通安全教育を進めます。また、地域との連携により、子どもの見守り活動を通して交通安全教育を進めます。	こども未来室 指導室 道路河川室
197	交通安全対策の実施	未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検結果を踏まえ、交通安全対策を進めます。	こども未来室 道路河川室 土木維持管理室

③防犯対策の推進

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
198	「子ども 110 番の家」事業の推進	大阪府民会議が実施推奨する「子ども 110 番の家」運動を小学校との連携により、引き続き進めます。	生涯学習課
199	青色防犯パトロールの普及促進	ボランティア団体等が、青色回転灯を付けたパトロール車で地域を巡回し、長時間・広範囲での子どもの見守り・防犯活動を実施します。	公民協働推進室
200	防犯灯の設置	今後も新設の LED 防犯灯に対する補助を行うとともに、電気料金に対する補助を行い、各町会・自治会の負担を軽減し、明るいまちづくりに努めます。	公民協働推進室

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
201	防犯カメラの設置	子どもや女性を対象とした犯罪等を抑止するため、住宅街等に防犯カメラ設置を行う自治会等への補助を実施することにより、地域防犯力の向上を図ります。	公民協働推進室
202	防犯意識の高揚	市民の防犯意識を高めるとともに、安全なまちづくりを進めるため、和泉市安全なまちづくり推進協議会及び和泉防犯協議会の活動を促進します。また、街頭啓発キャンペーンなどの啓発活動を進め、防犯意識の高揚に努めます。	公民協働推進室
203	防犯ネットワークの確立	地域の防犯体制を確立するため、各防犯関連団体の活動の促進と情報ネットワークを強化するとともに、啓発活動を進めます。	公民協働推進室
204	子どもの防犯指導の推進	保育所、幼稚園、認定こども園、学校等における子どもの防犯指導を進めます。	こども未来室
		自己防衛意識の育成と安全教育の充実を図るとともに、少年補導ネットワークとの連携を推進します。	指導室
205	安まちメール等を活用した子ども安全対策の推進	子どもに対する声かけ等事案の発生情報及び防犯対策情報を、「安まちメール（携帯電話等へのメール配信システム）」や府警ホームページを活用してリアルタイムに提供することにより、自主防犯意識を高め、子どもの犯罪被害を防ぎます。	公民協働推進室
206	学校等における防犯対策の推進	保育所において不審者等非常事態が発生した場合、大阪府警察本部と直結した非常通報装置を設置しており、定期的な保守を実施します。	こども未来室
		防犯カメラや正門電気錠を活用するとともに正門への来校者受付員の配置により、不審者対策等を継続的に実施します。	教育総務室

④防災対策の推進

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
207	学校等における防災対策の推進	保育所、幼稚園、認定こども園、学校等において、耐震設備の整備や避難訓練、防災教育の実施等を進めます。	こども未来室
		避難所となる体育館の非構造部材の耐震化改修を計画的に実施していきます。	教育総務室
		危機管理マニュアルを見直すとともに、避難訓練・防災教育の充実を図ります。	指導室
208	地域における防災活動の促進	「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉に、町会・自治会単位に自主防災組織を新規結成し、自主防災活動を促進するため、各種防災訓練や火災訓練実施等を通じて、地域の防災意識の高揚を図ります。	公民協働推進室
209	避難行動要支援者支援事業	登録が必要と思われる避難行動要支援者に対し、周知及び登録を促すとともに、啓発活動を行います。	福祉総務課 関係各課

(2) 青少年の健全育成の推進

【施策の方向】

次代を担う子どもが健やかに成長するように、保護者や地域住民、関係機関・団体と連携し、有害図書や情報等有害環境の浄化に取り組みます。

また、非行や薬物乱用、性の逸脱行為、家庭内暴力、校内暴力等さまざまな問題行動を防止するため、保護者や地域住民、関係機関・団体と連携し、問題行動の実態把握や防止に対する取組を進めます。

【主な取組】

①有害環境対策の推進

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
210	青少年の日常指導育成の促進	青少年の健全育成を図るため、青少年指導員協議会が主催する青少年の相談や地域づくり、環境浄化、街頭啓発等の支援を行います。	生涯学習課
211	青少年問題協議会活動の促進	青少年の健全育成を図るため、青少年問題協議会が街頭啓発等を行います。	生涯学習課
212	メディア・リテラシー（フィルタリング）	保護者に対する携帯電話やスマートフォンの安全な使い方の啓発を推進します。また、トラブル回避のため児童・生徒に情報モラル等適切な指導を行います。さらに、メディアを情報社会の中で上手に活用できる力を育む体験型情報モラル教育を実施し、正しく安全なメディアの活用について理解を深めます。	指導室 教育センター
		図書館内のインターネットコーナーでは、フィルタリングをかけることにより、子どもたちが有害な情報に接することがないように、細心の注意を払い、常に情報の更新を行います。	読書振興課
213	デートDVの予防啓発に関する出前講座の開催	次世代を担う若者が、正しい知識を身につけ、被害者にも加害者にもならないという当事者意識を高めるため、希望する市内学校等を対象に講師を派遣し、デートDVの予防啓発に関する出前講座を実施します。	人権・男女 参画室

②非行など問題行動への対応

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
214	生徒指導の推進	子どもの特性理解に基づく、適切な支援を実施していきます。また、問題行動や課題に対する専門的な相談活動や支援体制の充実を図ります。	指導室

(3) 地域における子育てネットワークの育成・支援

【施策の方向】

子育て家庭同士が交流することにより、共感しながら子育ての不安を解消できるよう、また、子育て力が高められるよう、子育てサークル活動の育成や活動の支援を行います。

また、常に変化する子育て家庭の状況を把握し、柔軟に対応していくため、行政部局間の連携をはじめ関係機関や団体等の専門機関が相互に情報交換や連携して取り組むことができるよう、ネットワークづくりを進めます。

【主な取組】

①子育てサークル活動の促進

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
215	子育てサークル等の活動促進	子育てサークルの活動を支援するため、地域の協力を得て、活動場所の確保・充実に努めます。	こども未来室

②子育てネットワークの構築

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
216	子育てサークルのネットワークの推進	子育てサークル同士の交流や情報交換等を進めるため、子育てサークルネットワーク推進協議会の活動を支援します。	こども未来室
217	子育て関連団体の交流や協働による支援活動の促進	こども会をはじめ、各種子どもの育ちや子育て支援関連団体による交流の機会や、地域での子どもの育ちの見守りや遊びの指導、世代間交流、青少年の健全育成等協働で取り組む機会づくりに努めます。	関係各課

(4) 子育て支援人材の育成の推進

【施策の方向】

高齢者の豊かな経験と知恵を子どもの健全育成等に生かしていただくため、高齢者と子どもが身近な地域でふれあうことができる機会づくりや、一緒に活動ができる場づくりに取り組みます。

また、高齢者や青年層など、さまざまな子育てボランティアの活動の促進を図ります。

【主な取組】

①地域人材の育成

番号	施策・事業名	施策・事業の内容	担当課
218	老人クラブ活動の促進	高齢者が子どもとふれあうことで生きがいを高めることができるよう、また、子どもも高齢者と交流することで、高齢者に対する理解を促進できるよう、老人クラブ活動での世代間交流等の取組を促進します。	高齢介護室
219	和泉市生涯学習人材データベース	生涯学習に関する豊富な知識や技能等を有する個人又は団体を登録し、その情報を広く市民に提供することによって、市民の自主的な学習を支援します。	生涯学習課

第5章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

本市では、認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を設定するにあたり、次のことを重視します。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の考え方

- 供給過多、あるいは供給過少にも柔軟に対応できること。区域を設定した場合、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合以外は、基準等の条件を満たす申請が提供されると、認可することになるため、他の区域が供給過多であっても新たに認可することになり、資源の有効活用が妨げられることは避ける。
- 子ども同士、親同士の交流機会の増加につながるようにすること。

既存の地域特性や上記の観点も踏まえ、本市では教育・保育提供区域について、次のとおり設定します。

教育・保育	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	4地域	供給過多、あるいは供給過少にも柔軟に対応するため、4地域とします。
2号認定（3～5歳）	4地域	
3号認定（0歳）	4地域	
3号認定（1～2歳）	4地域	
地域子ども・子育て支援事業	提供区域	考え方
時間外（延長）保育事業	4地域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、4地域とします。
放課後児童健全育成事業	小学校区	現状どおり、各小学校区を基本として実施します。
子育て短期支援事業	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
地域子育て支援拠点事業	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
一時預かり事業	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
病児・病後児保育事業	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
子育て援助活動支援事業	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
利用者支援事業	市内全域	教育・保育施設の活動の一環として、市内全域とします。
妊婦健康診査事業	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	現状どおり、市内全域とします。
養育支援訪問事業	市内全域	現状どおり、市内全域とします。

※4地域の小学校分類

- 北部地域：池上、幸、信太、鶴山台北、鶴山台南小学校
- 北西部地域：国府、和気、伯太、黒鳥、芦部小学校
- 中部地域：北池田、いぶき野、南池田、光明台南、光明台北、緑ヶ丘、北松尾、青葉はつが野小学校、南松尾はつが野学園
- 南部地域：横山、南横山小学校

2 将来の子ども人口

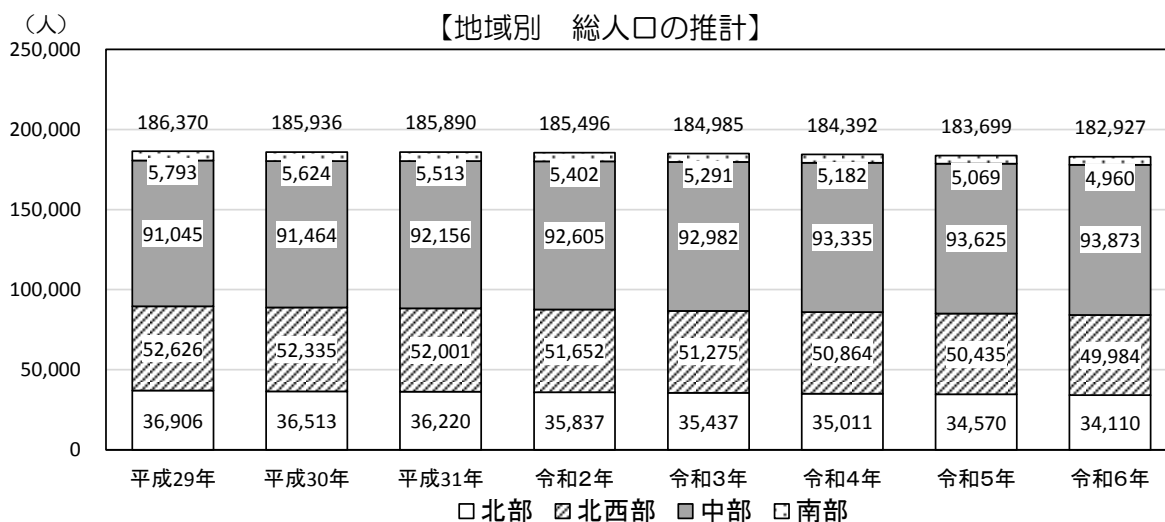
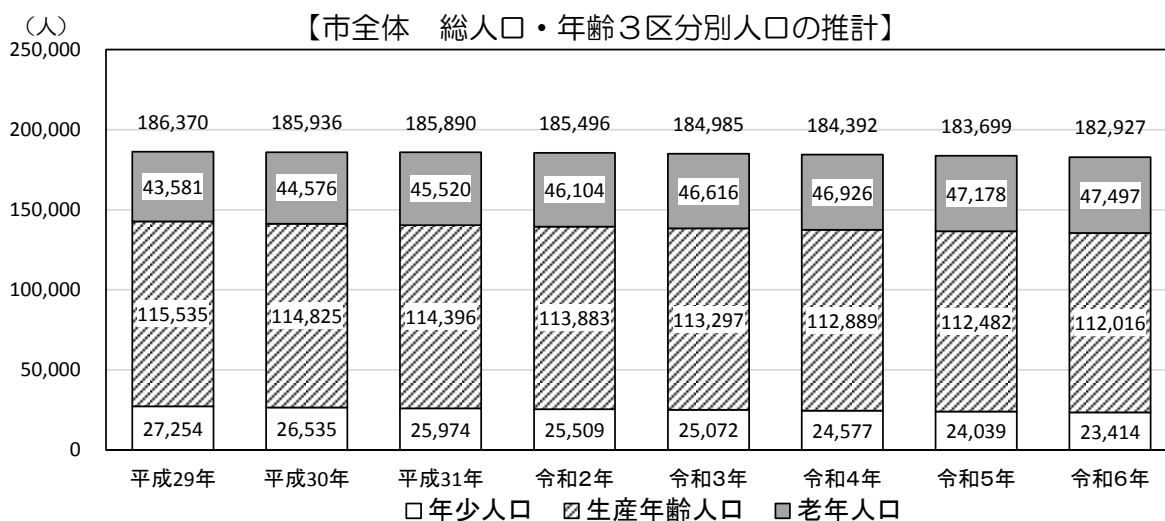
事業量の目標を設定するため、基礎となる将来の子ども人口の推計を行いました。

本市の総人口は減少傾向で推移することが予測されていますが、年少人口も同様に今後減少傾向を続けていくことが予測されており、平成29年の27,254人が計画期間の最終年度の令和6年には23,414人までの減少が見込まれます。

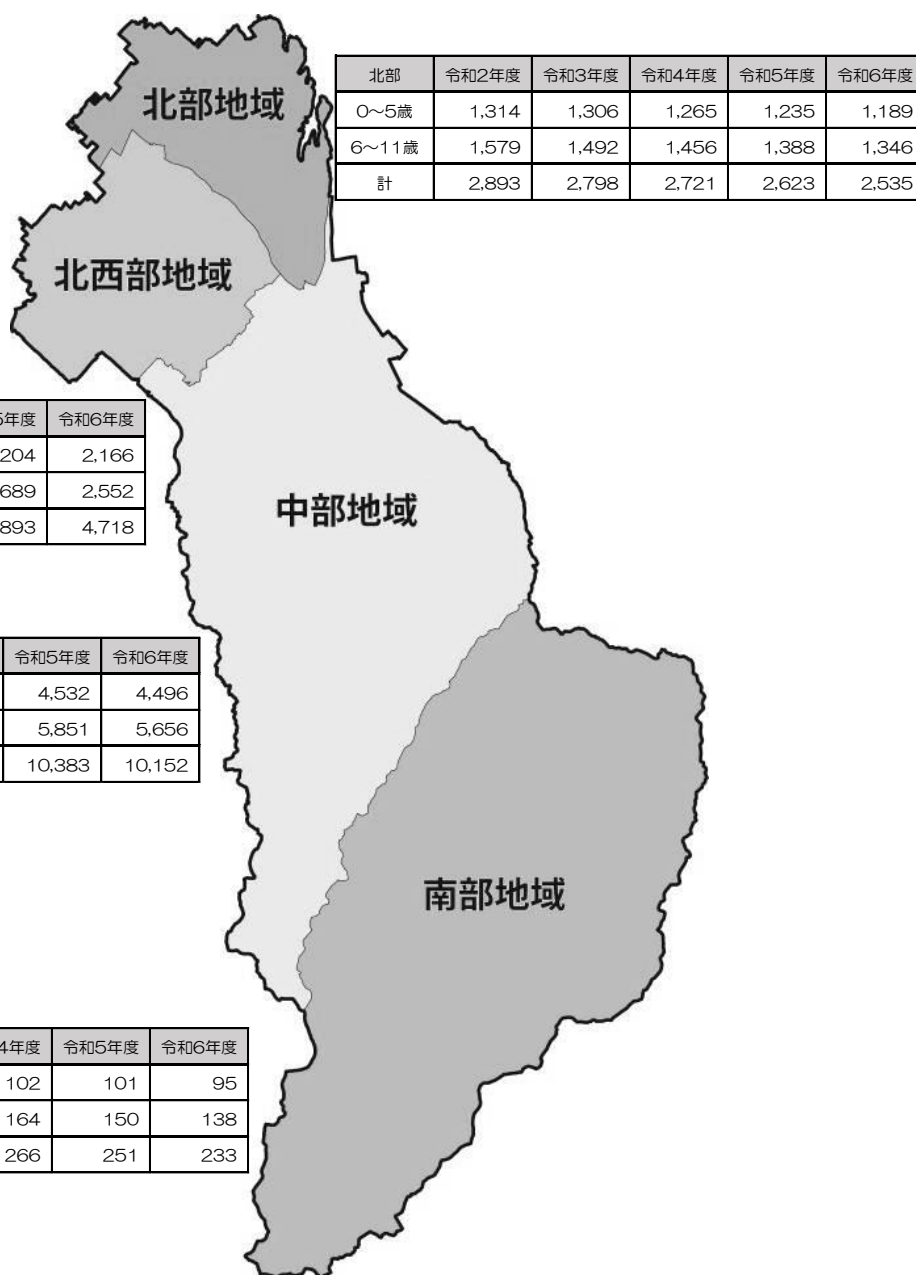
地域別では、中部地域は、緩やかに増加を続けるものと推計されますが、北部及び北西部、南部地域は、減少傾向で推移していくことが見込まれます。

本市の0～11歳の児童数の推計をみると、就学前児童、就学児童ともに減少傾向で推移することが見込まれます。

地域別では、総人口では増加が見込まれている中部地域を含め、全地域で就学前児童、就学児童が減少傾向で推移していくことが見込まれます。



【推計児童数】



北部	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～5歳	1,314	1,306	1,265	1,235	1,189
6～11歳	1,579	1,492	1,456	1,388	1,346
計	2,893	2,798	2,721	2,623	2,535

北西部	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～5歳	2,424	2,306	2,251	2,204	2,166
6～11歳	3,043	2,996	2,847	2,689	2,552
計	5,467	5,302	5,098	4,893	4,718

中部	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～5歳	4,723	4,640	4,576	4,532	4,496
6～11歳	6,363	6,194	6,090	5,851	5,656
計	11,086	10,834	10,666	10,383	10,152

南部	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～5歳	114	104	102	101	95
6～11歳	194	176	164	150	138
計	308	280	266	251	233

全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～5歳	8,575	8,356	8,194	8,072	7,946
6～11歳	11,179	10,858	10,557	10,078	9,692
計	19,754	19,214	18,751	18,150	17,638

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の見込量及び確保方策は、以下のとおりとなっています。

■市全体の幼稚園・保育所・認定こども園の確保方策

市全体 (単位：人)	令和2年度				令和3年度				令和4年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	
	教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①	2,491	2,249	1,404	210	2,402	2,183	1,424	204	2,335	2,144	1,451	199	
確保方策計 ②	2,850	2,285	1,356	320	2,795	2,466	1,461	332	2,795	2,466	1,461	332	
特定教育・保 育（保育所・ 認定こども 園）	市内	1,671	2,285	1,114	310	1,616	2,466	1,201	322	1,616	2,466	1,201	322
	市外	80	0	0	0	80	0	0	0	80	0	0	0
円滑化の活用	0	0	221	0	0	0	239	0	0	0	239	0	
確認を受け ない幼稚園	市内	678	0	0	0	678	0	0	0	678	0	0	0
	市外	421	0	0	0	421	0	0	0	421	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	13	6	0	0	13	6	0	0	13	6	
企業主導型（地域枠）	0	0	8	4	0	0	8	4	0	0	8	4	
②-①	359	36	△48	110	393	283	37	128	460	322	10	133	

注1）確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行せず、現行制度のまま継続する幼稚園のことです。

注2）円滑化の活用とは、教育・保育施設において、面積や職員配置の基準を順守しながら、定員の弾力的な運用を行うことです。

市全体 (単位：人)	令和5年度				令和6年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	
	教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①	2,290	2,126	1,463	194	2,251	2,116	1,444	190	
確保方策計 ②	2,795	2,466	1,461	332	2,795	2,466	1,461	332	
特定教育・保 育（保育所・ 認定こども 園）	市内	1,616	2,466	1,201	322	1,616	2,466	1,201	322
	市外	80	0	0	0	80	0	0	0
円滑化の活用	0	0	239	0	0	0	239	0	
確認を受け ない幼稚園	市内	678	0	0	0	678	0	0	0
	市外	421	0	0	0	421	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	13	6	0	0	13	6	
企業主導型（地域枠）	0	0	8	4	0	0	8	4	
②-①	505	340	△2	138	544	350	17	142	

■北部地域の幼稚園・保育所・認定こども園の確保方策

北部 (単位：人)	令和2年度				令和3年度				令和4年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	
	教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①	469	441	287	48	447	437	285	46	425	433	283	44	
確保方策計 ②	645	570	337	71	645	570	337	71	645	570	337	71	
特定教育・保育 (保育所・ 認定こども 園)	市内	390	570	281	71	390	570	281	71	390	570	281	71
	市外	6	0	0	0	6	0	0	0	6	0	0	0
円滑化の活用	0	0	56	0	0	0	56	0	0	0	56	0	
確認を受け ない幼稚園	市内	249	0	0	0	249	0	0	0	249	0	0	0
	市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業主導型(地域枠)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
②-①	176	129	50	23	198	133	52	25	220	137	54	27	

注1) 確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行せず、現行制度のまま継続する幼稚園のことです。

注2) 円滑化の活用とは、教育・保育施設において、面積や職員配置の基準を順守しながら、定員の弾力的な運用を行うことです。

北部 (単位：人)	令和5年度				令和6年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	
	教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①	404	429	281	43	385	426	279	41	
確保方策計 ②	645	570	337	71	645	570	337	71	
特定教育・保育 (保育所・ 認定こども 園)	市内	390	570	281	71	390	570	281	71
	市外	6	0	0	0	6	0	0	0
円滑化の活用	0	0	56	0	0	0	56	0	
確認を受け ない幼稚園	市内	249	0	0	0	249	0	0	0
	市外	0	0	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業主導型(地域枠)	0	0	0	0	0	0	0	0	
②-①	241	141	56	28	260	144	58	30	

■北西部地域の幼稚園・保育所・認定こども園の確保方策

北西部 (単位：人)	令和2年度				令和3年度				令和4年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	
	教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①	606	691	372	57	555	633	373	56	528	602	379	55	
確保方策計 ②	675	613	354	88	620	686	412	97	620	686	412	97	
特定教育・保育 (保育所・ 認定こども 園)	市内	233	613	292	86	178	686	340	95	178	686	340	95
	市外	13	0	0	0	13	0	0	0	13	0	0	0
円滑化の活用	0	0	58	0	0	0	68	0	0	0	68	0	
確認を受け ない幼稚園	市内	429	0	0	0	429	0	0	0	429	0	0	0
	市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業主導型(地域枠)	0	0	4	2	0	0	4	2	0	0	4	2	
②-①	69	△78	△18	31	65	53	39	41	92	84	33	42	

注1) 確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行せず、現行制度のまま継続する幼稚園のことです。

注2) 円滑化の活用とは、教育・保育施設において、面積や職員配置の基準を順守しながら、定員の弾力的な運用を行うことです。

北西部 (単位：人)	令和5年度				令和6年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	
	教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①	520	592	370	54	516	588	360	53	
確保方策計 ②	620	686	412	97	620	686	412	97	
特定教育・保育 (保育所・ 認定こども 園)	市内	178	686	340	95	178	686	340	95
	市外	13	0	0	0	13	0	0	0
円滑化の活用	0	0	68	0	0	0	68	0	
確認を受け ない幼稚園	市内	429	0	0	0	429	0	0	0
	市外	0	0	0	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業主導型(地域枠)	0	0	4	2	0	0	4	2	
②-①	100	94	42	43	104	98	52	44	

■中部地域の幼稚園・保育所・認定こども園の確保方策

中部 (単位：人)	令和2年度				令和3年度				令和4年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	
	教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①	1,401	1,035	704	97	1,386	1,033	726	95	1,370	1,031	749	93	
確保方策計 ②	1,494	1,048	632	153	1,494	1,156	679	156	1,494	1,156	679	156	
特定教育・保育 (保育所・認定こども園)	市内	1,012	1,048	513	145	1,012	1,156	552	148	1,012	1,156	552	148
	市外	61	0	0	0	61	0	0	0	61	0	0	0
円滑化の活用	0	0	102	0	0	0	110	0	0	0	110	0	
確認を受けない幼稚園	市内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市外	421	0	0	0	421	0	0	0	421	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	13	6	0	0	13	6	0	0	13	6	
企業主導型(地域枠)	0	0	4	2	0	0	4	2	0	0	4	2	
②-①	93	13	△72	56	108	123	△47	61	124	125	△70	63	

注1) 確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行せず、現行制度のまま継続する幼稚園のことです。

注2) 円滑化の活用とは、教育・保育施設において、面積や職員配置の基準を順守しながら、定員の弾力的な運用を行うことです。

中部 (単位：人)	令和5年度				令和6年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	3~5歳	3~5歳	1~2歳	0歳	
	教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		教育のみ	保育の 必要性あり	保育の必要性あり		
利用見込量 ①	1,355	1,029	773	91	1,340	1,027	766	90	
確保方策計 ②	1,494	1,156	679	156	1,494	1,156	679	156	
特定教育・保育 (保育所・認定こども園)	市内	1,012	1,156	552	148	1,012	1,156	552	148
	市外	61	0	0	0	61	0	0	0
円滑化の活用	0	0	110	0	0	0	110	0	
確認を受けない幼稚園	市内	0	0	0	0	0	0	0	0
	市外	421	0	0	0	421	0	0	0
特定地域型保育事業	0	0	13	6	0	0	13	6	
企業主導型(地域枠)	0	0	4	2	0	0	4	2	
②-①	139	127	△94	65	154	129	△87	66	

■南部地域の幼稚園・保育所・認定こども園の確保方策

南部 (単位：人)	令和2年度				令和3年度				令和4年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の 必要性あり	1～2歳	0歳	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の 必要性あり	1～2歳	0歳	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の 必要性あり	1～2歳	0歳	
利用見込量 ①	15	82	41	8	14	80	40	7	12	78	40	7	
確保方策計 ②	36	54	33	8	36	54	33	8	36	54	33	8	
特定教育・保 育（保育所・ 認定こども 園）	市内	36	54	28	8	36	54	28	8	36	54	28	8
	市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
円滑化の活用	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	5	0	
確認を受け ない幼稚園	市内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業主導型（地域枠）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
②－①	21	△28	△8	0	22	△26	△7	1	24	△24	△7	1	

注1) 確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行せず、現行制度のまま継続する幼稚園のことです。

注2) 円滑化の活用とは、教育・保育施設において、面積や職員配置の基準を順守しながら、定員の弾力的な運用を行うことです。

南部 (単位：人)	令和5年度				令和6年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の 必要性あり	1～2歳	0歳	3～5歳 教育のみ	3～5歳 保育の 必要性あり	1～2歳	0歳	
利用見込量 ①	11	76	39	6	10	75	39	6	
確保方策計 ②	36	54	33	8	36	54	33	8	
特定教育・保 育（保育所・ 認定こども 園）	市内	36	54	28	8	36	54	28	8
	市外	0	0	0	0	0	0	0	0
円滑化の活用	0	0	5	0	0	0	5	0	
確認を受け ない幼稚園	市内	0	0	0	0	0	0	0	
	市外	0	0	0	0	0	0	0	
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業主導型（地域枠）	0	0	0	0	0	0	0	0	
②－①	25	△22	△6	2	26	△21	△6	2	

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保方策は、以下のとおりとなっています。

①時間外保育事業（延長保育事業）	
事業の概要	保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所、認定こども園等において保育を行います。
対象	2号認定（3歳～5歳）、及び3号認定（0歳～2歳）の乳幼児

■時間外（延長）保育事業

（単位:人）

計画年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
北 部	5,630	5,607	5,585	5,562	5,539
北 西 部	6,022	5,865	5,712	5,562	5,417
中 部	16,723	16,115	15,530	14,966	14,423
南 部	444	429	414	400	387
見込量計	28,819	28,016	27,241	26,490	25,766
確保方策	31,000	30,000	30,000	29,500	29,000

※延利用者数

確保方策	保育所、認定こども園で延長保育を実施し、延長保育の利用ニーズに対応していきます。
------	------------------------------------------

②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業の概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校・義務教育学校に就学している児童に対し、放課後等に児童クラブで生活の場を与え、適切な遊びを通して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。
対象	小学生

■放課後児童健全育成事業

（単位:人）

計画年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	700	688	675	644	615
2年生	678	666	653	624	596
3年生	519	511	501	478	457
4年生	226	222	218	208	198
5年生	90	89	87	83	79
6年生	45	44	43	42	40
見込量計	2,258	2,220	2,177	2,079	1,985
確保方策	2,337	2,337	2,337	2,337	2,337

※利用者数（登録者数）

確保方策	平成27年度から施行された「1クラブおおむね40人以下」及び「児童1人につきおおむね1.65㎡以上の専用区画の面積」の基準を満たすため、施設整備等を行い、対象者の受入を行います。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------

③子育て短期支援事業

事業の概要	保護者の疾病、出産、看護、事故、災害等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に預かり、必要な養育保護を行います。宿泊を伴う「ショートステイ事業」と、平日の夕方から夜間または休日預かりを実施する「トワイライトステイ事業」があります。
対象	ショートステイ事業 18歳未満 トワイライトステイ事業 小学生

■子育て短期支援事業

(単位：人日)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	19	20	21	21	22
確保方策	120	120	120	120	120

確保方策	5か所の実施施設と契約し、現状の体制で対応していきます。施設に空きがない場合は、和泉市を管轄する岸和田子ども家庭センターと連携を図りながら対応していきます。
------	--------------------------------------------------------------------------------

④地域子育て支援拠点事業

事業の概要	地域の子育て支援の拠点として、育児不安の解消を図るための子育て家庭へ支援や、子育てサークル等への支援及び地域の子育てに関する情報提供を行うとともに、就学前の児童やその保護者が交流できる場を提供します。
対象	就学前児童（0～5歳）及びその保護者

■地域子育て支援拠点事業（1か月当たり）

(単位：人回)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	6,386	6,413	6,441	6,468	6,496
確保方策	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

確保方策	現状の実施施設で対応し、センター型事業との整合性を図りながら、関係機関と連携して周知を図るとともに、利用しやすい環境の整備に努めます。
------	---------------------------------------------------------------------

⑤一時預かり事業

事業の概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所、幼稚園、認定こども園において、一時的に預かり、必要な保育を行います。
対象	1号認定及び2号認定（3歳～5歳）、その他0～5歳の乳幼児

■一時預かり事業（幼稚園型）

（単位：人日）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	39,333	39,003	38,677	38,353	38,032
確保方策	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000

■一時預かり事業（幼稚園型以外）

（単位：人日）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	3,499	3,449	3,400	3,352	3,305
確保方策	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

確保方策	保育所、認定こども園で一時預かり事業を実施し、保護者の一時的な就労や疾病・事故・看護や育児に伴う心理的負担の軽減を図ります。 私立幼稚園全園で在園児を中心とした預かり保育を実施します。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

⑥病児・病後児保育事業

事業の概要	子どもが病気やけがのため、集団保育等が困難な場合に病児保育室で子どもを一時的に保育します。また、子どもが病気回復期にあり、集団保育等が困難な場合に病後児保育室で子どもを一時的に保育します。
対象	保護者が就労等により、家庭で養育することができない小学校3年生までの児童

■病児・病後児保育事業

（単位：人）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	559	539	520	502	485
確保方策	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

確保方策	現状の実施施設で対応し、関係機関と連携して周知を図るとともに、利用しやすい環境の整備に努めます。
------	--------------------------------------------------

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業の概要	乳幼児や小学校等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡や調整を行います。
対象	提供会員は、市内在住で、自宅で子どもを預かることができる人で、当センターが実施する研修（15 時間程度）を修了した人。65 歳くらいまでの心身とも健康な人 依頼会員は、原則、市内在住で生後6か月以上から小学校6年生のお子さんをおもちの人で、当センターが実施する研修（2 時間程度）を修了した人

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（単位：件）

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込量	1,119	1,112	1,105	1,098	1,092
確保方策	4,440	4,440	4,440	4,440	4,440

確保方策	提供会員と依頼会員のバランスに配慮しながら会員数の増加を図るとともに、提供会員の研修の充実を図っていきます。
------	--------------------------------------------------------

⑧利用者支援事業

事業の概要	子どもや保護者が自分の家庭に一番ふさわしいメニューを円滑に利用できるよう、保育所、幼稚園、認定こども園での教育・保育や、つどいの広場、一時預かり等の地域子育て支援事業などの中から適切な支援に繋がります。妊娠期から子育て期まで包括的・継続的に支援できるよう母子保健や育児に関する相談に応じます。また、子育て世代を支える関係機関のネットワークづくりを行い、支援整備のため体制づくりを行います。
対象	就学前児童（0～5歳）をもつ保護者

■利用者支援事業

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込量	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

確保方策	リーフレット、その他の広報媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、利用者に広く周知を図ります。 妊娠届出等の機会を通じて、利用者を把握、継続的に相談に応じます。また、利用者の支援について、関係機関と協議連携を図ります。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑨妊婦健康診査

事業の概要	母体と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査受診券を交付し、健診費を公費負担します。
対象	妊娠届出者

■妊婦健康診査（年間対象者数・受診回数）

（単位：人・回）

計画年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	対象者数	1,274	1,243	1,212	1,181	1,152
	健診回数	15,038	14,663	14,296	13,939	13,590
確保方策	対象者数	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
	健診回数	17,388	17,388	17,388	17,388	17,388

確保方策	妊婦は、母子健康手帳の交付時にあわせて健康診査受診票の交付を受け、府内委託医療機関等にて健康診査を受診します。健康診査受診票の交付時に受診の勧奨を行います。大阪府外で妊婦健康診査を受診した場合は、補助金として、要した妊婦健康診査費を還付します。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑩乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関するさまざまな悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切な機関と結びつけます。
対象	生後4か月までの乳児

■乳児家庭全戸訪問事業

（単位：人）

計画年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量		1,231	1,211	1,182	1,155	1,126
確保方策		1,296	1,296	1,296	1,296	1,296

確保方策	0歳児の推計数に対して、全員の訪問をめざします。母子健康手帳発行時に、事業の周知を行います。
------	------------------------------------------------

⑪ 養育支援訪問事業

事業の概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する支援・助言等を行います。
対象	養育支援が特に必要な家庭

■ 養育支援訪問事業（対象数）

（単位：件）

計画年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	11	12	14	15	17
確保方策	20	20	20	20	20

確保方策	養育上の支援が必要な家庭を関係機関等と連携して早期に把握し、家庭訪問支援員による見守りや適切な支援につなげます。
------	----------------------------------------------------------

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要	教育・保育施設等を利用する保護者の世帯の所得等の事情を勘案して、市町村が定める基準に該当する場合に、施設での実費徴収に係る費用を助成する事業です。
対象	新制度に移行していない私立幼稚園の利用者

確保方策	幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない私立幼稚園の利用者のために、市が定める基準に該当する場合に副食費に係る費用の一部を助成します。
------	---------------------------------------------------------------------------

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業の概要	教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業（特別支援教育に関する支援等）です。
-------	---------------------------------------------------------------------------------

確保方策	事業⑬については、状況を踏まえて今後検討します。
------	--------------------------

5 地域型保育事業の認可に関する需給調整の考え方

教育・保育提供区域において教育・保育事業の供給が不足している場合、当該区域に認可基準を満たす地域型保育事業所の設置申請に対しては、原則、認可することとなっています（児童福祉法第34条の15第5項）。

本市では、この原則に則り、本計画に定める教育・保育提供区域の見込量に基づき、地域型保育事業の認可にあたっての需給調整を行います。申請された教育・保育提供区域において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員総数が、計画で定める見込量に既に達しているか、申請された地域型保育事業所の設置によって見込量を超える場合、地域型保育事業の認可をしないことがあります。

6 教育・保育の一体的提供及び供給体制の確保方策

教育・保育の供給体制の確保にあたっては、教育・保育施設等の拡大を行うとともに、利用者が適切な保育サービスを受けることができるよう、情報提供の充実を図ります。

教育・保育施設等の拡大については、北西部に民間認定こども園を開園するとともに、既存施設の認定こども園化による利用定員枠の増、既存施設の利用定員枠の増（定員変更・増改築等）により行います。

また、教育・保育内容については、家庭での教育とともに、人格形成の基礎なる乳幼児期の教育・保育の重要性を踏まえ、質の高い教育・保育サービスの提供に向け、関係機関等と連携して次のことに取り組みます。

- 保育所と幼稚園、認定こども園、小・中学校との連携
- 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

7 質の向上のための取組

教育・保育の質の向上を図るため、次のことに取り組みます。

- 職員の資質向上に向けた研修等の充実
- 運営に関する自己評価、外部評価等の導入支援
- 定期的な情報交換の実施

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し横断的な取組を積極的に進めます。また、子ども・子育てに関わる施策は、保健・福祉・医療・教育等、様々な分野にわたっています。このため、市民（家庭）、地域社会、事業者、NPOや市民活動団体などの地域組織、関係機関と連携を図りつつ、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握して子育て支援に努めます。

計画の進行管理については、本計画の検討・策定にあたった「和泉市こども・子育て会議」を、市民参画による評価体制としても位置づけ、本計画の進捗状況を評価します。

また、本計画の推進にあたっての、各主体の役割と責務について、次のように考えます。

【計画の推進にあたっての各主体の役割と責務】

■行政の役割

法に基づく子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業、その他多岐にわたる子ども・子育て支援施策については、子ども・子育て支援を総合的に実施する主体として、子どもの最善の利益の実現を念頭に、質と量の確保を図ります。

■事業者の役割

子育て中の就労者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の就労者の仕事と家庭・地域生活との両立が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

特に、改正次世代育成支援対策推進法では、事業主は、国または地方公共団体が講じる次世代育成支援対策に協力しなければならないこととされています。また、一般事業主は、一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に努めることが望まれます。

■家庭の役割

保護者は、家庭の中のみならず、地域の中で、男女がともに、保護者同士や地域の人とのつながりを持ち、町会や自治会、PTA、その他の地域活動にも参画し、ともに子育て支援の役割を果たしていくことも重要です。多様な人とのつながりの中で、親も子どもも地域の人々とともに成長し、次代を担う子どもたちがいきいきと健やかに育つことを地域の人々とともに喜びと感ぜられるように、基盤となる家庭づくりを進め、子どもの育ちを支えていくことが求められます。

■地域及び各種団体の役割

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政をはじめ事業者等と地域住民、町会・自治会などの地域団体、民生委員・児童委員等各種団体を含め、社会全体で協力して取り組むべき課題です。さまざまな担い手が相互に連携し、協働し、あるいは独自に対策を進めていくことが必要です。

2 計画の進行管理

本計画に関しては、6つの基本目標、23の施策の方向ごとに、主な取組の事業の実施状況について、毎年度進捗状況把握・評価シートにより、関係各課が把握し自己評価を行います。自己評価は、主な取組の内容どおりに事業が実施できたかどうかを評価します。

【施策・事業把握・評価シートの内容】

- ①基本目標・施策の方向・主な取組ごとの事業の実施内容についての評価
実行状況：計画通りに実行、一部実行、実行していないの3段階評価
- ②現状の取組内容（実績等も）、課題を記載
- ③今後の方針について：現状維持、拡大、縮小、廃止、その他の5段階
- ④今後の実施内容について記載

本計画においては、子ども・子育て支援事業計画として、保育・教育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みと確保策を設定していますが、これについては、数値による把握・評価を行います。

また、取組について、関係各課による自己評価とともに、こども・子育て会議による意見を外部評価として集約し、計画の進捗状況の確認や課題の整理、対応の推進を図ります。

なお、子ども人口の推移や、子ども・子育て支援事業に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国の制度の動向等を踏まえ、必要に応じて量の見込みと確保方策等について見直しを行います。

【本計画におけるPDCAサイクル】

